

平成22年 第2回

# 宿毛市議会定例会会議録

平成22年6月16日開会  
平成22年6月28日閉会

宿毛市議会事務局

平成22年第2回宿毛市議会定例会会議録

目 次

第 1 日 (平成22年6月16日 水曜日)	
議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
事務局職員出席者	2
出席要求による出席者	2
開 会 (午前10時00分)	
○日程第1 会議録署名議員の指名	4
○日程第2 会期の決定	4
(諸般の報告)	
○日程第3 議案第1号から議案第25号まで	7
(提案理由の説明)	
市 長	7
散 会 (午前10時41分)	
陳情文書表	12
----- . . . -----	
第 2 日 (平成22年6月17日 木曜日)	休会
----- . . . -----	
第 3 日 (平成22年6月18日 金曜日)	休会
----- . . . -----	
第 4 日 (平成22年6月19日 土曜日)	休会
----- . . . -----	
第 5 日 (平成22年6月20日 日曜日)	休会
----- . . . -----	
第 6 日 (平成22年6月21日 月曜日)	
議事日程	13
本日の会議に付した事件	13
出席議員	13
欠席議員	13
事務局職員出席者	13
出席要求による出席者	13
開 議 (午前10時00分)	

○日程第1 一般質問	1 5
1 松浦英夫議員	1 5
市 長	2 0
教 育 長	2 5
松浦英夫議員	2 6
教 育 長	2 6
松浦英夫議員	2 6
市 長	2 8
松浦英夫議員	2 8
2 野々下昌文議員	2 8
市 長	3 0
野々下昌文議員	3 2
市 長	3 3
野々下昌文議員	3 4
3 岡崎利久議員	3 4
市 長	3 5
岡崎利久議員	3 7
市 長	3 8
岡崎利久議員	3 8
4 中平富宏議員	3 8
市 長	4 1
教 育 長	4 4
中平富宏議員	4 4
市 長	4 6
商工観光課長	4 7
建設課長	4 8
中平富宏議員	4 8
市 長	4 9
商工観光課長	5 0
中平富宏議員	5 0
商工観光課長	5 1
総務課長	5 1
中平富宏議員	5 1
教 育 長	5 2
中平富宏議員	5 3
市 長	5 3
教 育 長	5 4

中平富宏議員	5 4
教 育 長	5 5
中平富宏議員	5 5
延 会 (午後 2時59分)	

----- . . . -----

第 7日 (平成22年6月22日 火曜日)

議事日程	5 7
本日の会議に付した事件	5 7
出席議員	5 7
欠席議員	5 7
事務局職員出席者	5 7
出席要求による出席者	5 7
開 議 (午前10時01分)	
○日程第1 一般質問	5 9
1 中川 貢議員	5 9
市 長	6 2
教 育 長	6 3
中川 貢議員	6 5
教 育 長	6 8
中川 貢議員	7 0
市 長	7 2
教 育 長	7 3
中川 貢議員	7 4
教 育 長	7 4
中川 貢議員	7 4
2 浅木 敏議員	7 5
市 長	7 9
教 育 長	8 2
浅木 敏議員	8 3
市 長	8 6
教 育 長	8 7
教育次長兼学校教育課長	8 8
浅木 敏議員	8 8
市 長	8 9
浅木 敏議員	8 9
教育次長兼学校教育課長	9 0
浅木 敏議員	9 0

散 会（午後 2時21分）

----- . . ----- . . -----

第 8日（平成22年6月23日 水曜日）

議事日程	93
本日の会議に付した事件	93
出席議員	93
欠席議員	93
事務局職員出席者	93
出席要求による出席者	93

開 議（午前10時36分）

○日程第1 議案第1号から議案第25号まで	95
質疑	95
1 今城誠司議員	95
教育次長兼学校教育課長	96
商工観光課長	97
産業振興課長	98
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	98
今城誠司議員	100
商工観光課長	101
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	101
今城誠司議員	102
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	103
今城誠司議員	103
2 松浦英夫議員	103
企画課長	104
商工観光課長	104
松浦英夫議員	104
企画課長	105
松浦英夫議員	106
委員会付託省略（議案第1号から議案第9号まで）	106
委員会付託（議案第10号から議案第25号まで）	106

散 会（午前11時39分）

議案付託表	107
陳情文書表	108

----- . . ----- . . -----

第 9日（平成22年6月24日 木曜日） 休会

----- . . ----- . . -----

第10日（平成22年6月25日 金曜日） 休会

-----

第11日（平成22年6月26日 土曜日） 休会

-----

第12日（平成22年6月27日 日曜日） 休会

-----

第13日（平成22年6月28日 月曜日）

議事日程	109
本日の会議に付した事件	109
出席議員	109
欠席議員	110
事務局職員出席者	110
出席要求による出席者	110
開 議（午後 2時45分）	
○日程第1 議案第1号から議案第25号まで	111
（議案第1号から議案第3号まで）	
討論・表決	111
（議案第4号）	
討論・表決	111
（議案第5号）	
討論・表決	111
（議案第6号）	
討論・表決	111
（議案第7号）	
討論・表決	111
（議案第8号及び議案第9号）	
討論・表決	112
○日程追加 決議案第1号	112
（提案理由の説明）	
岡崎利久議員	112
質疑	112
委員会付託省略	112
討論・表決	113
（議案第10号から議案第25号まで）	
委員長報告	
総務文教常任委員長	113
産業厚生常任委員長	114

質疑・討論・表決	115
○日程第2 陳情第30号外5件	
委員長報告	
総務文教常任委員長	116
産業厚生常任委員長	116
質疑	117
(陳情第33号及び陳情第35号)	
討論・表決	117
(陳情第30号)	
討論	
浅木 敏議員 (反対)	118
表決	119
(陳情第31号)	
討論・表決	119
(陳情第32号)	
討論・表決	119
(陳情第34号)	
討論	
浅木 敏議員 (反対)	119
表決	120
○日程第3 委員会調査について	120
継続調査	120
○日程第4 意見書案第1号から意見書案第5号まで	120
質疑	121
委員会付託省略	121
(意見書案第4号及び意見書案第5号)	
討論・表決	121
(意見書案第1号)	
討論・表決	121
(意見書案第2号)	
討論・表決	121
(意見書案第3号)	
討論・表決	121
○日程第5 高知県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	122
(閉会あいさつ)	
市長	123
閉会 (午後 3時51分)	

委員会審査報告書	1 2 5
陳情審査報告書	1 2 7
閉会中の継続調査申出書	1 2 9
意見書案第 1 号	1 3 2
意見書案第 2 号	1 3 3
意見書案第 3 号	1 3 5
意見書案第 4 号	1 3 7
意見書案第 5 号	1 3 8
決議案第 1 号	1 3 9

----- . . ----- . . -----

付 録

一般質問通告表	付- 1
議決結果一覧表	付- 2
議 案	付- 2
陳 情	付- 4

平成22年  
第2回宿毛市議会定例会会議録第1号

1 議事日程

第1日（平成22年6月16日 水曜日）

午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

○ 諸般の報告

第3 議案第1号から議案第25号まで

議案第 1号 専決処分した事件の承認について

議案第 2号 専決処分した事件の承認について

議案第 3号 専決処分した事件の承認について

議案第 4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第 5号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第 6号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第 7号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第 8号 平成22年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第 9号 平成22年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について

議案第10号 宿毛市職員定数条例の一部を改正する条例について

議案第11号 宿毛市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び宿毛市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第12号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議案第13号 宿毛市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第14号 宿毛市税条例の一部を改正する条例について

議案第15号 宿毛市立運動場条例の一部を改正する条例について

議案第16号 宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第17号 宿毛市生活改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第18号 宿毛市定期船事業条例の一部を改正する条例について

議案第19号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

議案第20号 宿毛湾港港湾区域内の公有水面埋立てについて

議案第21号 栄喜漁港区域内の公有水面埋立てについて

議案第22号 市道路線の認定について

議案第23号 市道路線の認定について

議案第24号 市道路線の認定について

議案第25号 市道路線の認定について

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号から議案第25号まで

----- . . . -----

3 出席議員（15名）

1番 今城誠司君	2番 岡崎利久君
3番 野々下昌文君	4番 松浦英夫君
5番 浅木敏君	6番 中平富宏君
7番 有田都子君	8番 浦尻和伸君
9番 寺田公一君	10番 宮本有二君
11番 濱田陸紀君	12番 西郷典生君
14番 中川貢君	15番 西村六男君
16番 岡崎求君	

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 岩本昌彦君  
次長兼調査係長 朝比奈淳司君  
議事係長 岩村研治君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 中西清二君  
副市長 岡本公文君  
企画課長 岡崎匡介君  
総務課長 弘瀬徳宏君  
市民課長 滝本節君  
税務課長 山下哲郎君  
会計管理者兼  
会計課長 小島秀夫君

保健介護課長	三 本 義 男 君
環 境 課 長	岩 本 克 記 君
人権推進課長	乾 均 君
産業振興課長	頼 田 達 彦 君
商工観光課長	津 野 元 三 君
建 設 課 長	安 澤 伸 一 君
福祉事務所長	沢 田 清 隆 君
水 道 課 長	豊 島 裕 一 君
教育委員長	松 田 典 夫 君
教 育 長	岡 松 泰 君
教育次長兼 学校教育課長	出 口 君 男 君
生涯学習課長	
兼宿毛文教 センター所長	金 増 信 幸 君
学 校 給 食 センター所長	岡 村 好 知 君
千 寿 園 長	村 中 純 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	小 野 正 二 君
選挙管理委員 会 事 務 局 長	島 内 千 尋 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開会

○議長（寺田公一君） これより平成22年第2回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において有田都子君及び浦尻和伸君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（岡崎 求君） 議会運営委員長。

ただいま議題となっております今期定例会の会期につきましては、議長の要請により、去る6月14日、議会運営委員会を開きまして、今期定例会に提案予定の案件等を勘案の上、慎重に審査した結果、本日から6月28日までの13日間とすることに、全会一致をもって決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（寺田公一君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から6月28日までの13日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から6月28日までの13日間と決定いたしました。

この際「諸般の報告」をいたします。

去る5月10日に開催されました第72回四国市議会議長会定例総会において、岡崎 求君が、議員32年以上の特別表彰を受けられました。

また、5月26日に開催されました第86回全国市議会議長会定期総会において、濱田陸紀君が議員15年以上の一般表彰を受けられました。

本席から、多年にわたり地方議会に貢献されましたその御功績と名誉に対し、衷心よりお祝いを申し上げます。

本日まで、陳情5件を受理いたしました。

よって、お手元に配付してあります「陳情文書表」のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

閉会中の議員派遣については、お手元に文書を配付いたしておりますので、これにより御了承願います。

市長から、6月9日付をもって、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、平成21年度宿毛市土地開発公社事業及び決算報告書、平成22年度宿毛市土地開発公社事業計画及び予算書、平成21年度宿毛市土地開発公社宿毛湾港湾整備事業特別会計事業及び決算報告書、平成22年度宿毛市土地開発公社宿毛湾港湾整備事業特別会計事業計画及び予算書、平成21年度宿毛市清掃公社事業実績報告書及び歳入歳出決算書、平成22年度宿毛市清掃公社事業計画及び予算書、平成21年度西南地域ネットワーク株式会社事業報告書及び決算報告書が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

会議規則第62条第2項の規定により、一般質問の通告期限を本日午後5時と定めますので、質問者は期間内にその要旨を文書で通告してください。

なお、事務的な報告につきましては、お手元に配付いたしました「事務報告書」のとおりであります。

市長から、報告事項がありますので、発言を許します。

市長。

○市長（中西清二君） おはようございます。

本日は、平成22年第2回宿毛市議会定例会に御参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

先ほど、報告事項の前に、議長から報告がございましたが、全国市議会議長会から濱田議員が、そして四国市議会議長会から岡崎 求議員が、特別表彰ということで御報告がございました、それぞれ表彰を受けられた、そういうことで、このことに関しましては、当市にとっても非常に名誉なことをごさいます、心からお祝いを申し上げます。

今後とも宿毛市政発展のため、御健勝で、より一層の御活躍をお祈りを申し上げます。

さて、報告ではございませんが、世間で政権が交代して8カ月で首相が交代したということ。しかも、国会も数日を残して、きょう、たしか閉会日というふうな報道ニュースが入っております。

我々、新政府に望むことは、多々ある中でも、国民のための政治、それから外国への信頼回復、国と地方の役割をしっかりと見直していただきたい。特に、我々、財政基盤の弱い市町村に対して、まだまだ子供たちの安全を守る、市民の安全を守るために、学校の建築とか、さまざまなことをしなければならないことがございます。

そういったものに対しての手厚い財政措置も望むところでございます。

世間の注目でございますが、日本国じゅう、世界を沸かしているんじゃないかと思えます。ただいまは、サッカーのワールドカップが開催されておりまして、サッカーファンならずともこれ、毎晩、多分、見ているんじゃないかなというふうな、すごい、やっぱりテクニックを持った、一流のアスリートたちの大会ということで、注目して見ているんじゃないかと。

この中にも、眠い目をこすって来られている

んじゃないかなというふうなことも思えます。

市内においてのことを、ちょっと申し上げますと、先日、ミュージカルオペラ「龍馬」が、昨年、開催されまして、この開催支援団体でございます坂本報効会、財団法人でございますが、理事長の坂本さんに御帰省をいただきまして、市内の障害者施設にその宿毛公演、これ宿毛公演だけがチャリティー公演でございましたので、この収益の一部を御寄附をいただきました。そのことも報告をさせていただきたいと思えます。

また、先日は世界に若者が派遣をされまして、その地域に貢献するJICA、青年海外協力隊のメンバーとして、宿毛市内の出身の看護師さんがソロモン群島に派遣されるということになりました。この21日からソロモンへ出発すると。2年間の派遣ということでございます。

そういったことも、明るいニュースとして、世界に貢献する宿毛の人がいるということでございます。そのことを報告をさせていただきます。

さて、お手元に配付の平成22年度第2回宿毛市議会定例会報告事項という冊子を見ていただければありがたいんですが、この3ページをごらんいただきたいと思えます。分厚い報告書になっておりますが、この3ページでございます。

報告第1号でございますが、平成21年度宿毛市一般会計予算繰越明許費の報告でございます。

繰り越しを行う事業の内容等につきましては、平成22年3月の定例議会において説明をいたしましたので、報告しますが、繰越額が確定したことに伴う報告でございます。

本繰越明許費のうち、公共投資臨時交付金に係るものでございますが、これは3ページの総務費、総務管理費の、地域情報通信基盤推進事業費が12億4,541万2,000円、同じ

く移動通信用施設整備事業費が5,649万1,000円を繰り越ししております。

また、4ページでございますが、4ページを見ていただきたいと思います。

教育費、小学校費の大島小学校校舎耐震補強事業費が1億6,563万3,000円を繰り越ししているということでございます。

また、これ、事項別にやっておりますが、きめ細かな臨時交付金にかかわるもので、主なものでございます。これは4ページ、土木費道路橋りょう費の市道維持補修工事費が2,500万円、それから道路新設改良事業費が6,856万7,000円でございます。

続きまして、これは経済危機対策臨時交付金にかかわるもので、主なものでございますが、4ページでございます。

教育費、小学校費のパソコン・デジタルテレビ等購入費が1,100万4,000円でございます。

次に、臨時交付金関係以外で主なものでございますが、3ページをお開きください。

3ページの総務費、総務管理費の高知県防災情報通信設備整備事業費が942万円、同じく3ページの民生費、社会福祉費の宿毛市地域介護・福祉空間整備等補助金が、1,262万4,000円。

同じく3ページでございますが、農林水産業費の水産業費。県営漁港事業負担金が575万円。

4ページでございます。4ページ、土木費、道路橋りょう費の地方道整備事業費が4,236万3,000円。同じく土木費、港湾費の県営港湾事業負担金が、1,128万円などを繰越計算書のとおり、平成22年度に繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項に基づき、報告をいたします。

報告第2号でございます。これは、ページ3

2ページに記載をしておりますが、平成21年度宿毛市へき地診療事業特別会計予算繰越明許費の報告でございます。

内訳でございますが、へき地診療所医師住宅の老朽化に伴いまして、本住宅の修繕箇所について、時間がございまして、新任医師との協議が年度内に整わなかったために、へき地診療所医師住宅修繕工事費の300万円を繰越計算書のとおり、平成22年度に繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項に基づき、報告をいたします。

報告第3号でございますが、これはページ35ページに内訳を記載しております。

平成21年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算繰越明許費の報告でございます。

国民宿舎「椰子」の空調設備の老朽化に伴いまして、本設備の改修時期につきまして、年度内での調整がつかなかったために、国民宿舎施設改修工事費の522万1,000円を繰越計算書のとおり、平成22年度に繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項に基づき、報告をいたします。

報告第4号でございます。これは、ページ38ページに記載しております。

平成21年度宿毛市一般会計予算の事故繰越の報告でございます。

宿毛市共聴施設デジタル化支援事業につきまして、ヘッドアンプ等の機材の納品に不測の日数を要したことによりまして、292万4,000円、及び市有林整備事業について、雨天の日が多くて、事業実施に不測の日数を要したことによりまして、233万7,000円をそれぞれ繰越計算書のとおり、平成22年度に繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき、報告をいたします。

報告第5号でございますが、これはページ4

2 ページに内訳があります。

平成 21 年度宿毛市土地区画整理事業特別会計予算の事故繰越の報告でございます。

雨天の日が多く、事業実施に不測の日数を要したことによりまして、宿毛駅東地区土地区画整理事業の 554 万 5,000 円を繰越計算書のとおり、平成 22 年度に繰り越ししましたので、地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定に基づき、報告をいたします。

次に、平成 21 年度の各会計の決算状況についてでございます。

お手元に 1 枚紙で資料、いわゆる「平成 21 年度決算状況」と題した資料をお配りしていると思います。1 枚の紙でございますが、ございますでしょうか。

1 枚紙で、「平成 21 年度決算状況」と題した紙でございます。

その概要を説明をさせていただきます。

これ、実質の収支で、一般会計は歳出の抑制に努めた結果、約 2 億 3,700 万円の黒字決算となっております。

また、特別会計では、介護保険事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計の 2 会計で黒字決算となっているものの、3 会計が赤字決算となっております。

一方、単年度収支でございますが、一般会計が約 2 億 400 万円の黒字決算でございます。特別会計におきましても、4 会計で黒字決算となっております。しかしながら、土地区画整理事業特別会計については、保留地処分金の歳入欠陥によりまして、赤字決算となっております。

なお、前年度決算と比較しますと、総じて堅調な状況ではございますが、今後、退職者の増加や学校等の建設など、各種施設整備等が見込まれておりまして、依然として財政を引き締めていかなきゃいけないということには変わりございませんので、引き続き、効率的で適正な行

財政運営を推進してまいりたい、このように考えております。

議員の皆様方におかれましては、今後ともより一層の御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます、報告事項の説明といたします。

○議長（寺田公一君） 以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 3 「議案第 1 号から議案第 25 号まで」の 25 議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中西清二君） 市長、提案申し上げます議案につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第 1 号から議案第 3 号までの 3 議案は、いずれも専決処分をした事件の承認を求めますのでございます。

まず、議案第 1 号の「平成 22 年度宿毛市老人保健特別会計補正予算」は、平成 21 年度決算において、国・県の医療費負担金が収入未済となったことに伴う財源不足によりまして、平成 22 年度予算から繰上充用をする必要が生じたので、総額で 2 万 4,000 円の増額予算を。

次に、議案第 2 号の「平成 22 年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算」は、平成 21 年度決算において、給食費の保護者負担金の一部が未納となったことに伴う財源不足によりまして、平成 22 年度予算から繰上充用する必要が生じたので、総額で 110 万円の増額予算を。

また、議案第 3 号の「平成 22 年度宿毛市土地区画整理事業特別会計補正予算」は、平成 21 年度決算におきまして、保留地処分金が歳入欠陥となったことに伴う財源不足により、平成 22 年度予算から繰上充用する必要が生じまし

たので、総額で3,854万円の増額予算を、それぞれ地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものでございます。

議案第4号は、固定審査評価審査委員の選任についてでございます。

議会の同意を求めるものでございます。

現委員の松田安夫氏が、平成22年7月13日をもって任期満了となりますので、引き続き、松田氏を本市の固定資産評価審査委員に選任したく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案第5号から議案第7号までの3議案は、人権擁護委員候補者の推薦について、議会の意見を求めるものでございます。

平成22年8月31日をもって任期満了となります3名の人権擁護委員に、現委員の松田雄三氏、示野孝雄氏並びに江口純子氏をそれぞれ推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

議案第8号は、平成22年度宿毛市一般会計補正予算でございます。

総額で1億4,214万8,000円を増額しようとするものでございます。

歳入で増額する主なものでございますが、県支出金が9,579万円、繰入金が5,469万6,000円などでございます。

また、減額するものでございますが、市債が2,230万円でございます。

一方、歳出で増額する主なものでございます。総務費では、総務省が推進する「緑の分権改革」調査事業のモデルの一つとして、バイオマス堆肥化工場を軸にした産業振興策及び林業活性化策等の調査・研究を行うため、「緑の分権改革調査事業委員謝金」の14万1,000円及び「緑の分権改革調査事業検討業務委託料」として345万1,000円等、総額で400

万7,000円を計上しています。

次に、宿毛市、高知新聞社及びRKC高知放送の共催によりまして、すくも84マリンターミナルにおいて、目の錯覚を利用して、立体的な画像作品が楽しめる「トリックアート展」を開催するため、「トリックアート展事業負担金」として、250万円を計上しています。

続きまして、内外ノ浦地区及び湊地区の2地区に、津波から迅速に高台へ避難するための道路を整備するため、「津波避難道整備工事費」として、294万2,000円を計上しています。

民生費では、母子家庭の母親の自立支援を目的として、就職に有利な資格・技能を取得するための費用の一部及び資格・技能を取得するまでの生活費の一部を助成する「自立支援事業費補助金」の希望者が、当初の見込みよりも多く出たため、338万4,000円を計上しています。

農林水産業費では、「すくも湾漁業協同組合」が、民間企業と連携し、宿毛湾水産物の流通・加工体制を強化するため、田ノ浦漁港の用地に新たに水産加工施設を整備することに対し、「宿毛市産業振興推進総合支援事業費補助金」として、6,103万8,000円を、また、大島地区に水産加工施設を持つ「株式会社ピアーサーティーン」が、宿毛湾養殖業者と連携し、宿毛湾水産物の流通・加工体制の強化や地産外商の推進のため、同施設の増設及び宿毛湾水産物の特産品化・ブランド化に向けたPR活動等を行うことに対し、同補助金として、4,216万2,000円を、それぞれ計上しています。

次に、「すくも湾漁業協同組合魚類養殖部会」が、養殖生産物の安定した品質を確保するため、宿毛湾養殖業者の連携強化及び養殖技術格差の縮小を図るとともに、宿毛湾ブランドの確立に向けた各種取り組みを行うことに対し、

「宿毛市水産業総合支援事業費補助金」として、250万円を計上しています。

商工費では、咸陽島公園内に整備した砂場の周辺に、附帯施設としましてフェンス及び排水溝等の設置工事を行うため、咸陽島公園附帯工事費として440万3,000円を計上しています。

土木費では、県道宿毛津島線及び県道中村宿毛線の道路改良に対し、「県営道路事業負担金」として、376万2,000円を計上しています。

教育費では、宿毛大使である中尾ミエさんの主演で、介護をテーマにしたミュージカル「ヘルパーズ」を宿毛市で開催するため、「公演企画手数料」の470万2,000円、及び「音響照明等手数料」の20万5,000円を計上しています。

本ミュージカルの開催に当たっては、昨今、社会問題化しています介護者不足や、介護者に係る負担といった厳しい現状を、できるだけ多くの人に知ってもらいたいという思いがございます。

舞台では、中尾ミエさんを初めとする出演者の皆さんが、介護現場の実態を忠実に、ユーモアを交えて再現し、介護の問題に一石を投じた作品となっていますので、介護に直面されている方や、介護士を目指している方には、ぜひともごらんいただきたいというふうに思います。

特に、若い世代で、近い将来、就職を控えている高校生の皆さんには、介護現場を肌で感じ取ってほしいという思いがありますので、入場料は無料にしたいというふうに考えております。

続きまして、歳出で減額する主なものは、土木費で、宿毛湾港池島第2防波堤の建設工事費の国の22年度の内示額が減額となったことによりまして、「国直轄事業負担金」を993万8,000円減額しています。

議案第9号は、平成22年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算でございます。

総額で395万5,000円の増額をしようとするものでございます。

内容につきましては、診療所の情報通信回線を高速専用線へ移行するための経費等の計上でございます。

次に、議案第10号は、宿毛市職員定数条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、これまで選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局の職員には、市長部局の職員でなければ、兼任の発令ができず、円滑な事務の遂行に支障が生ずる場合がありますので、これを解消するため、部局を問わず、職員全体の中から兼任発令ができるようにすること、及び選挙事務態勢の充実に向け、選挙管理委員会事務局の兼任職員の定数を「22人」から「27人」に5人増員することに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第11号は、宿毛市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び宿毛市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。内容につきましては、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が、平成21年11月30日に公布され、同法附則の中で、平成22年6月30日からの施行により、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が行われることに伴うものでございます。

詳細を申し上げますと、急速な少子化への対応策として、夫婦がともに育児休業を取得することが可能となること、及び出産後8週間以内に育児休業を取得した男性職員については、期間を置いて、再度、育児休業の取得が可能となること等の措置がとられるため、関係条例の改正を行う必要でありますので、2条例を一括で一部改正しようとするものでございます。

議案第12号は、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が、平成21年11月30日に公布され、同法の中で、平成22年4月1日からの施行により、一般職の職員の給与に関する法律、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律及び地方公務員法の一部改正が行われたことに伴うものでございます。

詳細を申し上げますと、現在、職員が、給与を受けながら職員団体のための業務等を行うことができる日は、休日や年次有給休暇等に限定をされていますが、新たに超過勤務手当の支給にかえて取得できる代替休として整備された「超勤代休時間」を加えるため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第13号は、宿毛市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、雇用保険法等の一部を改正する法律が、平成22年3月31日に公布、同年4月1日から施行され、同法附則の中で、国家公務員退職手当法の一部改正が行われたことに伴うものでございます。

詳細を申し上げますと、1年未満の短期の雇用につくことを常態とする者が、雇用保険法に規定する特例一時金の支給対象から除外されたこと、及び同法に日雇い労働被保険者に関する条文が追加され、本条例で引用している就業促進手当に関する条文が1条繰り下がったことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第14号は、宿毛市税条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が、平成22年3月31日に公布さ

れたことに伴うものでございます。

詳細を申し上げますと、平成22年10月1日から、市町村たばこ税の税率が引き上げられ、1,000本につき3,298円から4,618円に、旧3級品の6品目については、1,000本につき1,564円から2,190円になること、及び平成23年1月1日からの施行により、所得税及び個人住民税に係る年少扶養控除が廃止され、扶養親族の情報把握が困難になることから、扶養親族の情報に関する仕組みを維持するために、「扶養親族申告書」の提出が義務づけられること等に伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第15号は、宿毛市立運動場条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、土地開発公社から購入した高砂地区の「高砂グラウンド」を、体育の普及振興を図ることを目的に、社会体育施設として位置づけることに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第16号は、宿毛市健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律が平成22年5月19日付で公布施行され、同法の中で、国民健康保険法の一部が改正されたことに伴うものでございます。

詳細を申し上げますと、国民健康保険法に規定されていた一般会計から特別会計への繰入基準に関する条文のうち、一つが削られ、本条例で引用している特定健康診査等の費用負担に関する条文が1条繰り上がったことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第17号は、宿毛市生活改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、平成22年7月1日付

で、橋上生活改善センターを橋上地区自治会に無償譲渡するため、条文から本施設に関する記述を削除することに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第18号は、宿毛市定期船事業条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、障害福祉サービスの向上を図るため、平成22年7月1日から、定期船の旅客運賃割引の対象に、新たに「精神障害者及び介護者」を加え、割引率を身体障害者及び知的障害者と同様の5割引とすることに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第19号は、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、雇用保険法等の一部を改正する法律が、平成22年3月31日に公布、同年4月1日から施行され、同法附則の中で、国家公務員退職手当法の一部改正が行われたことによるもので、1年未満の短期の雇用につくことを常態とする者が、雇用保険法に規定する特例一時金の支給対象から除外されたこと等に伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第20号及び議案第21号の2議案は、公有水面の埋め立てについてでございます。

まず、議案第20号は、宿毛湾港港湾区域内の宿毛市小筑紫町小筑紫字内蔵山503番16及び503番8地先の745.57平方メートルを。

また、議案第21号では、栄喜漁港区域内の宿毛市小筑紫町小筑紫字内蔵山503番4地先の72.95平方メートルを、それぞれ県道用地として公有水面を埋め立てることについて、高知県知事から意見を求められておりますので、異議のない旨を答申することについて、公有水

面埋立法第3条第4項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第22号から議案第25号までの4議案は、市道路線の認定についてでございます。

内容につきましては、宿毛駅東地区土地区画整理事業の基盤整備工事が完了したことに伴い、区域内の新設道路を「駅東17号線」、「駅東18号線」、「駅東19号線」及び「駅東20号線」として、新たに市道認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上が提案申し上げました議案の内容でございます。よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（寺田公一君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議事の都合により、6月17日及び6月18日は休会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 御異議なしと認めます。

よって、6月17日及び6月18日は休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

6月17日から6月20日までの4日間休会し、6月21日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時41分 散会

陳 情 文 書 表

平成 2 2 年第 2 回定例会

受理番号	受理年月日	件 名	提 出 者	付託委員会
第 3 0 号	平成 22. 5.26	選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出について	日本の子供の未来を・ 守る会 高知県支部 支部長 植野充紗子	総務文教
第 3 1 号	22. 5.26	永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出について	日本の子供の未来を・ 守る会 高知県支部 支部長 植野充紗子	〃
第 3 2 号	22. 5.26	子ども手当の廃止を求める意見書の提出について	日本の子供の未来を・ 守る会 高知県支部 支部長 植野充紗子	産業厚生
第 3 3 号	22. 5.26	人権侵害救済法の成立に反対する意見書の提出について	日本の子供の未来を・ 守る会 高知県支部 支部長 植野充紗子	〃
第 3 4 号	22. 5.28	核持込み密約を破棄し非核三原則の遵守を求める意見書の提出について	平和行進高知県実行委員会 代表委員 西山 潤 外 4 名	総務文教

上記のとおりそれぞれ付託いたします。

平成 2 2 年 6 月 1 6 日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一

平成22年  
第2回宿毛市議会定例会会議録第2号

1 議事日程

第6日（平成22年6月21日 月曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（15名）

1番 今城誠司君	2番 岡崎利久君
3番 野々下昌文君	4番 松浦英夫君
5番 浅木敏君	6番 中平富宏君
7番 有田都子君	8番 浦尻和伸君
9番 寺田公一君	10番 宮本有二君
11番 濱田陸紀君	12番 西郷典生君
14番 中川貢君	15番 西村六男君
16番 岡崎求君	

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長	岩本昌彦君
次長兼調査係長	朝比奈淳司君
議事係長	岩村研治君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長	中西清二君
副市長	岡本公文君
企画課長	岡崎匡介君
総務課長	弘瀬徳宏君
市民課長	滝本節君
税務課長	山下哲郎君

會計管理者兼 會計課長	小島秀夫君
保健介護課長	三本義男君
環境課長	岩本克記君
人権推進課長	乾均君
産業振興課長	頼田達彦君
商工観光課長	津野元三君
建設課長	安澤伸一君
福祉事務所長	沢田清隆君
水道課長	豊島裕一君
教育委員長	松田典夫君
教育長	岡松泰君
教育次長兼 学校教育課長	出口君男君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	金増信幸君
学校給食 センター所長	岡村好知君
千寿園長	村中純君
農業委員会 事務局長	小野正二君
選挙管理委員 会事務局長	島内千尋君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（寺田公一君） これより本日の会議を開きます。

市長より発言の申し出がありますので、発言を許します。

市長。

○市長（中西清二君） おはようございます。皆さんに報告事項がございます。

けさの新聞で御存じかと思いますが、職員が昨日、公務中に交通事故に遭いまして、相手の方がお亡くなりになりました。これ、市内の方でございますが。

ただいま、原因につきましては、警察のほうで捜査中でございますから、私のほうからはコメントはございませんが、千寿園の職員が、昨日も勤務でございまして、入園者を送っていった帰りに、交通事故に遭っておりまして、相手方の方は市内在住の方ですが、77歳の方でございます。この方の車と衝突をしまして、相手方がお亡くなりになりました。

職員につきましては、むち打ち、運転手をしていたものが介護士でございますが、それから、後ろに乗っていたのが看護師でございます。運転していた者がむち打ち状態と、あとかすり傷。それから、看護師のほうで、ストレッチャーのところに、患者さんをくくるですね、そこに乗ってありました関係で、それに体を打ちつけておりますので。幸い、入院ということには至っておりませんが、交通事故が公務中に起きたということでございますので、議員の皆様、また市民の皆様方に報告をさせていただきます。

先ほど申しましたように、原因については、警察が調査中でございます。また詳細がわかりましたら、議会のほうにも報告をさせていただきますと思います。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） 皆さん、おはようございます。4番、松浦でございます。

まず、質問に入ります前に、この3月に行われました職員の定期異動におきまして、宿毛市では初めてのことでありますが、女性の幹部職員が誕生いたしました。男女共同参画社会を推進し、その実現を図る取り組みの1つとして、本当にうれしい限りであります。

今後におきましても、女性職員を幹部職員として積極的に登用していくために、さらなる努力をしていただきますよう、重ねて強く要請いたします。

それでは、通告いたしております内容につきまして、市長並びに教育長に対しまして、一般質問を行います。

今回、私が質問する内容は、これまでもこの議場におきまして、宿毛市における限界集落といわれる地域の対策や、離島におけるし尿処理対策、介護や医療サービスの充実等、離島振興対策につきまして、一般質問をした経緯がありますが、それらの問題に関連をするものであります。

特に鶴来島で生活をされておられる住民の皆さんの生活実態に基づき、その抱える諸問題を中心とした鶴来島地区の離島振興対策についてであります。

私は先日、極端に過疎と高齢化が進む鶴来島の生活実態を知りたく、島を訪れ、島の人々より忌憚のない思いや考えを聞かさせてもらったことでしたが、島で暮らす人々が、いかに多くの悩みや不安を抱える中で生活を送っていくのかと、改めてその深刻さを痛感いたしました。

このままの状況で進めば、島は無人島になる

のではないかという島の人々の悲痛とも思える声を聞き、行政はこの状況を漫然と見ていくだけでよいのか、そんな思いを強くしたところがあります。

そして皆さん、島の山頂に旧日本海軍が太平洋戦争中に豊後水道の門番的役割を担って設置をいたしました、3台の砲台跡や、兵舎跡があるのを御承知でしょうか。

島の活性化を図るために、そして戦争という歴史を風化させないためにも、この貴重な砲台施設跡を保存し、あわせて観光施設として活用できないものかとの思いを持ちながら、この砲台跡地の調査をしてまいりました。

鵜来島は皆さん御案内のとおり、宿毛市の沖合約24キロメートルほど離れた豊後水道にある島でありまして、周囲約6.7キロメートルであり、島で一番高い山は竜頭山と呼ばれており、標高は252メートルであります。

島全体が、足摺宇和海国立公園に指定をされておりまして、鵜来島までは市営定期船を利用すれば、約50分で行けます。この間、釣り客のみならず、観光客にも、快適で心をいやす船旅を満喫することができます。

ピーク時には、約450人近くいた島の人口も、現在では、住民基本台帳では54人とのことであります。鵜来島で生活をされている、実際に鵜来島で生活をされている方、24人くらいであります。65歳以上の方は22人であり、高齢化率は実に88パーセントとなっております。そして、島で一番若い方で47歳であり、平均年齢は約75歳であります。近い将来には、鵜来島で生活される方がいなくなるのではないかと、大変危惧をすところあります。

そして、鵜来島は歴史的にも貴重な島であり、周辺の海や海岸はいそ釣りがダイビングのメッカとしても有名であります。島にありました小・中学校は、平成20年3月末をもって廃校

となりました。もちろん商店もありません。医師が訪れるのも月に1回であり、幡多けんみん病院から訪れるだけであります。

そして、何よりも島で働く場所は皆無といってもいいのであります。そのことが少子高齢化につながっております。何とか島で働く場所を確保することができないものかとのお話もお聞きしました。

公共施設といえば、宿毛市の連絡所があるのみであります。鵜来島連絡所の存在につきましては、先ほど申し上げましたように、非常に住民の年齢も高齢化しておりまして、島の人たちが日常生活を営む上において、地域福祉の観点や緊急時の対応等を考えた場合に、大変助かっておるとのお話もされておりました。

市長は、限界集落という言葉は余り使いたくないようであります。私は、あえて限界集落という言葉を使わせていただきます。

限界集落とは、以前にも述べましたように、一般的に65歳以上の人がその集落の人口の50パーセント以上を超えて、冠婚葬祭を初め、地域に伝わる伝統・文化の継承や、道路等の維持管理といった社会的共同生活の維持が困難に置かれている集落であると定義づけられております。

島で生活をしている人たちだけで、どのような行事や取り組みを行うにも、今の現状を考えた場合に限界があり、何もできないのが実情であります。

特に鵜来島は離島であるがために、他の地区との連携を図ることもできないのであります。このことを考えてみると、鵜来島はまさに限界集落であります。

島の人たちの話によりますと、宿毛市内のどの地区で生活している人たちも同じであります。鵜来島の方々も、生まれ育ち、住みなれた島で自助、共助といえますか、皆でともに助け合い

ながら生活をしており、島から離れるのをためらっております。

島の人たちは一様に、「住めば都」という言葉があります。島での生活が、一番楽しみであるとのことでもあります。行政としては、そうした皆さんの声を受けて、島で生活のできる環境づくりを推進していくことが重要ではないでしょうか。

先ほど申しあげましたように、島には商店がありませんので、日常生活を営む上で必要な食料品を初め、生活物資等、日々の買い物にも大変不自由を来しております。

同じような問題を、橋上地区でもお聞きしました。橋上地区は、どこの過疎地域とも同じように、高齢化が進み、しかもお年寄り一人で生活をしている世帯が大変多くなってきている状況であります。日々の買い物等については、以前であれば、宇和バスという名で親しまれておりました宇和島自動車を利用して行っておりましたが、それも廃止になりました。

日用雑貨等を販売しております農協もなくなり、週2回ほど移動販売車が来ておりましたが、これも中止になっているそうであります。

橋上地区には、日用雑貨店は少なく、子供が市内で働いている家庭では、仕事の帰りに日用雑貨は買ってくることができますけれども、高齢世帯の方や、ひとり暮らしのお年寄りの皆さんは、そうすることもできず、大変苦勞をいたしておるとのことでもあります。

このように、車など移動手段や、商店が近くになく、そして家族等の支援を得られずに、日々の買い物に困る人たちのことを買い物難民と位置づけられております。

ひとり暮らしで生活をされておる家庭や、高齢者が多くいる限界集落といわれる地域に限らず、今日では都市近郊の団地などでも、大変深刻な社会問題となっているといわれております。

宿毛市を見た場合に、市街地から離れた地区で生活をされておる多くの方々も、買い物難民ではないでしょうか。

この問題では、最近では、NHKのニュースや新聞等、マスコミでも大きく報道されておまして、内閣府の調査などによりますと、その数は全国で約600万人程度おられると推定されております。

また、島には金融機関がありません。小泉郵政改革により、郵便局が民営化されるまでは、沖の島にある母島郵便局から、月に1度、定期的に職員が来ており、非常に助かっておったことですが、集配郵便局の再編や、郵政事業の民営化により、母島郵便局も無集配の郵便局となり、貯金や保険を担当する職員が来なくなってしまいました。

自分の年金や貯金の引き出しや、郵便振替や貯金の残高照会をするためには、定期船を利用して宿毛市内まで行かなくてはならず、大変不自由をされておるのであります。

定期船の便を考えますと、この用事を済ませるのに、まさに丸1日かかるのであります。

宿毛市内で生活をされておるの方々には、全く想像もできない実態であります。

ライフラインの一つであります上水道につきましても、整備をされました。このことにつきましても、当然に行政が行うべきとのことではありますが、島の人たち、その当然なことに対しても、皆さんそれぞれ非常に感謝をいたしております。

しかし、島で生活をする上で、何よりも困っており、島民の頭を悩ませている問題は、高齢化によるし尿処理問題だそうであります。上水道の整備の次は、何とか下水道の整備を実現してほしいと願っております。

そこで、こうした生活環境と言いますか、厳しい住環境の中で生活をしている島の皆さんの

切なる思いや、お話を聞いてまいりましたので、その調査結果を受けまして、以下何点か質問をいたします。

まず、初めは、市長は私の限界集落問題についての一般質問に答える中で、本市においては、完全に共同体としての機能がなくなってしまう集落は、今のところないと考えているとの認識であります。鵜来島地区を見た場合に、地区外に住居を構えております島の出身者が、ふるさとで生活をされている皆さんのことを考え、心配する思いから、区長職を初め、民生委員や消防団員、元気クラブ等の世話役活動を行っております。

このような実態を見た場合、現在もその考えをお持ちでしょうか、お伺いいたします。

島の人々の生活に活気や潤いを持たす、島での生活を保障してあげるために、その手だてを考え、その方策をとってあげるのが行政ではないでしょうか。

すなわち、無人島になりかねない島の実態をそのまま放置してよいものでしょうか。

市長として、このような鵜来島の現状について、どのように認識をしているのか。そして、今後、行政としてどのような取り組みをしなければならないと考えているのか、お伺いいたします。

2点目は、し尿処理対策についてであります。これまでの私の質問に対し、「20年度においては、沖の島と同じような条件に置かれておる、フェリーの通っていない四国内の有人離島について調査を行いましたので、21年度はその調査結果をもとにして、現地に出向きました。

さらに詳しい調査を行いまして、沖の島地区での安心して暮らせる地域づくりのためにも、抜本的な解決方法を検討していくように準備をしております。」と答弁されております。

し尿処理対策は、住民が安心をして、快適な

社会生活を営むことができるように、早期に解決をしていかなければならない喫緊の課題であります。

そこで、このし尿処理問題について、宿毛市として今日までの調査結果を受けて、いつごろをめどに解決しようとしているのか。そのために、今後、どのような計画なり取り組みをしようとしているのか、お伺いをいたします。

3点目は、金融機関の問題に関するところであります。

この問題は、直接、宿毛市行政には関係ないとは思いますが、住民の利便性を考えた場合に、大変重要な課題の一つでありますので、その取り組みについてお伺いをいたします。

全国民が公平かつ安定的に利用できるサービス、いわゆるユニバーサルサービスを提供していくとの観点、及び郵便法の第1条には、あまねく公平に提供することによって、公共の福祉を増進することを目的とするとうたわれております。

そのように、全国どこで生活をしていようが、住民のニーズにこたえ、同じサービスを受ける権利があるのでありまして、そのようなサービスを提供していくのは、国の責務ではないかと考えます。

鵜来島地区のような金融機関を全く利用することができない今日の状況を、一刻も早く打開しなければなりません。

そこで、市長として、住民の不自由さを解決し、あまねく公平なサービスの提供を求めて、郵便局株式会社四国支社に対しまして、定期的に担当職員を派遣するように、強く要請すべきではないかと考えますが、市長の所見をお伺いいたします。

次に、鵜来島を観光施設としての整備と、利活用についてであります。

当日は、幸いにも区長さんに案内をしていた

できましたので、スムーズに山頂まで登ることができましたが、途中には登山道についての標識もなく、初めて登山する方では、山頂にたどり着くのは大変難しいのではないかと思います。

山頂への道は、以前であれば年に何回か、島の人たちで草刈りや補修を行っていたとのことですが、現在では住民の人たちの年齢も、先ほど申し上げましたように、大変高齢化しており、十分に整備されておられません。

そのために、雑木が生い茂り、イノシシによる被害等もあり、大きな石が道をふさいでいる箇所も何カ所かあります。

そこで、まず山頂に行く道路の整備、並びに案内標識を設置する等して、だれもがたやすく登山ができるようにすべきでないかと考えます。

山頂は大きな木が生い茂っていましたが、兵舎跡はしっかりとしたコンクリートできており、その形跡は今でもはっきりとわかります。

そして、3台の砲台跡や、弾薬庫、並びに砲台に通じる地下道についても、その跡地も残っております。

実際に山に登ってみて、改めて本当に心がいやされる場所であると思いました。

区長さんによると、樹木さえなければ、山頂からの眺めは実にすばらしく、まさに360度のパノラマであり、宿毛湾はもちろん、沖の島や愛媛県、天候のよい日には遠く九州まで見ることができるとのことでもあります。

このように、立地条件のすばらしいこの場所を生かし、活用するために、一つの手だてとして、山頂に観光施設としての展望台を設置することを考えていくことも重要でないかと思います。

そして、もう一つの利活用の方法としまして、戦後約65年が経過いたしました最近では、身近に戦争を感じない、戦争を知らない世代が

年々ふえてきているのが現状であります。

私は、世界の恒久平和を実現するために、戦争という足音を残しております旧日本海軍の砲台跡を生かし、市民や子供たち、戦争を考え、平和について学習する場として活用してはどうか。

あわせて、戦争のつめ跡残るこの砲台跡地を貴重な資料として保存をし、後世に残していく取り組みをすべきでないかと考えます。

この2点につきましては、教育長の所見をお伺いいたします。

以上のことを考えまして、私は従来のいそ釣りやダイビング等の自然を生かした観光に加え、今、提起をしました施設面等の整備を図ることで、歴史的にも貴重な島であり、自然美豊かな鶴来島全体が観光施設として利用できるのではないかと思います。

その取り組みにより、観光客が島を訪れるようになり、島ににぎわいと潤いが戻ってくるのではないかと考えますが、市長の所見をお伺いいたします。

次に、離島センターの利活用についてであります。

廃校して以来、この施設を有効に活用するために、どのような取り組みをしているのかお伺いいたします。

現在では、医師の訪問時や健康相談を初め、元気クラブの開催時に住民の方々が一部活用しているようであります。

私は、現在、島には宿泊施設がありませんので、各種の取り組みを行う中で、観光客や入込客がふえてくるのではないかと思いますので、それに対応するために、宿泊施設として活用してはいかがなものかと考えます。

宿毛市としては、この施設の利活用については、いろいろと検討はなされておることと思いますが、今後、どのように活用しようと考えて

おるのか、市長の所見をお伺いいたします。

そして、利活用しようとする場合においては、何よりも施設が安全でなければなりません。鶴来島小・中学校が休校して以来、施設の補修等はほとんどなされていないとお聞きいたします。

潮風の強い島でありますので、予想外に早く、鉄筋の劣化や腐敗は進みます。そのために、鉄筋が劣化した箇所や、玄関のドアが腐食してドアの開閉に不自由を来している箇所が数多く見られます。

今後において、この施設を有効活用する考えがあるのであれば、劣化や腐敗がひどくならない初期の段階で補修をしていけば、施設を長く、しかも安全に利用することができると思います。経費面を考えても、そのことが大変有効であると考えますが、市長の所見をお伺いいたします。

医師の派遣についてであります。

平成18年度までは、月2回の巡回診療でしたが、平成19年度より幡多けんみん病院の医師の不足、医師の業務過重等の理由により、月1回の訪問回数となっております。

高齢化が進む中で、病気になる確率も高くなり、島民の抱える不安の一つでありますので、巡回診療、巡回回数をせめてこれまでどおりに月2回にふやすことができないものかどうかであります。

この事業は、高知県の無医地区巡回事業で行われておるとのことですが、住民の命にかかわる大変重要な問題であると同時に、無医地区で生活をされておる方々の健康を守り、安心と安全を確保していくとの観点にたつならば、医師の訪問回数をふやすために、高知県に対して、制度の充実に向けて、今まで以上に強く働きかけをすべきでないか、お伺いいたします。

介護難民の対策について、お伺いをいたします。

幸いにも、高知県においては、中山間地域で

高齢者が安心して暮らせる生活環境を築くため、市町村等が進める多様な取り組みを支援する目的で、高知県中山間地域生活支援総合事業の取り組みの一つであります生活支援事業において、地域の中で、食料品等の日用生活用品を入手するための仕組みづくりに関する補助事業があります。

このような補助事業も取り入れながら、その対策に当たるのも一つの方法ではないでしょうか。

いずれにしても、この問題は鶴来島地区だけに限った問題ではなく、宿毛市全体の問題として、買い物難民といわれる方々に対する対策を早急に講じる必要があるのではないかと考えますが、今回は特に、鶴来島地区に対する対策について、宿毛市として今後、どのような対策を講じようとしているのか、市長の所見をお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、松浦議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、最初に、松浦議員からるる、鶴来島地区に入っていかれて、住民の人たちのお話をされた。いろんな思いを語っていただきました。その中で、個々のことがあると。

私も、実は沖の島、鶴来島につきましては、高知県で唯一の有人離島でございます。私自身が各離島をめぐる時も思ったんですが、非常に、ここ鶴来島、沖の島という地形の問題もありまして、ほかの離島よりも非常におくれている部分がございます。市民の生活に関してですね。

今、いみじくもそのし尿の対策がございましたように、非常におくれています。

何でおくれているという比較ができるという、全国の離島振興協議会というのがございま

して、ここで私、今、幹事をやっております、皆さんのいろんな離島を持っている首長さんに、いろんな話を伺いする機会がたっぷりございます。

そんなことで、大きな島から小さい島、その島全体が一つの市になっているところもございます。我々のように、ここに、内地に行政区があつて、そして島を持っているというところもございますし、いろんなパターンがございしますが、それぞれ小さい島については、同じような悩みを非常に持っております。

そんなことで、やっぱり、唯一の有人離島を持っている本市にとって、やはりもう少し、高知県も対策的なものを取り組んでいただけないものか。

例えば、瀬戸内のほう、愛媛県なんかには、各市町村があるわけですが、その県のほうに離島対策の事務局もちゃんとあります。そういったところが、新潟県もございしますし、もちろん長崎県、鹿児島県というふうな離島をたくさん持っているところは、そういった体制がとれておりますが、私は、県のほうに、離島対策でどこに行つていっていいのか、はっきり、いまでもってわからないような感じがいたします。

だから、本当はやっぱり、県も一緒になつて、こういった松浦議員がるる問題提起もしていただきました。そんなところもやつていかなきゃいけないんじゃないかな、そういうふうなことは、根本的に思っておりますし、なお、高知県で唯一の離島を持っている首長でございしますから、市長でございしますから、この離島の問題に対しては、余分に働かなきゃいけない、そんな思いでずっとおります。

島民の方々のニーズというものが、非常に大切になるんじゃないかというふうな思いでございしますし、今、鵜来島の問題、まさに小さな離

島を持っているところの縮図がここにあるかと、私自身思っております。

そういったことで、他と比べて劣っているというふうなことについては、離島振興法があり、そういった法律の名のもとに、かさ上げ措置もあるわけですから、そういった制度というものは、これから遅くない。これからでもやっぱり、我々は適用しながら、対応していかなきゃいけないかなというふうなことを、ずっと思っております。

基本的なことを、まず申し上げました。

それから、個々のことで申し上げますと、まず、限界集落ということで、私の考えていることとございしますが。

鵜来島につきまして、というよりも、第2回定例会において、私のほうも共同企業体としての機能が徐々に衰えつつあると思われる集落。これは松浦議員も先ほど申されました、橋上地区のほうも、奥のほうもそうでございます。

また、離島である鵜来島、沖の島地区の集落も考えるところでございしますというふうな答えもさせていただいております。

2年前において、いわゆる将来的に限界集落となる可能性については、否定はしてないわけとでございますけれども、いまだに私も、その限界集落という言葉に非常に抵抗がありまして、本当に限界なのかというふうな、人間が住んでいるところを限界とは何事だという思いが、非常にあります。その言葉の使い方でございます。

鵜来島地区におきましては、地域の方々、非常に、二十数人という、実際に住んでいるのは二十数人というふうな、少ない人数でございしますが、ただ、籍を置いておられる方々が、宿毛のこちらの市内にも住んでおられますし、いろいろと島の、島外に在住者等も含めて、いろいろ協力していただいて、日常の生活を営んでいるというふうなことが、一つの状況でございま

す。

今日の鶴来島地区が、全く共同体としての機能を失ったということでは、現在も考えておりません。

というのは、外からの皆さんがいろいろ、いろんな行事のあるところにおいては、手伝いに行っていていただいている。島の出身者が故郷の面倒を、非常に面倒を見てくれておりますし、また、いろんなイベント等のところにおいては、市役所の職員も、ぜひ行っていただきたいというふうな呼びかけもしているところでございます。

ここが限界集落であるのかなのかという、その限界集落という言葉は余り使いたくないんですが、少しずれるところかなど。松浦議員との考えが、少し違うかもしれません。

私自身は、いわゆる限界集落とならないようなことは、やっぱりやっていかなきゃいけないと。これは、松浦議員と同じ思いであろうかというふうに思います。

それから、鶴来島の現状の認識でございますが、これはるるお話されたとおりでございます。高齢化とか、人口減というものは、著しい、そして厳しい状況であることは言われるまでもないことではございまして、これをまた、眺めながら放置していくというふうなことも、思っているわけではございません。

地区の高齢化の現状から、今は職員も連絡所には若手の職員を配置しておりまして、できるだけ若い力を、少し鶴来島の皆さんに、少し力を与えてもらいたいというふうな気持ちで、若手の職員を配置をしております。

それから、地域と連携を図りながら、行政としてできることを実施してまいりたいと、このように考えております。

また、行政の役割でございます。私自身は、皆さん方から、今、松浦議員がいろいろ申され

ました。それも含めまして、住民ニーズに対しまして、支援を行うことによって、住民生活の向上を図ることが行政の役割と考えておるわけでございます。

住民と行政がともに考えていくことが必要であろうかというふうに考えております。

それから、非常に重大な問題でございます。離島の処理対策で、し尿の処理対策でございます。

21年の6月議会におきまして、これは公共施設だけでなく、島民のし尿処理問題についても、早急に解決を図っていかなくちゃいけない問題というふうにお答えしてきたわけでございます。

海洋の汚染防止法ができて、海洋投棄というものが、し尿についてもできなくなったと。それから、し尿をきちんと処理しなきゃいけないというふうな法律になってきておりまして、あちこちへばらまくというわけにはいなくなっております。

島内においては、肥料とかにしてきた経緯もあろうかと思いますが、そればかりではなくみ取り式を処理できていないということになるかと思えます。これは、実は、政府に対する要望の中でも、私どももし尿処理対策には、非常にお金がかかります。島、特に沖の島、鶴来島といった石段というか、階段式と言いますかバキュームカーが入れないところがございまして、そういった地理的な条件というのは、非常に不利な条件がございまして。

先ほどの話でありましたように、宇和島市とか八幡浜等の視察を行いました。行いました関係ですが、こういった階段式の上に家があつて、バキュームカーが通らないようなところは余りないです。これ、非常に古い時代から、離島のし尿につきましては、大きなところは非常に問題解決の道を探っておりまして、スムーズに今、

行っております。

ただ、小さいところは、し尿処理船を配置して行っておりますから、このし尿処理が非常に莫大なお金がかかります。そんなところで、政府に対しても、ほかの島は1件ございました。し尿処理対策に対して、非常に財政的に厳しいので、国の援助をお願いするというふうなこともございます。

これもやっていかなければいけないというふうには、私は思っております。

この石段と石段で構成された集落に、例えば小さな軽四ぐらいのバキュームカーを入れて行くかどうか。それを、いわゆる市としてそれを配置して、し尿処理業者さんをお願いするか。そのし尿処理業者さんが、そういった車を配置していただいて、専任的にそこで取っていただくか。

だから、取ったやつはどうしていくか。その港にし尿処理船を配置して、そこにじゃあ、ためておくのか。そうしたときのにおいの問題であるとか、し尿処理船そのものの専門船でございいますから、そういったものが配置したままで、ずっと置いていけるのかどうか。そして、今度は、それがだめであったら港のそばのほうにためるところをつくって、バキュームカーで、小規模でございいますから、それを少しずつ運んでいって、ためておいて、し尿処理船を持っていって、月に1回ぐらい運ぶかとか、そういったいろいろな課題がございます。

そんな課題を、実は調査した後で話し合いまして、これから島の方々が、じゃあどういった形をとればいいですかというふうな、いろんな方法論を私どものほうから示してあげて、じゃあこれが一番いいんです。じゃあ、合併処理浄化槽にしますかとかいう話も出てくるかと思いますが、あれにしたって、便槽をやっぱりためなきゃいけない。四、五軒一緒になりますかと

いうふうな話。土地がないところで、どういった形でやっていこうかというふうな問題がございますので、島民の皆さんから、きちんとした御意見いただいて、どういう処理方法が一番最適であるのかということをしていきたい、このように思っているところでございます。

そのような課題がたくさんありまして、いつまでに解決、これは早いうちにやっぱり解決しなきゃいけないんですが、いつまでということ、ちょっと今、はっきりと言えない状況でございいます。この島民の皆さんと話し合った結果について、また、その計画を立てて、すぐに取りかかるということをしていかなきゃいけない、このように思っております。

次に、金融機関の問題でございいます。沖の島郵便局の無集配については、郵政民営化で18年9月から実施、無集配ということが実施されております。

この問題については、これまで地域の方々から、今まではお話を聞いたことがありませんでしたが、きょうのお話に出てきました。また、地区長さん方からも、この状況などを聞かせていただきまして、必要に応じた対策をしていかなきゃいけないかなというふうに思っております。

こういったことを、ここで申しては何ですけど、四国の郵便会社に、支社に行くについても、松浦さんも郵便局OBとして、またぜひ、そういったことも訴えていただければありがたいかなというふうなことも思っております。

次に、観光施設化でございいますが、鶴来島山頂への展望台の設置と山道整備でございいます。

皆さん御存じだと思いますけど、現在、鶴来島とか沖の島の主な観光でございいます。これはいそ釣り客とか、ダイバーといった方々が主な客層でございいます。

今後ともこれらを視野に入れた有人離島、鶴来

島、沖の島の観光振興を図っていきなさいいけないというふうなことは思っております。

鵜来島山頂への展望台とか、山道の整備ということで、いそ釣り客やダイバーにプラスして、増客になろうかとは思っています。思いますが、整備した後の維持管理等の困難というものもございまして、特にまた、近年、鵜来島には、きょうのお話に出てませんが、イノシシの被害が非常にございまして、お年寄りの方々も、やっぱりイノシシの被害に遭わないようなことも、気をつけてもらわなさいいけないんですが、山道を利用して、観光客にイノシシの被害でも遭われたら、また大変なことだなという、これは後ろ向きの話になるかもしれませんが、安全管理が非常に難しい面があるんじゃないかというふうに思っています。

観光振興という観点からは、展望台設置とか、山道の整備というふうなものは、ちょっと困難じゃないかなというふうなことを思っているところでございまして。

鵜来島の観光施設化につきましては、先ほど申し上げました釣り客とか、ダイバーだけでなく、離島センターを活用した体験型メニューですか、元気クラブ等やっておりますが、そんな開発を観光協会等とお話をさせていただきながら、検討していきたいと、このように考えます。

次に、離島センターの活用でございまして、これ、平成19年度から20年度にかけて、民間の事業者の方が宿泊交流施設として活用する計画がございましたが、その実現には至っておりませんで、その後、平成20年9月から離島地域の振興と、離島住民の福祉増進を図ることを目的として、鵜来島離島センターとして設置しまして、今までも地域の方々の健康相談とか、デイサービスなどに利用がなされています。

宿泊施設としての活用につきましては、旅館

業法に適用する施設でなさいけません。それから、施設の改修も必要でございまして、また、運営面もございまして、問題がございまして、今後、地元との協議、調整を行いながら、検討させていただきたいというふうに思っています。

民間の方がお話、計画ありましたときは、民間のその方が運営していくというふうなことでの手を挙げたわけでございますが、少し財源的な問題があったかと思っております。その関係で、査定になってますけど、そういう状況がありました。

それからまた、施設の維持管理に必要な最低限度の修繕については、これは実施していきたいというふうに考えます。

それから、お医者さんのいない無医地区対策ですが、離島振興法第10条で、県は離島振興対策実施地域における医療を確保するため、定期的な巡回診療、保健師による保健指導や健康相談等を実施しなければならないというふうに、県の仕事というふうになっております。

現在は、以前は月2回だったんですが、現在は月1回、第2金曜日に県の無医地区巡回診療事業として、幡多けんみん病院の医師が診療を行っています。

そのほかには、幡多福祉保健所と、市の保健師が月の第1、第4金曜日に交代で健康相談とか、訪問指導を行いまして、日ごろの島民の健康管理に勤めているところでございまして。

島民が島で安心して生活するためには、月2回の巡回診療があればいいと思いますが、そのためには、幡多けんみん病院が十分な医師数を確保することが条件となります。

そういったことが、やはり必要でございまして、これまでも知事、それから県議会のほうに対しまして、幡多けんみん病院の医師の確保、それから鵜来島地区への巡回診療事業の継続を要望はしてきましたが、高知県が本年度か

ら取り組むとしております日本一の健康長寿県構想の中でも、医師確保対策の推進が掲げられておりますので、今後とも県に対しまして、医師の確保等を強く要望していきたいというふうに考えております。

それから、こういう言葉がいいかどうかはわかりませんが、買い物難民、いわゆる買い物に不便を来すというふうなことで、商店の減少などによりまして、また高齢化などの交通弱者を中心に、生活用品が買えなくなる問題として、高齢化社会の進展に伴って、これはクロージングアップされている問題でございます。

現在、各地で解決策として、商品の移動販売とか、宅配サービス、巡回バスなどの手段がとられているところでございます。鶴来島地区の現在の状況につきましては、定期船を利用して、片島から商品を購入している方々、それから地域の関係者が島に来られる際に、まとめて購入していただいているというふうに聞いております。

解決策の一つとして挙げられます、その宅配サービスでございます。私どもが把握している範囲では、事業者が、2事業者が実施できるということでございます。

もちろん、配達頻度とか、費用負担の問題もあり、いずれの事業者も週一、二回の宅配とのことですから、有効に活用することで、少しでも不便を解消することができるんじゃないか、そういうふうに考えております。

なお、御提案がありました高知県中山間地域生活支援総合事業の活用のほうにつきましても、できる面につきましては、今後、活用してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 皆さん、おはようございます。

教育長、松浦議員の一般質問にお答えをいたします。まず、第1番目に、軍事施設を活用して平和学習に取り入れたらどうだという御提案でございます。

御承知のように、議員御指摘のように、鶴来島におきましては、太平洋戦争の開戦時には、既に3門の大砲を備える砲台が設置をされていたり、また、戦争が激化する中では、母島とともに、宿毛湾防衛の最前線として、配備の拡張をされておりました。

そして、終戦時には、兵舎や発電所なども建設されたという記録が残っております。

そして、現在でも、砲台跡の遺構が、当時を忍ばせていることは議員御指摘のとおりでございます。

また、戦争のことにつきましては、小筑紫方面にも軍隊が配備をされており、兵隊さんが民家に宿泊をするなど、壮絶な、悲惨な多くの戦争の記録が残されております。

施設として、その最大級のものとしては、やはり宇須々木の海軍基地跡ではないかと思っております。終戦時には、第八特攻隊の司令部として、高知県の沿岸はもとより、九州にまで届く豊後水道の防衛を、指揮をしており、鶴来島の施設も傘下に置いた宇須々木でございますが、ここも弾薬庫であるとか、貯油庫であるとか、防空ごうの遺構が現存をしております。

御提案の鶴来島の砲台の跡の平和利用、活用ということでございますけれども、市内の学校の社会見学を想定した場合には、鶴来島までの交通アクセスであるとか、砲台跡までの道等を考慮する中で、なかなかと課題があるのではないかと、現在は考えております。

教育委員会では、従来より地元の小学校を中心に、この宇須々木の海軍基地跡を平和学習に活用をしておりますし、防空ごう等の遺構の保存につきましても、地元の方の御理解や、関係

機関との調整を図りながら、保存に努めております。

また、県外からも関心が高いということもありまして、昨年度の事業で解説板を設置いたしました。平和学習に活用できるように、取り組みを進めているところでございます。

教育委員会といたしましても、今後もこの宇須々木の海軍基地跡を核とした戦時中の軍事施設を、平和学習のために活用を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） 教育長のほうにお伺いしたいのは、平和学習の分と、施設の保存について、どうかという質問をしたと思いますけれども、その部分が抜けているんじゃないかと思いますが、再度、お伺いします。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、松浦議員さんのお尋ねの件につきまして、私のほうから、抜けているということがあったそうでございますので、補足をして説明をしたいと思います。

その、先ほど申しましたように、今後とも関係機関と連携を図りながら、現地の取り組みをしっかりとしながら、現状調査を便宜進めていくと、保存に努めてまいりたいと、こんなふうに申し上げたのでありますけれども。

以上です。

○議長（寺田公一君） 4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） 市長並びに教育長のほうから御答弁をいただきました。

市長も言われますように、大変、すぐできる課題とか、そしてまた、長期的な部分、そしてまた、財政的な部分、大変頭を悩ませておる部分については、理解をいたしますけれども、やはり、島で生活される方の、皆さん一同の思いでございます。早急な対策をお願いをしたいと

思います。

それでは、再質問を若干させていただきます。

この分については、提案等を含めてさせていただきますと思います。

皆さんも御案内のとおり、憲法では、すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。そして、国はすべての生活部面において、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないと、憲法25条にははっきりとうたわれております。

宿毛市行政としても、この憲法の理念を生かした取り組みをしなければならないと考えます。まさに地方自治体としての責務があるのではないのでしょうか。

人はそれぞれ、住んでいる環境により、ものの見方、考え方は違ってきますのであります。島で暮らす人たちが、生活する上で抱える課題についての改善や、住環境を整えていただきたいと思うのは、島で生活をしている方々のエゴではありません。

そして、何よりも、どこの地域で生活をしようが、同じ宿毛市民であります。お互いが市民であるとの共通の認識に立ち、問題を見詰め、その対策に当たらなければならないと思います。

島の人たちは、先ほど言いましたように、島で生活する上で、お互いの協力態勢は、他の集落に比べて強固なものがあります。厳しい生活環境の中では、お互いの協力や団結が不可欠でありまして、共助の体制を日ごろより構築していなければ、生活ができないのであります。

私も参加をいたしました。昨年、昔の島を取り戻したい。島ににぎわいをとの思いから、島の出身者が中心となり、実行委員会を立ち上げて、8年ぶりに島で祭りが盛大に開催されました。

このように、ともに助け合う取り組みはいたしております。自助、共助だけでは解決できな

い問題につきましては、まさに行政がしなければならぬ公助の部分であります。

産業振興対策としてのすくも酒造への補助金や、ナオシチの搾汁工場の建設に対する補助金、またすくも84マリンターミナルの建設、咸陽島公園への砂場の設置や、3隻の伝馬船の建造等も、思いとしては理解をいたしますが、政治とはまさに弱い立場に置かれておる人たちに行政の光、政治の光を当てて、いろいろと抱える問題を一つ一つ解決をしていく取り組みを優先すべきではないでしょうか。そのことが、まさに市民の目線に立った、市民本位の政治であり、人に優しい政治ではないでしょうか。

先日誕生いたしました菅 直人総理大臣の政治の目標は、最小不幸社会の実現であります。

総理大臣就任に当たっての記者会見でも、冒頭にこれのことについて触れられておりました。

最小不幸社会の実現とは、自立をしている人が社会の中でその力を存分に発揮できるものがありますが、そういう人々に対する取り組みも必要でありますけれども、それ以上に、個人の責任ではない原因によって、困難な状況に至った人々や地域には、政治の力、行政の力を差し伸べて、不幸となっている要素をいかにして取り除き、少なくしていくかとする考え方でありまして、政治のあり方としては、まさに私が先ほど申し上げたことと全く同じであります。

そこで、2点ほど提案をさせていただきます。

鶴来島地区の現状を見た場合に、その対策の一つとして、過疎対策として、総務省が取り組んでおります集落支援制度を活用してはどうかと思います。

この制度は、総務省の過疎問題懇談会において出された過疎地域等における集落対策に関する提言を踏まえて創設をされた制度であります。平成20年度から取り組まれておりました21年度の取り組み状況は、都道府県分では9府県、

市町村分では36府県113市町村で実施をされております。

現在の集落支援員の設置数は449人であり、自治会長などとの兼務の集落支援員は約3,500人となっております。

そして、この事業に要する経費については、特別交付金で措置されております。

ちなみに、専任の集落支援員1人当たり350万円、兼任の場合は40万円であります。集落支援員の主な役割と申しますか、任務は、人口減少と少子高齢化の進行に伴いまして、集落機能の低下が著しい集落を巡回し、集落の維持及び活性化等の支援対策についての取り組みを行うことを目的といたしておりますので、本市においても、積極的に導入すべきじゃないかと思っております。

そしてもう1点、離島センターの活用方法についてであります。

昨年10月より、議員各位の御理解をいただく中で、沖の島地区にあったかふれあいセンターが開設されました。現在、職員数は、臨時職員を含めて7名の体制で業務を行っております。昨年度6カ月間での利用数は、園児からお年寄りまで延べ983名とのことであります。

何よりも島で生活をする方々に、新たにこの雇用の場を提供することができたのであります。そして、園児からお年寄りまでがセンターに集い、触れ合いの場として活用されております。利用されておる皆さん方には、大変喜ばれておるとのことです。私としても、大変うれしく思っております。

そこで、老朽化した離島センターを改修し、整備をすることによって、宿泊施設とあわせて、高齢化が進み、介護施設のない鶴来島地区においては、あつたかふれあいセンターのような機能をあわせ持った施設として、有効に活用できるものと思っております。

このことにより、新たな雇用の場をつくる  
ことができます。ぜひそうした活用方法も視野に  
入れて、検討していくことを提案いたします。

いずれにしても、鶴来島に人がいなくなるの  
を待つのではなく、抱える課題や問題点、一つ  
一つ解決する取り組みを行うことにより、島を  
訪れる人も、自然と多くなる。島の生活ににぎ  
わいを取り戻すことにつながるのではないかと  
考えますので、今、提起をいたしました点を含  
め、市長の思いなり考えを、いま一度伺いを  
いたします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、松浦議員の再質  
問にお答えをいたします。

福祉も観光も産業も、とにかく全分野にわた  
って、この過疎の地域においては、必要なこと  
だと思います。また、離島ばかりじゃなくて、  
宿毛市全体のことを考えて、仕事を進めている  
つもりでございますが、やはり、全部のことに  
手が回ってない部分もあります。これから、真  
剣に、本当に取り組んでいかなきゃいけない課  
題ばかりだというふうに、私は思っております。

提案がございました、今、集落支援制度とか、  
離島センターの活用方法でございます。これは、  
地元とも、一応調整する中で、これは積極的に  
検討していきたいというふうに考えております。

私自身も、冒頭に申し上げましたように、離  
島対策につきましては、人一倍負けない、責任  
を持ってやらなきゃいけないというふうな思い  
を持っておりますので、その思いが実現できる  
ような離島振興にしていきたいと思います、このよう  
に考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） 今、市長のほうから、  
力強いと言いますか、市長の思いも聞かせて

いただきました。

私自身としても、きょう、この場で提起した  
部分については、検証もしながら、自分ででき  
る分については、自分なりに努力もしていきた  
いというふうに思います。

そういった面で、繰り返すわけですけれども、  
宿毛市内どこで生活されようが、同じような環  
境、同じような取り組み、そしてそういう行政  
ができる部分については、行政が行うことによ  
って、安心をして生活のできるまちづくり言い  
ますか、そのことを求めているというふうに思  
いますので、今の市長の決意を聞いて、私自身  
も力強く感じたところです。

これをもちまして、質問を終わります。

○議長（寺田公一君） 3番野々下昌文君。

○3番（野々下昌文君） 皆さん、おはようご  
ざいます。3番、野々下昌文でございます。議  
長にお許しをいただきましたので、早速、通告  
に従いまして、一般質問を行います。

現在、自治体の財政を圧迫するものの一つと  
して、国保、病院、下水道といった公営企業等  
の赤字に伴う歳出の増加などが挙げられており  
ます。

幸いに、本市には病院はございません。そこ  
で、だれもが見て見ぬふりをしたいけれども、  
大変心配をしております本市の公共下水道事業  
計画について、お尋ねをいたします。

美しい自然と快適な生活環境を守り、市民一  
人一人が健康で生き生きとした生活を送るため  
にも、下水道の整備は重要であります。

本市においても、平成4年度から公共下水道  
事業に着手し、平成14年3月31日から街区  
の一部から供用が開始されております。また、  
二ノ宮地区においては、平成6年度から農業集  
落排水事業を導入し、平成10年度から供用開  
始し、大海地区においても、平成7年度から漁  
業集落排水事業を導入し、平成11年度から供

用が開始をされております。

それぞれ加入状況を見てみますと、公共下水道で平成20年から21年の1年間で131世帯が追加加入して、加入率が50.06%、二ノ宮の農業集落排水では、同じく1年間で2世帯が新たに加入して59.72%、大海の漁業集落排水で、同じく3世帯が加入して53.66%と、いずれの施設も供用が開始されて、8年から11年が経過をしておりますが、50%そこそことなっております。

今後の人口減少、高齢化、これからの経済状況を考えると、飛躍的に加入率が伸びることは難しいのではないかと懸念をいたしております。

そして、今後、加入率が伸びず、施設の老朽化が進むと、維持管理費が膨れてまいります。

維持管理費が膨れてくるということは、汚水処理は受益者負担という原則がございます。この原則に従うと、使用料に反映するしかないということになり、受益者の下水道料金の値上げにつながるということになり、非常に心配をされるところであります。

そこでお尋ねをいたします。

現在、各施設の財政状況と、今後の運用計画をどのように立てているのか、お伺いをいたします。

また、現在、供用されている地域以外の計画決定区域、貝塚地域、片島地域、西町地域の皆さんから、自分たちの地域はいつになるのかと、よく聞かれます。

市長は、本年度の行政方針の中で、環境整備事業を一時中断し、供用地域の加入促進に重点を置いていくと言われておりますが、この地域、先ほど言った地域には、今後、どのように進めていかれる計画なのか、お伺いをいたします。

続いて、介護保険事業であります。私たち公明党は、3,000人を超える地方議員が動き、昨年11月から12月上旬にかけて、介護

問題総点検運動を行ってまいりました。

深刻化する介護現場の実態を全国的に総点検し、本格的な高齢社会に対応した介護のあり方など、新たな介護ビジョンを組み立てていこうという、取り組んでまいりました。

このような動きに呼応するかのように、高齢者の深刻な実態を浮き彫りにするような2つのデータが発表されました。

一つは、厚生労働省が昨年11月20日に発表した65歳以上の高齢者に対する虐待の実態調査結果であります。

2008年度に家庭内や介護施設などで確認された高齢者虐待の数は、全国で1万4,959件と、前年度より1,624件、約12%の増加をしております。このうち、殺害されるなど、24人が死亡した深刻な実態を浮き彫りにしております。

また、家庭内虐待のうち、被害に遭ったお年寄りの45.1%が、介護の必要な認知症で、加害者の約4割が息子でありました。

調査は、高齢者虐待防止法に基づくもので、今回3回目です。厚生労働省は認知症をわずらった高齢者の行動や、言動へのいら立ちや、介護疲れも背景にあるのではないかとの見方を示しております。

また、もう一つは、介護保険が、保険制度が始まった2000年から昨年10月までの10年間に、全国で高齢者介護をめぐる家族や親族間での殺人、心中などで被介護者が死に至る事件が少なくとも400件にのぼるという実態です。

事件は、肉親の介護を背負った家族が、疲れ果てた末に起こしているケースがほとんどで、加害者となった介護者のうち、4割は執行猶予判決を受けており、行政や周囲の支援を受けられずに孤立し、親や配偶者と死を選ぼうとした姿に同情する検察官もあったという報告でした。

前者は65歳以上の高齢者への親族による虐待の相談や通報を受け、自治体が事実確認した事例の集計であり、後者は警察発表された新聞情報からのものであり、本当に氷山の一角ではないかといえます。

そして、ここには、超高齢化、家族の崩壊、貧困、制度の不備など、さまざまな問題が絡み合う介護社会の重い現実を浮き彫りにしていることだけは認めざるを得ないと考えます。

介護保険は、さらに超高齢化社会を迎えるこれからこそ、必要な制度であり、私たちが改革して育てていくことが必要だと思います。

そこで、お伺いをいたします。

家族が介護することを前提に、介護保険は制度設計されています。したがって、独居老人や老夫婦世帯や認知症といった、介護家族のいない家庭の、介護が支えられていないというエアポケットはあると思います。

これらの方々を支援するためには、地域の介護力の開発が不可欠だと思われます。

また、市の介護保険事業を委託している宿毛市地域包括センターの役割強化は、期待されるところであります。

本市における地域での介護支援はどのようなになっているのか、また、老々介護の実態を、市は把握をしているのか。介護家族の状況によっては、緊急な支援が必要な場合も出てくると思いますが、緊急時に対応できる体制はとれないのか、お伺いをいたします。

続いて、ふえ続ける男性家族介護者、加害者の約4割が息子という現実から、男性ならではの悩みの傾向など、深刻な課題が浮き彫りになってきております。

また、介護をめぐる事件では、加害者のうち、定職を持たない男性介護者が6割を占め、介護を期に離職して収入を失い、経済的に追い詰められる介護者の姿も浮かび上がっております。

そこで、本市の高齢者虐待の状況、及びその対応について伺います。

また、今の介護保険制度では、家族介護が評価されておらず、経済的に困窮する家族があると考えられます。家族介護者の生活支援が、より重要ではないかと思われまます。本市の家族介護者への支援の状況と対応について、お伺いをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、野々下議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、最初は、公共下水の漁業集落排水の、いわば財政状況ということでございます。

平成21年度の決算ベースでございますが、公共下水道の収益の収支でございます。使用料収入が3,404万3,000円に對しまして、維持管理費が4,122万6,000円でございます。718万3,000円の赤字となっております。

資本的経費の建設改良事業に伴います起債の元利償還金でございます。これは、汚水施設と雨水施設で3億4,066万7,000円でございます。そのうちの約50%が普通交付税として算入され、一般会計から1億7,033万3,000円の持ち出しというふうになります。

この起債残高は、汚水、雨水施設で約49億5,700万円でございます。それから、農業集落排水でございます。使用料収入が377万円に對しまして、維持管理費が288万1,000円で、88万9,000円の黒字です。

この起債の元利償還金は1,708万円で、そのうち50%が普通交付税として算入され、一般会計からは、854万円の持ち出しというふうな形になっております。

起債残高でございますが、約2億2,200万円でございます。

それから、漁業集落排水でございますが、使用料収入285万6,000円に対しまして、維持管理費が305万1,000円で、19万5,000円の赤字になっています。

この起債の元利償還金は1,474万円で、そのうちの約50%が普通交付税算入でございます。一般会計から737万円の持ち出しということになります。

この起債残高でございますが、1億9,200万でございます。

今後の運用でございますが、公共下水道は21年度末で整備済区域の受益戸数が2,392戸に対しまして、加入戸数が1,247戸の、加入率が52%というふうになっています。

収益収支の採算ラインは、加入率が63%でございます。これを満たすには、約260戸の加入が必要でありまして、収益収支を黒字にするには、二、三年かかるんじゃないかというふうに思っておりますが、昨年、緊急雇用創出特例基金で、未加入世帯の調査を行ってございまして、未加入理由等を踏まえ、くみ取り便所から下水道に加入した方に10万円を助成する水洗化促進特例奨励金制度などを説明しまして、加入促進に努めております。

そういうことによって、経営収支の健全化に努めなきゃいけないというふうなことを思っているわけでございます。

また、農漁業集落排水につきましても、同様に努めてまいり予定でございます。

下水道の経営の健全化を図るために、平成22年度から、加入促進に重点を置きまして、環境整備事業を一時中断しています。公共下水道の計画区域で、整備区域に隣接した貝塚地域、片島地域につきましては、今後の整備区域の加入状況、それから未整備区域の要望状況によって、説明会などを開きまして、住民ニーズに対応する方法を進めてまいりたいと、このように

考えております。

次に、介護保険事業についてでございます。

一つ目の地域介護の支援の現状でございますが、先ほど、老々介護の実態、緊急時の体制ということでございます。

老々介護という言葉も、市民の方々も余り御存じでないかもしれませんが、後期高齢者医療保険制度ができました。前期の高齢者という方々がおられるんじゃないか。

これ、お年寄りが、お年寄りの介護をしなきゃいけない。いわゆる若い介護士さんがするんじゃないくて、お年寄りがお年寄りの介護をしていかなきゃいけない時代、そういった高齢化社会に入っているというふうなことで、老々介護というふうな言葉が、最近、使われ出したわけでございます。

地域介護の支援では、平成22年3月末に立ち上げました高齢者虐待防止ネットワーク委員会に、民生児童委員協議会、それから老人クラブ連合会、地区長連合会、連合婦人会、認知症の人と家族の会など、関係団体に御協力をいただきまして、高齢者見守り地域連絡会を組織しました。

この組織は、地域の高齢者に対し、声かけ、あいさつ、様子見等を行う中で、見守り、支援をしていこうとするものでございまして、包括地域センターとの連携も視野に入れたものでございます。

本年度の活動としては、組織の皆さんへの研修会であるとか、普及啓発活動を実施する予定としております。

先ほどの老々介護の実態でございます。平成21年度に介護保険の認定を受けられた1,393人中、107世帯が高齢者世帯でございます。

これ、高齢者世帯というのは、65歳以上でございます。

介護認定を受けていない世帯につきましても、民生委員さんの活動によりまして、世帯状況など、ほぼ把握できていますので、介護予防事業等へつなげていっています。

次に、宿毛市が介護保険事業を委託している地域包括支援センターの緊急時の対応でございます。

休日や夜間については、宿直が相談等の受け付けを行っております。現在のところ、緊急を要する相談はほとんどないとのことでございます。虐待対応時の緊急連絡体制は、一応、整備されておりまして、他の緊急時にも対応していくこととしています。

それから、前後するかと思いますが、本市の高齢者虐待の現状とその対応でございます。

本市の実態は、平成18年度には身体的なものが2件、それから平成19年度は、身体的なものが3件ございました。

それから、平成20年度は、身体的なものが7件、そして暴言等、心理的なものでございますが、これは1件。そしてまた、経済的なものが1件の、計9件ございました。

平成21年度におきましては、身体的なものが3件と、経済的なものが1件の計4件の相談があったわけでございます。

暴力などの緊急度の高いケースに関しては、警察、それから幡多福祉保健所、ケアマネジャー、地域包括支援センターと関係機関と連携をしまして、施設を利用した分離を行うなど、高齢者の安全を確保してきました。

次に、本市の家族介護者への支援ですが、重度の介護者を介護する家族に対しましては、家族を慰労し、経済的負担の軽減を図るということを目的にしまして、保険料の滞納がないなど、一定の要件を満たした家族に対しまして、介護用品給付事業、それから介護慰労金支給事業を実施しているところでございます。

介護用品給付事業は、在宅介護をしている家族に、経済的支援としまして年額7万5,000円を限度に、おむつ等介護用品を支給するものでございます。

それから、介護慰労金支給事業でございますが、これは、事実上、同居と同じ状態で、規定の居宅サービスとか、施設サービスを利用していない等の、これは要件でございますが、この要件を満たしている家族に対し、年額10万円を支給しています。

当市でも、ますます高齢化が進んでいくものと思われませんが、高齢者が安心して地域で暮らせるためには、家族のきずなど、地域のつながりがとても大切なことじゃないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 3番野々下昌文君。

○3番（野々下昌文君） 今、大変、市長、詳しく答弁をいただきました。ありがとうございます。

若干、再質問をさせていただきたいと思えます。

今後の運用計画についてですが、汚水処理を使用収入でペイできるのが、約2年から3年後というようにいわれております。ぜひ、この計画どおりに加入促進を図っていただきたいと思えます。

先ほど申しましたが、人口減少、高齢化、厳しい経済現状を考えると、加入率を伸ばし、財政状況をプラスにしていくのは、なかなか容易なことではないと思えますが、ぜひ頑張りたいと思えます。

兵庫県に加西市というところがあります。加西市では、「民間でできることは民間で」との原則のもと、公民連携に取り組んでおりまして、2008年東洋大学と公民連携に関する協定を結びまして、市役所業務の包括委託、上下水道

の民営化、公用資産の有効活用などについて、共同研究を行っており、公民連携導入の可能性調査を、翌年の2009年度の2月に発表をしております。

その中で、公共下水道について、加西市の場合、整理が速やかに進行した一方で、家庭への導入がおくれており、家庭への接続は、本来、市民が行うべきものですが、先行したインフラ投資に見合う収入のない、構造的な赤字に陥っており、宿毛市とよく似た状況だと思います。

これに対し、家庭への配管接続事業を先行的に民間に、民間負担で行わせること、利用料増分の一定割合を民間が得ることで、投資回収を可能にする公民連携の手法を提案しており、民の先行投資によって水洗化率を一気に上げることができると期待をされており、この方策による赤字解消率は2.1億円との試算もしております。

加西市は人口は4万9,000人で、財政規模も宿毛市とは違います。これは、試算ですので、現実には解決しなくてはならない問題もあるようです。

本市も、市長初め担当課の皆さんも、当然、大変な努力をされていると思いますが、少し視点を変えて、研究してみてもいかがと思います。提案をいたします。

また、供用区域以外については、先ほど、地域の求めるニーズに合わせて進めるということですが、地域からどのくらいの要望があれば、今後また着手されていくのか。下水道の入る時期がわからないとなると、それまでの間にくみ取りを水洗便所にかえたいとか、単独浄化槽が壊れて、入れかえが必要なところ、また新築するところ等は、合併処理浄化槽で対応しなくてはなりません、合併浄化槽にかえた場合、それぞれの補助率はどうなるのか、お伺いをいたします。

また、介護事業であります、高齢者見守り隊とか、また緊急の場合は宿直が対応されているということでもあります。

また、虐待については、割と少ない人数だということでもあります。

広報6月号にも、先ほど市長が言われたような家族慰労年金や、介護用品給付事業といった直接支給、現物支給。現物支給7万5,000円、直接支給10万円と、いわゆる家族慰労金や介護用品の事業といったものが行われているということではありますが、先ほど、高齢者虐待でも触れましたが、いわゆるシングル介護。少子化の中で、急速な高齢化により、在宅介護の中心が支え手の子供一人のケースがふえてきております。子供が仕事と介護を並立できる程度の介護度、介護内容であればまだしも、ほとんどの場合、仕事をやめ、介護離職者となり、介護保険利用者、親の年金のみしか、その世帯には収入がないという事態に及んでおり、シングル介護イコール在宅介護の経済的困窮であり、孤立化であり、親子ともども、経済的に見通しが立たなくなっている状況があります。

本市の介護慰労年金制度対象者は、先ほど言われたこの年金制度ですね。対象者は2人から、年間に3人と聞いております。

もちろん、財政的裏づけが必要なことは当然であります、このような介護離職者も含め、もう少し多くの方が対象になるように、条件の緩和、検討できないかお伺いをいたします。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、野々下議員の再質問にお答えいたします。

兵庫県加西市のほうの事例を出していただきました。

公民連携手法による戦略でございます。まだ実施がされていなくて、問題点もあるように思

われます。担当課に調査研究もさせたいと思います。

また、いろいろな、今、早稲田からのいろいろな成長戦略の中で、先ほどの老々介護の問題もございましたし、こういった我々の、いわゆる東京から非常に遠い地域、そしてまた高齢化が進んでいる地域のことについて、研究開発ということ、いろいろな視点でやっていきたいというふうな問題提起もございますし、こういった問題も含めまして、いろいろ早稲田大学の研究グループとも、公共経営のことで、今、お話を少しずつ進めさせていただいているところでございますから、いい案が出たりしましたら、またこの場でも、皆様にも報告もさせていただきたいというふうに思います。

あと、未供用区域の下水道整備でございますが、下水道、先ほど言いましたように、説明会等を開きまして、多くの方が賛同を得られない場合でも、整備方法を再検討しまして、いろいろ計画区域であるとか、計画区域外であるとか、そういう手続上の問題がございますが、浄化槽の設置整備事業も検討していかなくちゃいけないかなというふうなことは思っております。

合併浄化槽の補助率でございますが、宿毛市浄化槽設置整備事業の補助金としましては、5人から10人槽が一律30万円、これは国から3分の1、県から3分の1、そして市のほうで3分の1というふうな補助金が出る予定でございます。

それから、シングル介護で、経済的に非常に厳しい立場に置かれている皆様方がおられるということで、家族介護慰労金支給事業でございます。

条件の緩和はできないかというふうな形だろうかと思いますが、この件に関しましては、現在、10万円の支給金額を増額するのか、また、1年間、居宅サービスまたは施設サービスを利

用していないという期間をかえるのかとか、いろいろ、もしくは介護度が4から5の介護度、例えば3まで引き下げるのかとか、いろいろ考えられると思います。

緩和によって対象者数がどれくらいの増となるのか、どれくらいの経費が見込まれるのか、これから、これらの緩和を行えば、当然、保険料にも影響しますので、それらを加味した中で、検討していかなくちゃいけないかなと、そんなことを考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 3番野々下昌文君。

○3番（野々下昌文君） どうも、丁寧な答弁ありがとうございます。

下水道の件で、合併浄化槽の補助率、まだ検討しなくちゃいけないということなんですが、この下水道におきましては、市民だれもが、快適な生活を送りたいわけでありまして、一人でも多くの市民が、快適な生活を送れるような努力を、今後もしていただきたいと思います。

また、介護におかれましても、いろんな制度のはざままで、見落とされがちな生活弱者への配慮、今後お願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（寺田公一君） この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時39分 休憩

----- . . ----- . . -----

午後 1時00分 再開

○議長（寺田公一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番岡崎利久君。

○2番（岡崎利久君） 2番、通告に従いまして、一般質問をいたします。

初めに、災害時要援護者対策について、お伺いをいたします。

平成19年9月議会並びに平成20年9月議会でお聞きしました件につき、再度お伺いをいたしたいと思います。

平成20年9月議会での市長の答弁では、災害時要援護者のリストの作成については、大規模災害発生時の住民の安否確認などにおいても、有効な手段と考えている。現在、福祉事務所を中心として、保健介護課、総務課、宿毛消防署、社会福祉協議会、高知県幡多福祉保健所にも参加していただいて、関係機関の情報の共有化や、リストの作成などを初めとする災害時要援護者対策についての協議を進めている。

今後は、できるだけ早く、要援護者のリストの作成とか、活用方法などを検討して、本市における災害時要援護者対策の仕組みづくりを構築してまいりたいと考えております、との答弁でした。

また、平成22年度、行政方針の表明の中では、災害時要援護者台帳の整備を初めとする災害時要援護者対策の推進に取り組んでまいりたいとのことですが、災害時要援護者台帳の作成に当たり、要援護者名簿の収集方法についてお伺いをいたします。

また、災害時要援護者台帳の完成目標時期についても、あわせてお聞きをしたいと思います。

次に、宿毛市次世代育成支援行動計画について、お伺いをいたします。

この計画は、次世代育成支援対策推進法に基づき、国の行動計画策定指針に従い、すべての自治体、都道府県、市町村が行動計画を策定します。事業主にも策定義務が課せられ、法改正により行動計画の策定、届け出の義務づけ範囲が従業員301名以上の企業から、従業員101名以上の企業に拡大される予定となっております。

前期計画は、平成17年度から平成21年度までの5年間であり、平成22年度からは前期

計画の計画を踏まえ、平成26年度までの5年間の後期計画を策定をしております。

宿毛市次世代育成支援行動計画の基本方針は、1、地域における子育ての支援。2、母性及び乳幼児などの健康の増進。3、子供の健やかな成長に資する家庭や地域の教育力の向上。4、子育てを支援する環境の整備。5、家庭環境、家庭生活と仕事との両立の支援。6、子供の安全確保。7、要保護児童支援の取り組みの推進の7項目となっております。

この基本方針は、前期計画、後期計画ともに同じでありますし、基本理念の「子どもの笑顔は宿毛のパワー 育てようこのまちで輝く子ども」も同じであります。

平成22年度に、新たに宿毛市次世代育成支援行動計画の後期計画が策定をされましたので、前期計画についてと、後期計画について、あわせてお伺いをいたします。

まずは、前期計画について、2点お伺いをいたします。

一つ目は、前期計画の進捗状況、達成率がわかればお示しをしていただき、どう分析評価しているのか、お伺いをいたします。

2つ目は、前期計画において、達成されていない事業がありましたら、具体的に原因分析と、その課題をお示しいただき、今後、どう進めていくのかお伺いをいたします。

次に、後期計画についてお伺いをいたします。

宿毛市として、特に力を注がなければならない支援策がありましたら、お伺いをいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、岡崎利久議員の一般質問にお答えをいたします。

災害時要援護者登録制度でございますが、ひとり暮らしの高齢者及び障害者などが、災害時や日常時における必要な支援を、地域の中で受

けられるようにするための体制を整備することにより、高齢者等が安心して暮らすことのできる地域づくりの推進を図ることを目的とするものでございまして、対象者としては、身体障害者手帳保持者、療育手帳保持者、精神障害者保健福祉手帳保持者及び自立支援医療費受給者が1,360人。

介護認定者のうち、ひとり暮らしのもの、または要介護3以上の在宅の方が263名、ひとり暮らしの75歳以上の方及び75歳以上を含む高齢者世帯、これは高齢者世帯は65歳以上で構成されている世帯でございまして、1,281名の合計2,904人となっています。

ただし、それぞれに対象者としてあがっている方もおりまして、人数については、重複をしています。

台帳の進捗状況でございます。平成22年6月1日現在、900名の方が災害時要援護者登録システムに登録をしまして、台帳が作成されています。

台帳の作成方法ですが、これは、一つには民生委員によりまず戸別訪問を実施いたしまして、制度を説明しまして、登録申請をしていただき、システムに入力する方法をとりました。

また、戸別訪問以外の方については、保健介護課、福祉事務所の窓口におきまして、介護保険、身体障害者手帳等の申請、更新時に登録申請をしていただいています。

これの完成時期でございますが、今のところ8月を予定していますので、完成時には民生委員さんより登録者に見守りカードを配布していただくということにしております。

それから、この台帳の副本の配布先でございますが、これは避難支援者ということで、民生委員さん、地区長、自主防災組織、社会福祉協議会及び消防団等に11月を予定しております、災害時の避難状況の確認であるとか、地域

での日ごろの見守りや、避難対策等に活用していただくというものでございます。

これが一定の方々、信頼のおける支援者に配布をする予定でございます。これが悪用されることのないような体制を、ぜひこれはつくっていかなきやいけないというふうに思っております。

次に、宿毛市次世代育成支援行動計画でございますが、初めに、前期行動計画の進捗状況と、達成率については、数字で出しているものではありません。この計画は、平成15年7月に少子化対策に取り組むために、次世代育成支援対策推進法が制定されたことに伴いまして、宿毛市においても、平成18年3月に宿毛市次世代育成支援行動計画を作成し、各関係機関が相互の連携を図りながら、保育の実施を初め、地域における子育て支援、母子保険の推進、家庭や地域の教育力の向上等、それぞれの分野で子育て支援に取り組んできました。

その結果、保育所でのゼロ歳児の受け入れ箇所を拡大できました。4園が6園に拡大されました。

また、平成20年4月から、生後4カ月までの乳児の全戸訪問の実施、また虐待、いじめ、暴力行為、不登校及び少年非行等の要保護児童を早期に発見し、関係機関が連携を図りながら、児童等とその家庭への支援を図るとともに、このような諸問題を未然に防止し、健全育成に取り組むことを目的としまして、宿毛市子ども支援ネットワーク委員会の設置、一時預かりの実施、平成20年10月から乳幼児医療の助成対象年齢を、就学前から小学校卒業までに引き上げ、平成21年2月からは、妊婦一般健康診査の公費負担回数の拡大、これは5回から14回までにしております。

これら子育て支援の充実を図ってまいりました。

2点目の前期行動計画で達成されていない事業についての、原因分析並びに課題ということでございますが、それと今後の進め方についてでございます。

前期計画で策定できていない子育て応援マップにつきましては、子育てに関して必要な情報を提供できますよう、関係機関と連携を図りながら、内容についても検討し、作成していきたいと考えています。

3点目の後期行動計画で、宿毛市が特に力を注がなければならない支援策でございます。

子育て家庭に対する経済的負担の軽減をするために、ことし4月からは、多子世帯の保育料の軽減、10月からは、乳幼児医療の助成対象範囲を小学校から中学校卒業までに引き上げます。

後期計画も、前期計画に引き続き、「子どもの笑顔は宿毛のパワー 育てようこのまちで輝く子ども」というスローガンのもとに、安心して子育てができるまちづくりを目指して、地域全体で子育て支援の推進に取り組んでまいりたいと考えていますが、子育て支援につきましては、前から申し上げていますように、宿毛市の子育て支援のさらなる充実を図るために、国、県への働きかけについても、積極的に実施してまいりたいというふうに考えております。

特に、私が思っていますのは、子ども手当の関係でございます。そのような、国として財源があるのであれば、子宮頸がんワクチンを、その子供たちに全員にワクチン接種をしてあげる。そしてまた、ヒブワクチン、義務教育までの医療費の公費負担であるとか、保育料が無料化できるようなこと等を、やっぱり制度設計をしていただくのが本当ではなかろうか。これが、本当の子育て支援につながるんじゃないかというふうなことを思っております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 2番岡崎利久君。

○2番（岡崎利久君） 2番、再質問をいたします。

まずは、要援護者名簿の収集方法等について、詳しい説明等をいただきまして、対象者が、重複しますけれども、2,904人おって、今、登録されている方が900人おられるということで、私、事前に考えていたのが、もう少し登録している人数が少ないのではないかと。

この台帳の完成目標時期も、今年度の8月に完成するというお話を、今、市長からいただきましたけれども、まだ来年とか再来年とか、かなり遅くなって、台帳のほうができるようなことを思っていましたんで、今のこの市の取り組みに関しては、すごく積極的に取り組みはされますので、すごく私自身、感心いたしましたし、評価をしたいと思っております。

一つ質問をしたいところがございます。

宿毛市のホームページ上で、宿毛市災害時要援護者登録制度というのがありまして、2010年3月31日から、ホームページ上でこの登録制度を公開しております。

それによりまして、どの程度の登録があったのか、できれば、わかる範囲で教えていただきたいと思っております。

台帳については、特にありませんので、その点、わかれば教えていただきたいと思っております。

次に、次世代育成支援行動計画の前期計画について、2点ほどお伺いをいたしました、進捗状況、並びに達成度合いですけれども。

進捗状況については、いろいろな点で改善をされて、いい方向に向かっているということで、この点については評価をしていきたいと思っておりますし、達成されていない、子育て応援マップについても、今後、検討して、随時つくっていくということですので、この点に関しては、早目につくっていただくようお願いをしたいと思います。

っております。

後期計画については、市長の先ほど思い入れ等ありましたけれども、子宮頸がんワクチンですとか、そういう点について、早目に助成等ができればいいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それで、前期計画の終了に合わせて、就学前児童の保護者並びに小学校児童の保護者に対して、ニーズ調査というものをしております。

前回と比較すると、ニーズ調査の回収率については、どちらともアップをしていますので、この点については評価をしたいと思っておりますけれども、ニーズ調査に協力していただいた保護者の皆様に対して、ニーズ調査の結果なり、もしくは宿毛市次世代育成支援行動計画の後期計画の冊子などを、送付をしているのかどうかをお伺いしたいと思います。

また、この次世代育成支援行動計画は、市民に対してどのような方法で広告、知らせているのかを、あわせてお伺いをいたしたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

**○議長（寺田公一君）** 市長。

**○市長（中西清二君）** 市長、岡崎利久議員の再質問にお答えをいたします。

要援護者台帳の件でございますが、2010年3月からのホームページ上で出したその後は、10名ほどでございます。

それから、市の次世代の子育てでございます。先ほど申しました、子供の命が助かる、大人になる過程において、子供、女性の特に命が助かるという子宮頸がんワクチン、今、国のほうでもなされておられませんけど、一定、そういった命を助けるというものがあるわけですから、これは、ただいま宿毛市でも中学校卒業までの医療費を無料にしている、そういうことの中で、やはりこういった、国がやらないであれば、

我々市独自でもやっていかなきゃいけない、そういうふうな思いを持っておりまして、果たしてこれがどれくらいの費用等かかっているのか、そういうものについても、これからさらに検討してまいりたいと、このように思います。

それから、次世代のニーズ調査に協力の保護者に冊子を渡しているかということでございますし、また、周知はどうしていくかということでございます。

これ、冊子そのものは渡してはいないということでございますけれども、これ、ホームページ上に掲載をさせていただいて、皆さんに見ていただければありがたいというふうに思います。

以上でございます。

**○議長（寺田公一君）** 2番岡崎利久君。

**○2番（岡崎利久君）** 2番、今回は災害時要援護者対策の名簿作成についてをお伺いさせていただきましたが、名簿を作成したけれども、地震が起こって、その名簿が活用できないようではどうしようもないと思っておりますので、名簿作成後の取り組みについても、いろいろ考えていただきまして、よろしくお伺いをいたしたいと思います。

次世代育成支援行動計画についてですけれども、ニーズ調査に協力していただいた人に対して、やっぱり情報の提供なりしていただいたほうが、かなりニーズ調査に関する質問事項が多くありますので、これに一生懸命答えていただいた方に対しては、やっぱりその結果なりを教えてあげるのが、筋かなと思いたしましたので、その点についてお伺いをいたしました。

どうもありがとうございました。

以上で、一般質問のほうを終わらせていただきます。

**○議長（寺田公一君）** 6番中平富宏君。

**○6番（中平富宏君）** 6番、一般質問を行います。

3月に少し長い質疑をさせていただきました。中では、あんな質疑はだめだと批判された方もおられたようですので、今回は一般質問に関連する一部予算につきましては、この場でお伺いをしたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いをいたします。

初めに、咸陽島公園魅力回復事業について、お聞きをいたします。

この事業は、経済危機対策臨時交付金充当事業として、昨年8月の臨時議会で予算議決された事業であります。

市長の提案理由の説明では、交流人口の拡大を図ることを目的に、シャワー施設、公共トイレの改修などを行うための4,000万円を計上しているとの説明でありました。

その後、委員会の中で咸陽島公園の浜は砂浜ではないので、砂場を整備したい。ビーチバレーもはやっているので誘致したい、といったお話もありました。

しかし、私は、あんな巨大な砂場が公園の木々を切り倒した中に出現するとは想像もしておりませんでした。そして、事業費全体が4,000万円と高額だったため、公園全体が整備され、きれいになると期待しておりましたが、現実には、工事による重機のつめ跡を残した、荒れ果てた場所にトイレと砂場だけが出現しており、ほかは手つかず。これでは、以前のほうがよかったのではないかと思えてなりません。

当然、この現状のまま放置することはできず、今議会にも咸陽島公園付帯工事費として440万3,000円が計上されております。

今議会の予算は、ほとんどが国庫支出金であった経済危機対策臨時交付金事業とは違っており、すべて一般財源、要するに宿毛市の持ち出しのお金であります。

この事業費を含めまして、今後、どのような予算を幾ら投入して、どのような咸陽島公園に

したいのか、市長にお聞きをいたします。

また、咸陽島公園は、市内有数の桜の花見のスポットでありました。しかし、今回の工事で桜の木のほとんどが姿を消しております。

その中には、母島の学校の同窓生が平成15年に国民宿舎「椰子」の許可をとりまして、植えていた桜もなくなっており、春に花見に訪れ、愕然としたといったお話も聞いております。

この同窓会で植えました5本の桜を含めまして、公園の桜の木はどのようになったのか、お聞きをいたします。

そして、前議会の岡崎 求議員に対する答弁の中で、砂場はビーチバレーばかりじゃなく、海岸に行っても砂場がない子供たちに砂場を提供して、海に親しんでいただく、そんなことで砂場を再生というわけじゃないが、つくりたいなという思いがあった、と話しておられます。

砂浜は、宿毛市内に少ないだけであって、藻津といいますが、愛媛県との県境にあります、脇本にもあります。また、大月町にもあります。そして、何より車で30分も走れば、日本でも有数の砂浜が何カ所もあります。宿毛市のように、近隣に日本有数の砂浜がある自然豊かな、海に囲まれた、そんな地域に住みながら、コンクリートで囲まれた砂場で遊ぶこと自体がおかしいとは思わないのでしょうか。

それに、あそこに入れてある砂は、海砂利のように見えたが、どこから運んできた砂でしょうか。

現在、海砂利の採取は環境破壊、特に砂浜の侵食の原因であるといわれ、日本近海の花砂利の採取の抑制が叫ばれております。豊かな自然を売りにしている宿毛市にとっては、していることが逆行しているかのように思えますが、市長のお考えをお聞きいたします。

次に、太公望気まま自然体験事業について、お聞きをいたします。

この事業も経済危機対策臨時交付金充当事業として、昨年8月の臨時議会で予算議決された事業であります。

市長の提案理由の説明では、交流人口の拡大を図ることを目的に、釣り道具の購入や釣りいかだの整備を行うため、650万円を計上しているとの説明でありました。

実際は伝馬船3隻と、釣りいかだをつくったと思いますが、650万円をどのように使ったのか、その使途についてお聞きをいたします。

また、今議会に計上しております太公望自然体験事業工事費80万円について、これも咸陽島公園付帯工事費と同じく、一般財源、市からの持ち出しのお金であります。これを何に使うのか、この予算の使い道についてお聞きをいたします。

そして、この体験事業は観光協会に委託することとありますが、伝馬船や釣りいかだをどのように活用するおつもりなのか、今後の事業計画について、あわせてお聞きをいたしておきたいと思っております。

続きまして、すくも84マリンターミナルについてお聞きをいたします。

84マリンターミナルについては、私自身が質問を行った経緯もございます。貨物の倉庫としてや、地産地消フェアの会場など、いろいろな目的で、いろいろな目的に使っていただきたいといったお話でありましたが、現在までの利用状況、これからの計画についてお聞きをいたします。

また、現状を見ると、あんな立派な建物が必要だったのか。また、宿毛市にとって、必要な建物なのかといった疑問を抱いております。

イベントをするには、安価な、安い、安く建てられる、そんな四角い倉庫でよかったわけで、実際、横浜も神戸も、北海道の小樽も、港では四角い倉庫風の建物でイベントや販売を行って

おります。

一般的な倉庫ではなく、道の駅や海の駅のような立派な建物にしたその理由について、お聞きをいたしておきたいと思っております。

そして、6,500万円もかけて倉庫を立てた上に、今後、管理費もかさんでくると思われるが、84マリンターミナルの費用対効果について、どのように考えておられるのか、あわせて市長にお聞きをいたします。

最後に、小中学校再編計画について、教育長にお聞きをいたします。

このことについては、私自身、何度も質問を繰り返してまいりましたが、先週の水曜日に、新しい宿毛市立小中学校再編計画が示されたので、改めてお聞きをいたしたいと思っております。

まず、この計画をつくるに当たり、教育審議会の答申をもとに、各界各層の皆様の意見をいただくためとして、教育懇談会を2回開催しておりますが、この懇談会で出された意見をどのように、今回の計画に反映させたのか、その点についてお聞きをいたします。

次に、19年11月に出されました再編計画との比較の中で、沖の島を除く中学校が1校だったものが、4校になった理由と、橋上小学校を統合から外した理由について、教育長にお聞きをいたします。

そして、前回の計画とは大きく変わった計画となっておりますが、今計画は変更することなく進めることができるのか、お聞きをいたします。

また、前計画では、沖の島を除いて小学校4校、中学校1校に統合する予定でしたが、今回の計画では、沖の島を除いて小学校6校、中学校4校に統合することとなっております。

以前の計画において、耐震並びに建てかえ工事費で約40億円かかると聞いておりましたが、今回の計画を実行するためには、耐震並びに建

てかえ工事費は幾らかかるのか、教育長にお聞きをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、中平議員の一般質問にお答えをいたします。

咸陽島公園のことですが、花見とかいそ遊び、なかなかあそこでは、海水浴はちょっと無理かもしれませんが、海水浴、だるま夕日の撮影場所など、1年を通して多くの家族連れとか、市民が憩いの場所として訪れているところです。

しかしながら、公園の機能低下など、さまざまな課題が顕在化しておりまして、公園内の半分は樹木等が生い茂り、利用できない状況にありましたので、咸陽島公園の整備を、経済危機対策のお金が出たということで、さしていただきました。

昨年度は、議会の御承認もいただきまして、4,000万円の予算でシャワー施設兼公衆トイレ。それまでのトイレとか、とても入れるような状況にはございませんでしたので、改修をさせていただきました。

それと、砂場を設置しました。

今年度は、砂場のフェンス、トイレ周辺、並びに進入路の舗装工事、排水溝等の整備に440万3,000円を計上させていただいているところでございます。

また、今後2カ年で国の公園整備事業を活用しまして、砂場周辺を芝生とか、東側は樹木の間伐とか、盛土をして芝張り、周辺排水路やのり面の樹木の伐採等の整備を、約1,500万で計画をしています。

このように整備をすることで、咸陽島公園を魅力ある公園に回復して、市民や観光客の憩いの場にしていきたいと、このような思いでございます。

次に、公園の桜については、毎年、花見シーズンには観光協会等の皆さんでちょうちんなどを取りつけることで、昼夜を問わず、多くの市民が花見を楽しんでいるところでございます。

市民の多くは、芝生内とか、現在の芝生内でございますが、そことか、駐車場の空き地を利用して、砂場を設置した場所での花見客というのは、今まで見受けられなかったような現状です。

また、砂場設置場所に母島の同級生が植樹をしたと言われる桜につきまして、この木の伐採のときにはいろいろ調査をしまして、できるだけ、木は育つまで時間もかかりますから、植えかえできるものは植えかえしようというふうなことでの取り組みをしたわけですが、標識もございませんし、また、平成15年ごろの、前任者等まで確認をとったわけなんです、許可をした記憶もないと。そのような話は聞いたことがないとのことでございましたので、植樹者がいたとの確認はできませんでした。

そういったことで、中平議員がおっしゃられる事実があれば、結果として、これは断りもしないで伐採をしたということになりますので、これはまことに申しわけないということになるかと思えます。

ただ、行政のほうとしては、確認ができていなかったということでございますので、この場で表明させていただきます。

また、現在、芝生周りには30本、砂場の東側にもまだ20本の桜は残っております。宿毛市周辺市町には、大きな砂浜があろうか。土佐清水には大岐の浜という、非常にすばらしい砂浜もあります。また、宿毛市には、脇本にしか砂浜がないような状況になっております。そういったところもあるわけですが、遊泳する場所によっては、離岸流などの潮流も発生しまして、子供たちには決して安全な場所ではございません。

ん。市民の憩いの場である咸陽島公園には、自然を満喫できる海浜というものはありますが、子供たちの大好きな砂遊びのできる場所がありませんでした。新たに砂場を設置することで、安全、安心な遊び場や、ビーチスポーツ等も楽しめて、入り込み客の増加にもつながるとの思いで設置をさせていただいたわけでございます。

今回設置しました砂場の砂でございますが、これは、聞きますと、土佐清水市の布崎からの700立米の海砂を使用していますが、咸陽島は西風も強いので、粒子は細かいわけですが、飛散しにくい重い砂を使用しているということでございます。

それから、太公望気まま自然体験事業でございます。これも経済対策の関連で、国からのお金をいただいておりますが、当市に來訪する観光客や寄港する豪華客船の乗船者等を対象に、宿毛湾の魚をいかだとか伝馬船、今ごろ伝馬船はございませんが、こういった自分で櫓をこいで進めるといふふうなもの、こんな伝馬船を利用して、直接、釣っていただいて、魚を食べさせていただき、そんなような、都会では体験できないような貴重な時間を提供できるのじゃないかというふうなことで、昨年度、伝馬船3隻、釣りいかだ1基を建造したわけでございます。

予算執行につきましては、伝馬船の建造費では465万2,000円、釣りいかだ建造設置費で110万円となっております。

また、今議会に計上しております80万円につきましては、利用者の安全を確保するために、伝馬船への乗降用のいかだ1基の建造費です。建造しました伝馬船や釣りいかだは、社団法人宿毛市観光協会に管理運営をお任せしまして、体験型の新たなメニューとして、先ほど申しました豪華客船の乗船者とか、教育旅行で來訪する児童・生徒及び市内の児童・生徒への教育的な利用、また市内外の太公望への貸し出し等も

対象としての利用計画としてしています。

また、夏場の夕方には、松田川河口から一島を周遊する2時間コースで、飲食つきの夕涼み乗船等も、利用計画の一つに考えているようでございます。

次に、すくも84マリンターミナルにつきまして、前々回、12月議会とか、前回3月議会でもお答えをいたしました。改めて、まず整備した必要性と目的を御説明申し上げます。

目的は大きく2つございます。

1つ目は、港湾に備わっているべき機能の確保としまして、貨物を雨風から守るためには、一時保管する倉庫、これを港湾の用語では上屋と言いますが、今後、第二防波堤の整備が進みまして、池島地区に貨物船が入港、貨物の取り扱いが行われた場合の対応として、事前に整備していかなければならないものということで、整備をしたわけでございます。

船が入ってきてから上屋を整備しても遅うございますので、こういったことが整備して、こういうのがあるよということが、ポートセールスの材料になっていくわけでございます。

2つ目としましては、交流拠点、宿毛の海の玄関口としての機能の確保。

宿毛には、豪華客船とか、アメリカ海軍のイージス艦が寄港していますが、整備される以前は、仮設テントでの対応を余儀なくされ、せっかくの観光客とか、乗組員に対する歓迎イベントにおいて、十分なおもてなしが行えませんでした。

よって、天候に左右されず、客船などの関係イベントの開催を行うため、屋根のある施設を必要としていたわけでございます。

また、交流拠点の機能としましては、地場産品の販売スペースとして利用されることで、地場産業支援にもつながるものと考えています。

利用状況でございます。今後の利用計画につ

きましては、客船などの歓迎イベントとしては、昨年の11月に、初めてですが、「ぱしふいっくびいなす」、ことしの2月にはアメリカ海軍の「レイクエリー」の寄港の際に、84マリンターミナルを用いまして、スムーズに歓迎イベントができました。

また、宿毛のよさ、おもてなしを、日本だけでなく、世界に向けて発信でき、今後のさらなる客船寄港にもつながったものというふうと考えております。

客船の寄港では、船に乗って、観光客が年間約3,000人ほど訪れまして、この方々がお土産の購入とか、観光を行うことでの経済効果は非常に大きく、宿毛市だけにとどまらず、周辺市町村にも波及するものでありまして、観光客を気持ちよくお迎えする体制、施設として当施設は重要な役割を果たしていると考えています。

これからの入港予定としては、ことしは龍馬伝の関係からか、高知への入港が非常に多くありまして、宿毛のほう非常に少なくなっております。

ことしの8月29日には、ふじ丸が入港してまいります。3月には、「ぱしふいっくびいなす」の入港が予定しておりますので、引き続き、当施設を活用してまいりたいと、このように考えております。

交流拠点の機能としての利用状況ですが、ことしの3月に地産地消フェア、4月からは宿毛の生産者直売会を、毎月第3日曜日の定期開催を行っているところでございます。

地産地消フェアには、約1,000人が来場いたしました。

直売会では、昨日開催をいたしました直売会では、約350の方が来場されています。それと、大手スーパーや、量販店のバイヤーの方も来場されまして、地場産業振興発展のきっか

けの一つになってくるんじゃないかな、そのように考えております。

これからの利用計画としましては、直売会の月1回開催に加えまして、補正予算にも計上していますが、8月18日から31日にかけて、市と高知新聞企業の共催でトリックアート展の開催を予定しています。

さらには、地産地消フェアを11月ごろと、来年の2月に開催するなどの計画を立てております。

もう一つの機能である港湾貨物の倉庫としての役割でございます。現在、まだ船の入港が、貨物船は入ってきておりませんが、この上屋がありますよということ、7半の岸壁は常時使いますということ、そういったもののポートセールスのための材料にもしていかなくちゃいけない。

池島地区の工業団地の企業誘致、それからこういったものについて、施設を知っていただくということが大切でございますから、高知県の関係機関とも協力しながら、市長において、私もトップセールスを行いながら進めてまいりたいというふうに思っております。

この立派な建物とっていただいて、非常にありがたいことでございますが、詳細な試算はできていませんけど、一般的な鉄骨づくりの構造の上屋の建設費と比較をしましても、同程度の建設費ではないかというふうに考えております。

同程度の整備コストではございますが、当施設は地元産の木材を使用していきたいということでの発注にしております。訪れる人に対しての木のぬくもりも感じさせ、宿毛産材のPRも兼ねるということで、林業の活性化に役立つものではないかというふうには、考えております。

また、地元産の木材を使用したことで、建設材料の運搬で発生する二酸化炭素の発生も抑え

て、建設工事時点での環境影響も少なくできたのではないかなというふうなことも思っている、ちょっと思っているところです。

費用対効果につきましては、当施設の整備効果としては、先ほどから申し上げておりますように、旅客船で訪れる観光客による経済効果の増加分、直売会などでの地場産業振興、発展効果の増加分、倉庫としての機能した場合の使用料収入とか、港湾機能としての物流効率化の効果などが生み出せる見込みでございます。

ただし、いずれにつきましても、定数的な把握ができていないのが現状でして、今後は当施設整備に対する説明責任を果たすべく、効果の定数的な把握と、検証にも努めてまいりたい、このように考えてます。

以上でございます。

**○議長（寺田公一君）** 教育長。

**○教育長（岡松 泰君）** 教育長、中平議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、教育懇談会の御意見等を、再編計画の中でどのように反映をしたかというお尋ねでございますけれども、教育懇談会におきましては、教育審議会の答申を提示をしまして、それをもとにしました、さまざまな御意見をいただきました。

その中で、これまで保護者や地域への説明が不十分ではなかったかとの御指摘や、通学距離を含めた地域性への配慮、それから学校建設の場所選定について、歴史的な配慮や地域ぐるみでの学校支援をしている小規模校の学校のよさなど、貴重な御意見や御提言をいただきました。

それらを十分に検討をし、かつ子供たちの安全の確保や、よりよい教育環境を提供することとともに、総合的に判断する中で、今回、お示しをした再編計画となったものであります。

教育審議会や教育懇談会で出された御意見等は、可能な限りにおいて、反映をさせていただ

いたと考えております。

その結果として、橋上小学校につきましては、複式学級のある学校ではありますけれども、地域性を考慮する中で、統合の対象から外しております。

また、中学校の配置校につきましては、配置数につきましては、平成19年の11月の計画では、沖の島中学校や篠山中学校を除き、1校に統合するという計画をしておりましてけれども、平成22年度の教育審議会におきましても、市内の中学生同士の競い合いによる教育効果であるとか、近隣市町村との関係からも、3校程度の学校の配置とするべきではないかとの御意見もいただきました。

また、地域性の問題や、将来的な小中一貫教育の推進といったことも見据える中で、4校の配置といたしております。

次に、今回の再編計画については、変更がないかのお尋ねでありますけれども、学校再編に伴いまして、校舎の建築であるとか、耐震化の工事であるとか、多大な財政負担が伴う計画ではありますけれども、よりよい教育環境の中で、教育効果の向上を図るためにも、可能な限り、計画どおりに進めていけるように努力をしてみたいと考えております。

それから、今回の再編計画に伴う事業費につきましては、校舎の改築であるとか、耐震工事であるとか、旧校舎の解体工事等を含めまして、概算で70億円程度になるのではないかと試算をされております。

以上です。

**○議長（寺田公一君）** 6番中平富宏君。

**○6番（中平富宏君）** 6番、再質問を行います。

るる御説明をいただきました。

まずは、若干、追加で聞きたいことがございますが、今回の事業費の中に、咸陽島公園につ

いてからです。

咸陽島公園の施設等管理委託料としまして、18万円という委託料があがってきております。この内容について、私の勝手な想像ですが、砂場のほうにシートを張ってありますので、そういったシートとかにも、管理ということで委託料が発生するのかなという思いもありますが、この委託料について、御説明を願いたいと思います。

それで、桜の木についてですが、混栽といえますか、かなり茂ったところにあった桜については、切って、その上に砂場ができたというふうな御説明であったと思いますが、少しわからなかったところが、その桜の木を、植えかえ等を含めて、検討したけど云々というお話がありました。

結局、この桜の木については、すべてを処分したのか、その点について、再度確認をしておきたいと思います。

それから、砂浜の砂の件ですが、土佐清水市の布のほうから運んできたようなお話でございました。

それで、私はその自然豊かな宿毛市というのを、よそに売っていくに対しては、イメージ的に余りよくないという判断を、私自身はしておりますが、時代への逆行というふうな形で、先ほど、質問もさせていただきましたが、その点について、市長のお考えを、再度お聞きしたいと思います。

そして、少し大きなお話にはなりますが、咸陽島、この後、1,500万円程度、整備費にかけていきたいというお話でございましたが、全体的にどういうふうなものを、私たちはイメージしたらいいのか、ちょっと浮かんできませんので、全体的にどのような公園になるのか、そういったことが、ちょっと漠然とした質問にはなりますが、お示しを願いたいと思います。

続きまして、太公望気まま自然体験事業についてですが、こちらのほう、先ほど、伝馬船3隻で465万2,000円、釣りいかだ110万円ということで、私の計算ですと、575万2,000円ということで、予算額は650万だったはずですが、残りのお金はどのように使ったのか、再度お聞きをしておきたいと思いません。

続きまして、すくも84マリナーミナルについてに移らせていただきます。

まず、最後のところなんですが、費用対効果については、数値的なものがまだでてきてないということで、なかなか判断できないところもあるんですが、そういった検証も当然必要だと思いますので、そのあたりでどのような費用をかけて、そして効果としてはどの程度効果があったものか、数字として、ぜひ議会のほうに示していただきたいと思っております。

それから、建物が、私は個人的に立派な建物というふうな表現をさせていただきました。市長と若干、見解が違うようで、建設費としては、一般的な建物、倉庫と同額ですよというお話でございました。

昼間に、あの建物、何平米ぐらいの建物かなというお伺いを担当課にしたんですが、聞いた話によると、620平米というお話でございました。

それで、こちらのほうが、設計予算も入っていますが、設計予算込みの6,500万円。建物だけでも6,000万円以上かかっていると思うんですが、私の計算が間違っていなければ、坪単価33万円とか、34万とか、それ以上になるんですかね。倉庫でこんなにお金がかかるというのが、僕も建築家じゃないのでわからないんですが、こんなにかかるものなのかなという、そういう思いがしておりますので、そのあたりは見解の違いでしょうか。私は、倉庫として

はかなり高額な倉庫を建てたんだと、そういうふうには思っております。

ちなみに、この設計予算が出てきたのが平成20年3月の当初予算でありました。この設計予算の予算金額は、たしかそのとき500万円ということで計上されていたと記憶しておりますが、このときの担当課の説明は、テントでお迎えをしていたが、これでは十分ではないので、あずまやのような、イメージ的にはあずまやの大きな建物を建てるとイメージしてください。という形で、この本会議場で御説明を受けております。

あずまやというのは、皆さんの御存じのように、四方の柱の上に雨にぬれない屋根があるだけ、そういった建物ですので、当然、私たちも倉庫的な建物、壁はあるのかなという思いもありましたが、そういうふうなものをイメージしておりました。

当然、市長のほうからもお話あると思うんですが、その後の21年3月の当初予算で6,000万円の建設予算を、私たち議員も認めておりますので、そのときにもう少し詳しく、設計図まで見せていただかなかったのも、私たちの不備ではございますが、当然、あのような建物できたのは、想像にも及ばなかったというのが本心でございます。

そういったのを含めまして、当初はそういった400平米程度というふうには聞いたと思うんですが、設計段階で400平米程度のあずまやの大きなような建物だったものが、できたらあのように、620平米の立派な建物になったその経緯について、市長のほうで、御説明がもしできるのであれば、御説明を願いたいと思います。

なお、小学校の再編計画につきましては、後ほど再質問をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、中平議員の再質問にお答えします。

咸陽島公園の関係の設計管理料、委託料、ちょっとこれは課長のほうから報告させていただきます。

また、桜の木の処分先を、ちょっと私も、すべての工事、関知をしませんので、担当の者から説明させていただきます。

それから、自然豊かな宿毛に、砂場が逆行してないかというお話は、私は全然、そういうふうには思っておりません。中平議員はそう思われるかもしれませんが、コンクリートに囲まれた砂場というように、ほとんどが砂の状況でございますから、そこでやっぱり、海辺が近くて、そこで砂遊びができない。その子たちに砂場を提供したいという思いでございましたから、その砂場につきましては、少し、これから予算が認められましたら、フェンスを張って、犬・猫のふんが入らないようなこともしなきゃいけないわけでございますけど。

そういった形で、少し子供たちに砂を、遊びというところを、ちょっと提供したいという思いでございました。

それから、咸陽島公園、どのようなイメージかということでございます。ここに絵を持ってきているわけではございませんので、イメージを口で言うのは、なかなか、私も芸術的な要素がそれほどありませんので、まことに申しわけないんですが。

今、恐らく皆さんは御存じだと思いますが、今、芝生になっているところがございます。あそこは、非常に子供たち、遊具もありますし、子供とお母さん方が非常にたくさん遊びに来ております。

その奥側、いわゆる昔の水族館のあったところに、砂場ということになっております。その

水族館、昔の水族館あったところを見た上で、砂場が今、つくられておりますが、その右のほうがぐちゃぐちゃで入り込めない、雑木林になっております。

それ、水路というか、排水溝も整備も全然されておきませんので、そういったところをきちんとして、木は残しながら、木の木陰の中で休めるような、あの奥を少し、整備をきちんとしてあげたい。

今の芝生のところで遊んでいるお母さん、子供さんたちが、木陰の中に入っていけるような、そういうイメージを我々としては用意をしたい。

それから、以前に咸陽島公園の桜のほうの、桜がたくさん植わっているところですね。その咸陽島の、今、砂場があるところとは違うところの、「椰子」のもっと上のほうでございますけれども、あそこについても、今、桜がたくさん植えられておりますが、あその桜は間伐、本当にしていかないと、桜が縦にばかり、上にばかり、天にばかり伸びております。

そういったところも、桜公園としては整備をしたいわけですが、なかなかそこまで手つかず。

ほかで桜公園の草刈り等をさせていただいたわけでございます。

予算の執行については、釣りいかだと伝馬船以外で、何に使ったと。650万については、課長のほうから紹介をさせていただきます。

それから、84マリナーミナルですが、これは数字的なものは、さっき出しておりませんですけれども、ある程度やっぱり、これが定着してまだ1年もたっておりませんが、数字的なものにやっぱり置きかえてみることは、やっぱりやらなきゃいけないだろうとは思っております。

これからの話でございますので、少し待っていただければありがたい。

それから、あずまやのようなイメージという

のは、私、言ったかどうか、ちょっと今、記憶の中にはないんですが。

そういうイメージじゃないけど、もうちょっときちんとした、私、上屋というものを前からしておりますので、その上屋のイメージで、私自身はやってたつもりでございます。

その背後地のところの話も、多分、あったような、少しちょっと、記憶を取り戻さなきゃいけないもんですから、恐れ入りますが、正確に思い出せませんので、担当の者が知っていれば、そこからちょっと話もさせていただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（寺田公一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（津野元三君） 商工観光課長、中平議員の再質問にお答えします。

まず、1点目の咸陽島公園ビーチバレー、トイレ施設等管理委託料でございますが、これは、以前から咸陽島につきましては、宿毛グリーン企画のほうに、芝の管理と旧トイレの管理をさせていただいております。

それで、今度新しくなった場合、引き続き砂場の管理の部分で、毎日のあけ閉めという部分もかかってきますので、そういったもので、月1万円の9カ月間、9万円と、それから、砂をほぐすのに、重機をはめてやらんとちょっとできませんので、その関係で1万5,000円の6回分で9万の18万を計上しております。

それから、2点目の桜の木の処分ということですが、今回の工事で、芝周辺周りの桜と、それから樹木がいっぱい生えてます奥のほうは、一切、桜は切っておりません。

今の、先ほど、市長も答弁いただきましたけれども、コート内でできるとこ、部分だけ、多分、6本か7本ぐらいのものを処分させていただきました。

それと、伝馬船といかだの関係の予算の関係

ながですけど、経済対策の関係で、全体的な交付金をいただいております。その中で、うちのほうが650万円を計上しておりましたけれども、先ほど、伝馬船といかだで、多分、580万ばあじゃないかと思えますけど、釣り道具につきましては、その交付金の対象になりませんので、その部分についての50万は、ほかの経済危機対策のほうに使用したと思われまます。

以上です。

上屋の関係のほうは、ちょっと、僕もわかりませんので。

**○議長（寺田公一君）** この際、中平富宏君の質問に対する答弁保留のまま、15分間休憩いたします。

午後 2時06分 休憩

-----

午後 2時20分 再開

**○議長（寺田公一君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

中平富宏君に対する答弁を求めます。

建設課長。

**○建設課長（安澤伸一君）** 建設課長、6番、中平議員の再質問にお答えをいたします。

84マリンターミナルの当初の建物の面積400平米というものが、620平米にかわった、そういった経緯について、説明をということでございます。

当初は、400平米は旅客船の待合所的に、やはり400平米を必要であるということで、当初計画をいたしておりましたが、やはり上屋機能を持たすということになりますと、旅客の港湾貨物、そういったものも考慮する必要があるという中で、400平米から620平米に変更になった経緯というものがございます。

それから、どうしても盗難というものも考えなければならぬということもございませす。

ういった中で、周りについても、壁の機能をつくっておるということでございませす。

それから、西側に県のほうの建物がつくっておる、倉庫ございませすが、これ鉄骨づくりでございませすが、金額的には坪当たりの単価も30数万円ということで、鉄骨づくり、比較的単純な構造としても、坪当たりの単価というものは高い金額ではございませせん。ましてや、あそこには地元産の、木材も大量に使った中で、地元の経済効果を上げるという効果にも役立ったのではなからうかというふうに思っております。

以上でございませす。

**○議長（寺田公一君）** 6番中平富宏君。

**○6番（中平富宏君）** 6番、若干、再質問をいたします。

まずは咸陽島の公園についてであります。

1点だけ、私と市長とがちょっとかみ合わない部分がありましたので。その時代に逆行というのは、砂場をつくったからというよりは、その中に入れてある砂の件でありませして、一番初めに定義いたしましませが、現在、砂浜の侵食ということで、日本沿岸の砂浜が、これは全国的な問題であるんですが、侵食をされてきております。

その理由の一つとして、海砂利の採取が原因であるというふうに言われております。

それ以外にも、ダムであるとか、当然、川砂利の採取であるとか、防波堤の建設であるやら、いろいろな要素が重なって、こういった現象が起こっているのだらうといわれておりますが、そういったことに対して、反対運動というのが全国的に巻き起こっているのが現状でありませして、現在、宿毛市のほうでも、自然を愛する方々、そして特にサーフィンをされているサーファーの方々の中で、海砂利の採取に対して反対運動をされている方々もおられます。

そういった形の中で、海砂利を買って、咸陽

島のところに入れたということ自体が、そういうことを、そういう、どう言いますかね、自然を愛する方々にとっては、逆行しているのではないかと、そういうふうな意味で言わせていただきましたので、その点をつけ加えさせていたただいておきたいと思います。

その点について、再度、答弁があれば、よろしくお願いをいたします。

続きまして、太公望気まま自然体験事業について。

少し腑に落ちないと言いますか、わからない部分があるわけですが。

課長の説明のほうで、釣り道具分50万円はほかの事業に使わせていただいたということで、不用額としては上がってこないのかなというふうに理解をしたわけですが。

ただ1点、2点ありますね。

まず、釣り道具の50万円、これはどういうことでしょうか。

まず、私たち、説明は市長のほうから、竹ざおでという話を聞いておりました。竹ざおが50万円するのでしょうか。よくわかりません。

そして、もう1点、釣り道具には使えないと聞いておりますが、今回の補正予算であがってきております80万円は、乗りおりのための栈橋的なもの、そのいかだというふうに聞いております。これには補助金が使えたと思いますが、国からのほとんど、国庫支出金であった経済対策のお金を使わずに、市単のほうで、今さら80万円計上してくるのであれば、そのときにこれも計画的に整理しておけばよかったというふうに考えますが、この点について御説明を願いたいと思います。

そして、すくも84マリンターミナルについてですが、これは課長のほうから説明を受けました。若干、僕も理解できないところはまだございますが、課長の説明のほうで、そういうこ

とだろうなというふうに理解はさせていただきました。

ただ、400平米だったものが600平米になるのに、貨物を入れるということですが、一般的に見て、貨物を入れるには、大変使いにくい倉庫であるなというふうに、私は感じております。

養殖関係の飼料屋さんの倉庫が隣に建てておりまして、これが県が建てて貸し出しをしていると思います。中にも入ったこと、何度もありますが、大変使いやすい、本当に倉庫であります。

建てる金額は一緒という話ではありますが、どちらにも使えるような建物をつくったら、結局、どっちにも使えなかったということになっては困りますので、立派な建物をつくったからには、立派な建物なりの利用方法を考えていただいて、使うべきではないかというふうに思っております。

再質問を終わります。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、中平議員の再質問にお答えします。

今、自然の海の砂の、砂利のことでお話がありました。

これ、私もそこまでは考えておりませんで、砂の調達が要するということでの話でございました。

ただ、これ、海の砂利をとっちゃいけないということもわかりますが、いろいろ砂利をつかわなきゃいけないものもございますから、その分においては、これはやっぱり県が許可した分でございますから、自然景観が変わるということでありましたら、これは県は許可しなきゃいけないということになろうかと思えます。

それと、つけ加えて申し上げますと、実は、私これ、山の岩を壊した細かい砂が、本当は欲

しかつたんです。これ、ビーチバレー協会の方にお聞きしたんですが、瀬戸内のほうの島が、この砂を産出しているようでございまして、聞きましたら、そこの砂を使えとは言われたんですが、ただ、非常に高価なものでございまして、そこまでしてやるかというふうなことで、なかなかその採用ができませんでした。

したがって、今、入った砂利を、業者の方が調達してきたということになっているわけでございます。

自然を壊すというのは、本当によくないことでございますから、これは中平議員と私は、別に一緒だろうとは思いますが、その分については、ちょっとこう、物事の食い違いがちょっとありました。

それから、先ほど、釣り道具の話が出ました。太公望の話ですけど、これは、たしか釣りいかだと伝馬船だけで、あとは不用額になったんじゃないかなという気はしています。なお詳細、話させますが。

それから、今回の80万の栈橋については、想定外と申しますか、やってみての、計画性がちょっと、我々に少し足りなかった。これは認めなきゃいけないと。

どこでも、昔、伝馬船が出てましたので、どこでも出せるだろうというふうなことがありましたのですが、これが少し地形等を見ましたら、斜面のところであり、ちょっと危ないかなというところでございまして、この栈橋の今年度の補正につきましては、80万円、少し計画に想定しなかったものが出てきましたので、ぜひお願いしたいということで計上させていただきました。

そのところは御容赦願って、ぜひ認めていただければありがたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（津野元三君） 商工観光課長、中平議員の再質問にお答えします。

先ほど、交付金の事業使途といいまして、伝馬建造費に465万5,000円と、釣りいかだ建造設置費に110万しか使っておりません。

それと、あと釣り道具の50万かかるのかという話が出てきましたけれども、これにつきましては、ジャケットとか、救命胴衣とか、それからちょっと、船に使うアンカーとか、それからクーラーとか、何も持ち込みのない方が釣りに来られても、釣れるような形のものを、多少、そろえさせていただきました。

以上です。

○議長（寺田公一君） 6番中平富宏君。

○6番（中平富宏君） 6番、再質問をいたします。

何点か、ちょっと私の質問したことに対して、答弁漏れとまではいきませんが、ちょっと答弁となっていない部分があるのではないかなという思いもした部分もありますが、特にそういう思いをした部分を、再度聞かさせていただきたいと思います。

釣り道具のほうの50万円の話が、ちょっと、済みません、僕、計算が頭の中で合わない状況になっているんですが。

650万円の中で、575万2,000円しか使っていないということでありまして、その残りを不用額にしたのではないかな、担当課のほうから御説明させますという市長の答弁いただきました。

まず、不用額になるのかどうかという部分をお聞きしたいと思います。

なお、またもし不用額となるようであれば、国に対して返さないといけないのかというのも、せっかくですので、あわせてお聞きをいたしておきたいと思います。

それから、ライフジャケット、アンカー、ロ

ーブ等は、結局、購入をしているのでしょうか。もし購入したということであれば、どこの予算で購入したかが、今の現状ではわからない状況ですので、この点について、お聞きをしておきたいと思います。

市長の砂に対する考え方は理解できました。ちなみに、私もちょっと用意してたんですけども、ワイキキなんかは、カリフォルニアであるとか、お話にありました瀬戸内、渋川はたしか瀬戸内の山の砂だったというふうに理解をしております。大変きれいな砂浜でして、一般の砂浜よりも足が痛くないということで、結構、人気があるというふうなお話も聞いているところでもありますので、御紹介をしておきたいと思います。

その点について、再度、課長のほうにちょっと答弁を願いたいと思います。

○議長（寺田公一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（津野元三君） 商工観光課長、中平議員の再々再質問にお答えします。

まず、1点目の経済危機対策の575万2,000円以外の予算につきましては、うちのほうとしては、不用で落としております。

それと、釣り用具の購入につきましては、一財を使わせてもらっております。

そして、その用具と申しますか、道具なんかは、現在、観光協会の管理棟のほうに保管させてもらっております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 総務課長。

○総務課長（弘瀬徳宏君） 総務課長、中平議員の再質問にお答えいたします。

今回のこの経済危機対策臨時交付金で執行しました事業の不用額につきましては、その事業以外のところの事業で予算充当をしておりますので、全体では、ただいま手元に資料は持ち合わせておりませんが、全体では、交付金

すべてを執行しております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 6番中平富宏君。

○6番（中平富宏君） 6番、再質問をいたします。

不用額については了といたしますが、当初予算、当初予算じゃないですね。この場合は8月の臨時議会で補正予算としてあがってきたわけですが、そういった予算の後の中での、僕たちが説明を受けた形とは違う形で、若干、物事が動いている部分が、議員のほうにも見えてきませんので、そのあたりについては、どういふふうな形で、今後、こういうことがないようにしていったらいいのか、お互いに考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、小中学校再編計画について、再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、教育懇談会で出された意見をどのように反映したのかというふうなお話を聞かせていただきました。

可能な限りに、計画のほうに、いろんな貴重な意見をいただいたんで、可能な限りに計画のほうに反映させたよというような形の答弁だったというふうに理解をいたしました。

その中で、何点か気になるところがあるんですが。

特に気になるところがありますので、再質問させていただきたいと思っております。

審議会の答申というのは、まず出されまして、その教育審議会の答申を懇談会でも皆さんにお配りをして、それがもとというわけではないですが、それを見ながら、懇談会を進めていったというふうな形になっていたと思っております。

私も2回の懇談会で、2回とも出席をさせていただいておりますが、その中で、審議会のほうは、平田小学校、山奈小学校については、統

合改築までに、長期的な期間を要するために、耐震すべきという答申であったというふうに理解をしております。

また、東中学校も同じく、平成31年の新校舎になるまで、今回、31年に新校舎という計画が出てますが、そういった長期ビジョンということもありまして、新しくなるまでに耐震すべきというふうな形になっていたというふうに思っております。

先ほど言った平田小学校、山奈小学校については、今回示された計画では、平成32年に新しい学校ができる予定となっております、これから10年間は今の学校で、計画どおりいっても、今の学校で学んでいかなければならないという形になっております。

そういった中で、既に公表されておりますが、学校施設耐震診断結果一覧表というのがあります。これ、インターネットのほうで引っ張っていただいた資料であります、これを見ると、確かに古いということで、宿毛小学校が一番古くて、老朽化進んでいるんですが、耐震値のIS値を見たときに、宿毛よりも東中学校のほう耐震値が低いんですよ。それで、山奈、平田小学校も、決して高くない。そんなに変わらない耐震値なんですよ。

こういった中で、こういった中にあるにもかかわらず、この答申を無視するような形になった今回の計画となっております。

どういうふうな理由で、こういう耐震せずに10年間引っ張ろうということになったのか、教育長にお聞きをしたいと思います。

それから、市民の方からのヒアリング、貴重な意見をいただいたというふうなお話でありました。ただ、先ほども申しましたように、私、2回とも参加をさせていただいておりますが、確かに貴重な意見は出ておりましたが、ただ、ごく一部の方々の意見だったという、意見では

なかったのかなというふうに感じております。

その部分を見て、これからもまず地域のほうに入って行って、保護者を含めているような意見を聞いてくるとは思うんですが、その部分はどのように、教育長として今回の懇談会を評価というか、判断しているのか、その点について、まずお聞きをしておきたいと思います。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 中平議員の再質問にお答えをいたします。

確かに教育審議会の中では、再編計画の順番としては、宿毛小学校、それから宿毛中学校であったけれども、山奈小学校、それから平田小学校、東中学校についても、耐震補強をして対応するべきではないかという意見が出ておりました。

そのことについては、教育委員会事務局のほうでも考えをいたしましたし、東中学校については、議員御指摘のとおり、一番耐震補強について、不安定な建物でありますので、これについては、建てかえをしなくてはならない。

東中学校が建てかえするときに、山奈小学校、平田小学校と一緒に、小中一貫で取り組む形で、10年間何とか、確かに子供に安全・安心な教育を担保するということから考えますと、いい選択ではないかもしれませんが、安易に考えるべきではないかもしれませんが、10年ぐらいで学校が倒壊するだとかいうようなことは、可能性としては少ないのではないかという判断もある中で、山奈、平田については、東中学校が改築のときにやったほうがどうかと。そうすべきではないかという考えで、今回の編成になりました。

それから、あと1点は、懇談会に対する評価でありますけれども、我々としては、議員の皆さんの意見もある程度お伺いをいたしましたし、平成19年度11月に、学校再編のプランをつ

くりました。それについて、学校現場からも、他の市町村からも、いろんなところからも意見も、その中では地域の意見も伺いをしましたので、教育審議会を開く中で、ある程度の市民の皆さんの御意見は賜ったものではないかと考えておりましたけれども、より一層、開かれた再編計画をつくりたいということで、このような懇談会を開催しました。

確かに集まりは少のうございましたし、中平議員も指摘のように、再編についての意見は割と少なかったのではないかとこの考えもありましたけれども、その中では、地域性の問題であるとかいうことも出ましたし、先ほど、私が申し上げたように、これはこれで十分と効果があった。評価すべきものであったと、こんなふうに考えております。

○議長（寺田公一君） 6番中平富宏君。

○6番（中平富宏君） 6番、再質問をいたします。

まず、市長のほうにちょっとお伺いをしておきたいと思います。

最初の答弁の中で、この耐震、また建てかえをしたらどのくらいかなということ、概算見積もりで70億程度というお話もございました。

前回の予算に比べて、かなり大幅な増となっておりますが、市長部局といたしまして、財政的に可能であると考えておられるのか、市長の見解を聞いておきたいと思います。

そして、教育長のほうにですが、教育長の答弁、今、聞かせていただいたんですが、ちょっと理解に苦しむところがあります。

まず、10年で学校が倒壊することはないだろうという考えという、とても、何を根拠に言っているのかがよくわからないような内容でありましたので、その点については、この場でお話いただけるものであればいただきたいし、またそうでなければ、後日、委員会等の中でもま

た協議していただけたと思いますので、詳しい説明は受けたいと思いますが、そういった状況であります。

それから、あと、市民の方々からの意見を反映して、その意見を聞いて、審議会の答申と今回の計画というのは違ってきますので、議員のお話もありましたが、そういった部分で、計画のほうがある程度変更になって、計画というのは、答申で出てきたものが計画となって、形が変わって、今、議員に示されたというふうに理解をしておりますが、これから、地域と言いますか、保護者のところに説明に入っていくというお話も聞いております。そういった中で、今後、この計画が変更し得る可能性があるのか、この点について、教育長のほうに聞いておきたいと思います。

再質問を終わります。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、中平議員の再質問にお答えをいたします。

当初、教育長のほうから70億円という一つの数字が出ました。私も相談されたときに、建設課等とも相談しながらということで、概算を、計画にのっとった、計画は基本的に私も了解しているわけでございますが。

概算をはじめて見ろということでの70億円が出てきましたが、あの中には、早急にやらなきゃいけないものと、まだあとに回してもいいじゃないかというふうなものも、入っております。

そんな中で、財政のシミュレーションをきちんとやりまして、しなきゃいけない校舎の建てかえ。ただ、壊さなきゃいけないものまで、すべて入っております。壊す費用、そんなに早くやらなきゃいけないのかどうか、この部分については、私は後回しにしてもいいものもあるし、それから、用地の問題等もございますから、そ

ういうものも少し検討して、予算としてはもう圧縮をぜひしていかないと、この計画自体が絵にかいたもちに終わるでは困りますということの気持ちを持っております。

これから少し、いわゆる工事の執行の精査というものをきちんとしての上で、この計画がきちんとしてできるように努力してまいりたいと、こんなに思っております

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 中平議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど、私が申し上げましたのは、10年間は大丈夫であるとは考えていないわけですが、耐震補強をする順番については、東中学校はどうしても、議員御指摘のように、一番、危険な校舎でございますので、その校舎を建てるときに、一緒に、これは財政的なことが考えられておりますけれども、一緒にできないか。その10年間、ほかのどこよりも後回しでできないかということで申し上げたので、10年間は倒壊しないので、後回しにするという考えではない。順番的に順位を、山奈と平田は後のほうにしていきたい。

その10年になったら改築をするので、耐震補強は改築で対応したいと、こういうふうに考えていただきたいと、こんなふうに思います。

それから、地域への説明をする中で、この計画は変わらないかという御質問でありますけれども、我々も3年、4年かけて、3年間かけてつくった、我々としては、ベストではないけれども、今考えられるベターな計画ではないかと考えておりますので、市長部局とも協議しながら、この計画に沿って、学校の再編計画に沿って、耐震であるとか、改築であるとか、そういう計画を進めていきたいと、基本的には変わらない方向で進めていきたいと、こんなふうに思っています。

○議長（寺田公一君） 6番中平富宏君。

○6番（中平富宏君） 財政的な件に関しましては、了解と言いますか、わかりました。早い段階でシミュレーションをしていただいて、当然、計画が実行できるように、支えてあげていただきたいなというふうに思っております。

教育長のほうにですが、ちょっと、私の理解力がないんでしょうか。その東中は一番危険な校舎という言葉も、教育長からも出てきましたし、そういった中で、10年後の新築でやっていきたいという話ですので、若干、整合性がとれてないような答弁ではなかったかなというふうな思いもいたしますが、一番危険であれば、一番先にするのが当然ですので、ほかに理由があるのではないかなというふうに思うわけですが。

それから、後、計画というのは、当然、出た計画に沿ってやっていただかないと、大変混乱するわけですね。

こういった市内全体を含めた統廃合ということですので、改築を含んだ。一つ変更になれば、すべてがずれたり、すべてが伸びたりというふうな状況になってくると思います。

当然、現状、教育長、一番詳しいと思うんですが、耐震化の問題もあり、雨漏りの問題もあります。そして、プールであるとか、体育館であるとか、そういった老朽化の問題もございます。

そうした中で、すべてを含んだ中で、今回、計画を出すということでございますので、この出てきた計画というのは、きちんと実行していただかないと困るわけでありまして。

昨年12月の私の質問の中で、二度とぶれることのない、これは19年11月の計画に対して、新しいのをつくるというときの私の質問ですが、ぶれることのない、変更することのない計画を示していただきたいというふうに言わさ

せていただきまして、教育長からも、今回のように、この今回というのは19年11月の計画のように、ぶれることのない、しっかりした計画案にしていきたいというふうに答弁もいただいているところであります。

当然、教育委員会から出てくる計画というのは、最終計画案と言いますか、最終的な計画でなければならないと、私は思っています。ただ、今の現状を、僕なりに判断すると、これから保護者の皆さんところにも説明に行く。この計画を持って。そして、財政課ともシミュレーションをつくって、詰めの段階にこれから入っていく、こういう状況で出てきた今の計画というのは、僕はあくまでも計画案にすぎないのではないかなと、そういうふうに自分自身は理解をしております。

見解の違いがあるかもしれませんが、早い段階で、本当の、最終的な計画というものを、私たちそして何よりも市民の皆さんに示していただきたい、そのように思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思えます。

そして、最後に、これは私個人の考え方ではありますが、中学校を、今の計画では4校つくと仮定して、そういう計画になっておりますので、仮定いたしまして、子供たちにとって、やりたい部活が中学校にないとか、もしくは、もっと学力的に上を目指す、そういった理由で県外にたくさんの優秀な宿毛市の子供たちが出ていっているのが現状でありまして、実際、中学校でも市外のお隣であるとか、高知市内であるとか、または県境、県を挟んで愛媛県であるとか、そういった中学校のほうに子供たちが通学をしている現状があります。

そういった中で、宿毛市には芳奈の運動公園という、すばらしい運動施設の整った場所もあるわけですから、そういったところの周辺に、例えばそういったスポーツであるとか、進学で

あるとか、そういうのをもっともっと上を目指すような形の中で、よその中学校とは少し違った形の中学校をつくる。要するに、4つすべて同じ学校を、同じ規模の学校をつくるのではなくて、1カ所、ちょっと違った形の学校をつくる、そういう考え方はできないものか、教育長の考え方を、一度聞いておきたいと思えますので、よろしく願いをいたします。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、中平議員の再質問にお答えいたします。

宿毛市にひとつ、部活であるとか、学力向上を目指した特徴のある学校を建設してはどうかという御意見であります。

クラブ活動の充実を見据えた、中心的な学校の配置については、私が宿毛の教育の柱として、校長先生にいつも話している中で、ひとつ子供の特性に合った、一人一人の特性に合った、きめ細かな対応をしていただきたい。

その中で、駆けっこの早い子も、算数のできる子も、漢字のできる子も同じように大事に扱っていただきたいし、その価値について、優劣をつけないでほしいという話をよくしております。

そのことに、随分と合致する宿毛自主流通米の学校ではないかと思っております。

ただ、地方の公立の学校という視点からも考えながら、議論もしていく必要であろうと思えますし、特性を、伸長を図るということでは、傾聴に値する御意見であると思えますので、いろんな方面からの意見を伺いながら、それについて議論をして、皆さんの意見を聞くことについては、やぶさかでない、こんなふうに思っております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 6番中平富宏君。

○6番（中平富宏君） 以上で一般質問を終わ

ります。

ありがとうございました。

○議長（寺田公一君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 2時59分 延会

平成22年  
第2回宿毛市議会定例会会議録第3号

1 議事日程

第7日（平成22年6月22日 火曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（15名）

1番 今城誠司君	2番 岡崎利久君
3番 野々下昌文君	4番 松浦英夫君
5番 浅木敏君	6番 中平富宏君
7番 有田都子君	8番 浦尻和伸君
9番 寺田公一君	10番 宮本有二君
11番 濱田陸紀君	12番 西郷典生君
14番 中川貢君	15番 西村六男君
16番 岡崎求君	

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長	岩本昌彦君
次長兼調査係長	朝比奈淳司君
議事係長	岩村研治君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長	中西清二君
副市長	岡本公文君
企画課長	岡崎匡介君
総務課長	弘瀬徳宏君
市民課長	滝本節君
税務課長	山下哲郎君

會計管理者兼 會計課長	小島秀夫君
保健介護課長	三本義男君
環境課長	岩本克記君
人権推進課長	乾均君
産業振興課長	頼田達彦君
商工観光課長	津野元三君
建設課長	安澤伸一君
福祉事務所長	沢田清隆君
水道課長	豊島裕一君
教育委員長	松田典夫君
教育長	岡松泰君
教育次長兼 学校教育課長	出口君男君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	金増信幸君
学校給食 センター所長	岡村好知君
千寿園長	村中純君
農業委員会 事務局長	小野正二君
選挙管理委員 会事務局長	島内千尋君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時01分 開議

○副議長（中平富宏君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

14番中川 貢君。

○14番（中川 貢君） おはようございます。14番、中川でございます。一般質問を行います。

昨日の中平議員の質問と重複するところが多少あるかもしれませんが、私なりに準備しました質問内容に基づきまして、一般質問を大きく2項目に分けて行いたいと思いますので、執行部の皆さんの御答弁、よろしくお願いを申し上げます。

まず、第1点として、保育園と小・中学校の統廃合計画について、お伺いをいたします。

まず、その1点目といたしまして、保育園と小・中学校の統廃合計画の整合性についてお伺いをいたします。

ことし新たに策定されました宿毛市行政改革大綱集中改革プランで、前回の集中改革プラン同様に、保育園の配置基準といたしまして、小学校区に1園ということがうたわれております。

現在、宿毛市教育委員会で、小・中学校の再編計画の見直し作業が進められておりますが、今回の集中改革プランの趣旨からすれば、小・中学校の再編計画が最終決定され、学校再編実施計画の進捗に合わせて、保育園の統廃合や新設移転計画も具体化すべきだというふうに考えます。

つまり、これまでの保育園統廃合計画についても、小学校の統廃合計画との整合性を図りつつ、見直しをされるべきであるというふうに考えますが、市長のお考えをお聞きをいたします。

2点目といたしまして、統廃合計画の保育園、

小・中学校の配置や規模の判断基準について、お伺いをしたいと思います。

宿毛市教育委員会が教育審議会に提出した資料によりますと、小・中学校の将来における予想児童生徒数の算出根拠は、現在の小学校区の児童・園児数等を単純に算入しているように思われます。

御承知のように、法制度的には、保育園につきましても、いわゆる園区というものは定めておりません。親御さんの希望で、どの保育園にでも入所が可能です。

また、条例で校区が定められております小・中学校にいたしましても、市外入学や校区外入学規定の適用などによりまして、校区外の入学の道が開かれ、条件を満たせば、ほぼほとんどのケースで校区外入学を認めてきております。

事実上、校区制度は形骸化したものとなってきておるといわざるを得ません。

こうした現状を見たとき、教育委員会の提示した現校区の児童生徒の将来予想人数は、統廃合計画の判断材料としては、余り参考にならないのではないかと考えております。

具体的に言いますと、松田川小学校などがその一例であろうかというふうに思います。

その保育園の設置につきましても、学校再編計画の配置基準や、学校規模の判断についても、基本的に地方自治体にゆだねられております。統廃合計画における保育園と学校の配置基準や、統廃合規模をどのように位置づけようとしているのかにつきまして、市長並びに教育委員会の方針をお伺いをいたします。

3点目といたしまして、統廃合計画と耐震対策であります。

保育園や学校の統廃合は、現在の宿毛市の財政状況では、一気に横並びに実施することは、まずもって不可能だとは理解をしております。

だからといって、耐震性のない保育園や、

小・中学校が非耐震のままで放置することは許されるべきではありません。公共施設の耐震改修促進計画や、公営住宅等長寿命化計画などの整合性も図りながら、公共建築物の耐震化については、計画的に、しかもスピード感を持って実施していくことが求められています。

しかし、現実問題として、非耐震のままで統廃合計画による建てかえや新築を待たなければならぬ保育園や小・中学校が出てくることも事実でございます。

財政健全化法のしほりもあり、厳しい財政運営を強いられている本市にとって、非常に頭の痛いところではございますが、いつやってくるかわからない南海・東南海地震を想定した場合に、こうした施設につきましても、速やかに、必要最低限の耐震補強工事をする必要があると考えますが、改めて市長と教育長のお考えをお聞きをいたします。

4点目といたしまして、市民の意見募集、いわゆるパブリックコメントの制度につきまして、お伺いをいたします。

前回の集中改革プランでは、実施項目の市民参加のまちづくりで、パブリックコメント方式の導入について検討項目に入っておりました。

しかし、今回の新たなプランでは、それが消えております。前回の履行状況の説明によりますと、既に導入している高知県では、余り効果が上がっていないことや、本市のバイオマスタウン構想の意見募集を行ったが、反応が余りなかったことをあげまして、もう一度、他の意見聴取の方法とあわせて、検討をしていくとしております。

しかし、こうした取り組みにつきましては、住民参加の行政を進めていく選択肢の一つとして、しっかりと、制度として位置づけ、成熟させていく一定の時間が必要ではないかと考えます。

簡単な手法による単発的なお試し期間の意見募集で評価を下して、切り捨てるのではなく、もっと住民にパブリックコメントを求めるねらいや、効果を理解していただくための行政努力が必要ではないかと思えます。

今後の検討の中で、わかりやすい制度設計を行った上で、より詳細な構想や、計画案を情報提供することによって、住民参加のまちづくりの行政システムを着実に定着させていくことが、行政に求められていると思えます。

これまで、本市が取り組んできた事業の計画の中には、事業の構想や計画のプロセスがわかりにくく、情報公開も不十分だったことによりまして、住民や議会のコンセンサスが得られず、計画や予算執行の見直しを行わざるを得なかった事業もあったことを思い起こしてほしいと思えます。

そうした経験を振り返り、検証すれば、住民と協働のまちづくりや、計画づくりの必要性や重要性が理解できると思えます。

今回の保育園や小・中学校の統廃合計画は、まさにうってつけのパブリックコメントの対象としてふさわしい、重要な計画ではないかと思えます。

計画の見直しを余儀なくされたことで、事業実施がおくれることに対する懸念もあると思えますが、将来に向けて、禍根を残さないためにも、計画案ができた段階で、ホームページなどで一定期間、住民に情報公開し、意見募集を行ってはどうかと思えます。

全国でも、住民生活に直接影響のある重要な行政計画などの分野で、こういったパブリックコメントの募集を積極的に取り組む自治体が増加してきております。

これまでのような御意見募集として、ホームページや広報で呼びかける簡素な方法ではなく、しっかりとした制度として、パブリックコメン

ト募集とタイトルを掲げ、計画案や構想を住民に提示して、広く意見をいただく、開かれた行政の推進に努めるべきだと考えますが、市長の御意見をお聞きしたいと思います。

大きな2点目について、お伺いをいたします。

小・中学校用務員制度の導入についてであります。

統合後の学校には、教育環境を充実するための方策として、学校用務員制度を導入し、教職員が本来の仕事に時間を使うことができる職場環境にするべきではないかという点について、多々現場からのいろんな要望も踏まえながら、具体的な事例を指摘して、現場経験の豊富な教育長の見解と、教育委員会の方針をお伺いをいたします。

現在、幡多地域で小・中学校に用務員制度を導入していないのは、宿毛市と三原村だけでございます。

市内の学校を訪問すると、時々、校長先生などが、校庭などの草ひきや校内環境の清掃作業に汗を流す姿をよく見かけます。

また、何クラスもの児童生徒に配布するプリントの印刷や、教務の準備をするために勤務時間外となる時間を費やし、頑張っている先生方も多くいると聞いております。

今回の質問に当たり、調査に御協力いただいた先進地の愛南町を含め、用務員制度を導入している他市町村の教育委員会や、教育現場の取り組みを見たとき、宿毛市の教育委員会も大いにまなぶべきであるというふうに感じました。

当然ながら、子供たちとともに学校をきれいにしていくことや、PTAの協力で学校の環境を維持していくことも、教育の一環として極めて大切なことであるということは理解しております。

しかし、その一方で、子供たちの進路保障で重要な学力保障や、さまざまな課題を抱える児

童生徒、保護者への対応など、取り組むべき問題は山積しており、教育成果や結果を求める教育現場への期待と要求の声はますます大きくなっております。

最近では、文科省がゆとり教育を見直して、学力保障重視へかじを切り、高知県においても余り成果が上がらなかったとされる土佐の教育改革10年を総括した尾崎県政が、学力向上を大きな教育目標に掲げていることは周知のとおりであります。

全国で教職員の不足が叫ばれる中、教育現場ではさらなる教育力を充実することが求められ、必然的に教職員の負担や仕事量は増大してきております。

そうした中にありながら、学校教育現場を統括し、日々発生する現場の教育課題に即応しなければならない学校経営責任のある学校長が、毎日ではないにしても、教育環境の整備のためとはいえ、校舎周辺の草引きや、維持管理作業に追われる姿は、本来ではないというふうに思っています。

今回、せっかく学校再編計画を具体化し、児童生徒の教育環境を充実していこうとしているのであれば、統廃合計画によりまして、遠距離通学の児童生徒がふえ、家庭や子供の負担となるマイナス面も考慮し、子供たちのために、教職員が本来の教務や公務に集中し、子供たちを中心に据えた学校経営ができるように、用務員制度を導入し、教育環境を整えることも、行政の果たす役割ではないのかというふうに考えます。

教育長の見解と、今後の方針につきまして、お聞きをいたします。

ちなみに、宿毛市と愛南町で設置しております組合立の篠山小・中学校には、小・中学校で1名の用務員を配置をしております。

宿毛市内の学校教育条件と組合立のこの学校

の教育条件の相違や、その整合性について、教育長のお考えをお聞きをして、1回目の質問を終わります。

○副議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、おはようございます。中川議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、最初に、4点ほどあったかと思いますが、宿毛市保育園の統廃合につきましては、皆さんの御理解と御協力をいただきまして、昨年3月に和田保育園、ことし3月に貝礎保育園を閉園させていただいたわけでございます。

お尋ねの1点目でございますが、保育園と小・中学校の統廃合計画の整合性についてでございます。

保育園の統廃合の基本方針は、1小学校区に1保育園というものでございますけど、宿毛市の人口の減少に伴いまして、園児数も年々減少しましたことによりまして、小規模保育園がふえ、より効率的な保育所運営ができなくなっているのが現状でございます。

保育園の再編は必要不可欠なものでありまして、保育サービスの充実を図ることはもちろん、幼児期に社会性、集団性を身につけるためにも、一定規模での保育は必要であるために、保育園の統廃合をするものでございまして、小学校の統廃合計画との整合を図りつつ、進めていかなければならない、このように考えております。

2点目の統廃合計画の保育園、小・中学校の配置や規模の判断基準でございますが、基本的には、小学校の統廃合計画との整合性を図ることはもちろんでございますが、園児数や地域性、並びに保護者の利便性を考えた統廃合は必要であるというふうに考えております。

園児がどこでも預けられるということでございますけど、一つの基準として、今ある、その地域にある人数というものを、基準として採用

せざるを得ないのが、今の実情ではなかろうかというふうに思っております。

3点目の統廃合計画と耐震対策でございます。

山田保育園など、耐震診断を実施した園はございますが、建物の老朽化に伴いまして、安易な修繕では、建物の維持管理が困難な状況の保育園もある中で、最低限の耐震補強も必要であるというふうに思います。

ただ、小筑紫保育園などは、今、砂ぼこり、あそこに砂を、港のほうで積んでおりまして、その砂ぼこり対策が、保護者も含めて大変なことになっている場所でございますし、また、津波対策を考えた場合に、移転、新築を含めた統廃合が必要でなかろうかというふうなことも考えております。

先ほど申し上げましたが、基本方針は、1小学校区に1保育園というものですが、画一的に何が何でもというふうな考えは持っていないつもりでございますが、小・中学校の再編計画との整合性はもちろん、保護者並びに地域の皆様の御意見を十分にお聞きした上で、保育園の統廃合を進めていきたいと、このように考えております。

また、中川議員もおっしゃっていただきました、公立のいわゆる市営住宅、そして保育園、学校、こういった公立のものにつきましては、すべてが耐震性にまだなっていないところがたくさんあります。このことにつきましては、学校については補助単価、学校の統廃合なんかするときに、補助単価が非常に低い、平米数当たり、実勢になっていないところもございます。

それから、耐震ということをうたいながらも、耐震にならない、耐震、普通の改築でしたら2分の1、耐震だったら3分の2になるわけでございますから、これをやはり改築にしても、耐震を含めたことでございますから、私自身は、国に対しても3分の2に補助をいただきたいと。

財政面、非常に厳しいわけでございますので、そういった国への対応というものも、やっていただかなきゃいけない。

いろいろな子育て環境については、保育園であるとか、小学校の環境整備というものも、やはり一つの必要なものだというふうに思いますので、早いうちに学校、保育園、住宅等の耐震対策にかからなければ、具体的にかからなきゃいけない時期が、当然来ているわけですが、財政上の問題から、まだそういったところにすべてが、早期に手をつけられていないのが実情でございます。

私自身としては、これを早期に耐震関係については、取り組んで、今も取り組んでいるつもりでございますけど、もっと強く、国にも要求もしてまいりたい、このようなことを思っているわけでございます。

4点目の市民の意見募集についてでございます。

中川議員からは、パブリックコメントの、いわゆる制度化という方針の御提案でございます。

今までも市民の代表としての市議会の皆様、それから各区長からの要望を受けて、精査した上で、年に1回の市政懇談会等も開いております。

市民のニーズや意見を取り入れる体制は、そこでもあるんですが、まだなお、一般の市民の方々からのパブリックコメント、そういうものをとる体制が、制度化ということでは、なっていないかなと。

今まで、バイオマスタウン構想の策定に当たって、パブリックコメントの募集をしたわけですが、5名ほどの方々から御意見をいただいております。

ただ、これが形として制度化をするということについては、試行的な段階かなということだと思っております、これを制度化するような方

針をしてまいりたい、このように思っております。

以上でございます。

○副議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） おはようございます。

教育長、中川議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、1点目の学校再編計画についてのお尋ねでありますけれども、今回、策定をいたしました市内の小・中学校の再編計画の中で、学校の配置基準につきましては、小学校においては、まず複式学級の編成を、早急に解消することを基本とした学校配置をしております。

ただし、複式学級編成となる、学校がなる場合においても、地域性を十分考慮した学校配置とすると。地域性を考慮しても、学校全体の児童数が20名未満になった場合には、沖の島小・中学校及び篠山小学校を除き、統合することを基本とするとしております。

中学校においては、1学年20人以上の学校を基本とする学校配置となっておりますけれども、ただし、1学年20名未満であっても、地域性を十分考慮した学校配置とすると。

地域性を考慮しても、学校全体の生徒数が30名未満となった場合には、沖の島中学校及び篠山中学校を除き、統合を基本とする、そういうふうになっております。

それから、この基本方針に基づきまして、学校の再編を考えていきますときに、再編を考える上での参考数値といたしましては、校区内における住民基本台帳が、児童生徒をもとにした、各学校の児童生徒をシミュレーションとしております。

御指摘のように、児童生徒を持つ家庭は、それぞれ、さまざまな事情がありまして、すべての児童生徒が住居地を校区とする学校に通学することが、いろいろな事情で困難な場合もあり

ます。

また、通学外が必要な家庭もできてまいります。

親の転勤等による児童生徒の増減もあります。多少は誤差が出る場合もございますけれども、現段階においては、住民基本台帳を参考資料として、活用しております。

いろいろ課題があることについては、承知をしております。

それから、2点目の学校施設の耐震化についてのお尋ねでございますけれども、東南海や南海地震を想定する中で、学校施設についても、早急に耐震化を図り、子供たちが安心して学校生活を営むことができるように、取り組まなければならないと考えております。

しかしながら、財政的にも大変厳しい状況でありますので、一時期にすべての学校施設において、耐震化や改築を行うことは困難であることは、御存じのことと思います。

このために、市長部局とも相談をしながら、今回の小・中学校の再編計画に基づいた、統合等による新校舎の改築とあわせて、耐震工事をを行い、子供たちの安全を確保してまいりたいと、こんなふうに思っております。

それから、3点目の、今回策定をいたしました市内の小・中学校の再編計画につきましてでありますけれども、この策定において、プロセスとしてパブリックコメントを実施するべきではないかという御質問でございますけれども、学校再編計画の策定に当たりましては、19年度、再編計画の改善すべき点を十分考慮をいたしまして、平成21年度に市内の、宿毛市の教育審議会におきまして、4回の御議論をいただきました。

そして、学校再編、枠組みですね。それから、学校施設の耐震化についても、答申をいただいたところでございます。

また、本年4月、5月には、教育懇談会を開催をいたしまして、市内全域の地区長さんであったり、PTAの役員の方々に御参加をいただき、教育審議会の中で答申をもとに、多くの意見をいただきました。

議会におきましても、総務文教常任委員会において、熱心に議論をいただくなど、各界各層から貴重な御意見、御提言をいただきまして、それを十分に活用させていただいております。

お寄せいただきました御意見等を十分検討する中で、最終的に教育委員会といたしまして、今回の小中学校再編計画を策定させていただいたものであります。

したがって、教育委員会といたしましても、住民の方々の意見も十分お聞きする中で、再編計画を策定できたのではないかと、こういうふうに考えております。

それから、最後に学校の用務員制度についてのお尋ねです。

私も、教員生活、結構長くしましたので、いろんな学校で用務員さんが果たす、学校で果たす役割については、十分承知をしておるところであります。

学校において、子供たち自身で学校をきれいにする。自分たちの学ぶ環境を美化する。それから、保護者や地域の皆さんの協力をいただく中で、子供たちと一緒に環境美化活動を行うことは、教育上は、議員も御指摘のように、大変意義のあることだと、私も考えております。

私も、常々、学校現場に対しまして、宿毛市の大きな教育の方針といたしまして、学力を支える基盤づくりとして、学習規律の確立はもとより、人を大事にする視点からも、話をきちんとした姿勢で聞ける子供を育てるために、「宿毛の子は人の話を目で聞ける子」というのをスローガンに、取り組みをしてもらいたいと、強く学校現場に要請をしております。

それから、もう一つの大きな柱といたしまして、地域の教育力を活用をしていくと。教育活動推進、それを活用して教育活動を推進してほしいと、学校現場にお願いをしております。

学校だけが子供たちの教育活動を進めるのではなくて、保護者や地域の皆さんの協力をいただく中で、学校、それから教育行政、四輪駆動で子供たちを育てていくことが大切であると訴えております。

また、その一環として、地域と一体となって、環境美化教育にも取り組んでいきたいと考えておりますし、各学校におきましても、PTAを中心とした地域の方々に多大な協力をいただく中で、教育効果を上げていくことが必要と考えております。

それから、御指摘のように、校長先生が草引きの時間を大きく費やして、校長としての学校経営に関することで時間が足りないであるとか、それから教員が印刷物の作成などで、作業に追われて子供たちと向き合う時間が少なくなったり、学力向上であるとか、いろいろな心の教育等に費やせる時間が少なくなっている現状もあるのではないかとこの指摘も、確かにございます。宿毛市の場合には、

本市においては、昭和50年代半ばに学校用務員的な職員の配置が終了を、いろいろ調べてみましたけれども、用務員とは明記をされておりました。

そのような職員が配置を、終了しているようであります。

学校の現場も、現状も考慮して、それから教職員の多忙化解消に向けて、何らかの学校へのサポートの必要性は感じております。

清水市が対応しておりますシルバー人材センターの活用を生かして、1日に4時間とか、それからパートで活用するだとか、いろいろな方法もありますので、財政当局と協議をする中で、

いろいろ可能であれば、我々としても検討していかなければならないと、こういうふうと考えております。

以上です。

○副議長（中平富宏君） 14番中川 貢君。

○14番（中川 貢君） どうも御答弁ありがとうございます。

大きく2項目に分けておりますので、まず最初に、小・中学校、保育園の統廃合に係る部分で、再質問をさせていただきたいと思っております。

私、ここで指摘させてもろた大きな問題点の一つとして、先ほど、教育長も言われた統廃合計画の基礎データとして、数値として出てくる住民基本台帳ということでありましたけれども、具体的な内容で、例えば学校をどこに設置するかということを決めるに当たって、校区制をしている以上は、どこどこ小学校、どこどこ中学校、その隣近所の小・中学校と、まず最初に統合していくというスタイルが普通のスタイルだと思うんです。

小筑紫と平田と統合ということはないと思うんです、なかなか。

そういう意味でいうと、小学校の校区制、それから中学校の校区制の将来推測データの中にある内容の中に、具体的にちょっと指摘させてもらおうと、松田川小学校で、限ってやらせてもらいますが、

松田川小学校は、平成21年の段階で59名。その21年の予測値が94名です。現実には、私もずっと、地元ですから、いろいろこれまでデータ調べたことありますが、松田川小学校の校区内にあっても、松田川小学校へ入学する生徒は、非常に少ないんです。いろんな事情があって、宿毛小学校へ行かれたりとかされるわけです。

そして、それを今度、保育園に置きかえてみますと、同じようなことが起こってまして、宿

毛保育園へ行かれる園児さんも多いという状況で、そのまま宿毛小学校というケースが多々あるんじゃないかなというふうに思います。

そういったようなことがありまして、いろいろ見てみますと、将来予測がプラスに転じているところが何か所かあるんです。

橋上も同じような形になってます。

ですから、この数字が、学校再編の基礎データとして、推測値に入れることが、本当にこれが正しいやり方なのかということに疑問を、私は感じましたので、これは余りあてにならないのじゃないのということを、指摘したわけですし、そういったことを含めて、全体で見直し、統合、統廃合については考えていくほうがいいのかというふうに、私は感じました。

その点は、教育委員会の見解をお聞きしたわけではありますが、住民基本台帳を単純に入れ込んだということでもありますので、それは余り参考にはならないのではないかというふうに、私はあえて指摘をしておきたいと思います。

それから、それが1点でございます。

それから、耐震の問題に、ちょっとなるんですが、昨日の一般質問の中で、中平議員、副議長の一般質問の中で、10年ぐらい我慢してもらって、新築することによって、耐震化を図りたいというお答えでした。

私、よそのケースもありまして、いろいろ勉強させてもらいましたが、現状ちょっと、これ、数字チェックした上での話ですから。宿毛市の場合、小学校で、ことしの4月時点、恐らく、小学校で耐震性ありが4校、なしが5校、全部で9校になっていると思うので、現在、大体、44%だろうと思っております。

中学校は、21年の調査結果と変わっていないと思いますので、耐震性ありが2、なしが4校、33.3%ですか、いう結果になっておるんではなかろうかというふうにも思いますし、

それから、保育園につきましては、いただいた資料、昨年11月の段階だったと思うんですが、12園あるうちで、貝礎保育園も既に廃園になりましたので、それを除いて12園ある中で、すみれ保育園だけが非耐震のままになっております。

表の中にオーケーという表記がありますが、あれは耐震性ありというふうに、私は理解して、そういうふうに感じておるわけですが、もしそれに誤りがあれば、またそちらのほうで説明をいただきたいというふうに思いますが、現状は、宿毛市はそういうふうになっております。

かねてから、一般質問で取り上げさせていただきまして、耐震改修促進計画でありますとか、いろいろな耐震にまつわる国の制度とか、そういう方針に基づいて、宿毛市も計画は挙げておりますが、非常に経済的に、財政的な問題が、先ほどの市長からの、本当にお悩みのお話があったと思うんですけれども、そういう理由もあるとは思いますが、よそは同じ、そういう悩みもありながら、例えば、隣の愛南町で調査させていただきましたが、小学校、統廃合といえますか、合併ですよ。合併してから18校。それから、中学校が7校ございます。

その中で、ことし1校残すのみで、すべて耐震化終了すると。ことし、今年度ですべて終わりますよということをお聞きしました。

もちろん、統廃合計画も、新しく町長になられた方が見直しするということが当選されたようでありますから、また改めて、現在、取り組みを進めておるように聞いておりますけれども、統廃合計画はもちろん、課題として、愛南町でもあがってきております。

それはそれとして、耐震性を確保だけは、きちっとやっている市町村もあるんだというふうに、私たちは勉強して、非常に強くその姿勢

の違いを感じました。

昨日の教育長の答弁でいうと、10年間の中では、恐らく大きな地震、来んだろう。そういうことは言ってないですよ、県も国も、どこも。宿毛市も言ってないと思います。いつ来るかわからない。

その確率が、だんだんだんだん高くなってきている、ということで、住民に対しても、補助金を交付して、耐震診断しなさい、設計をしてください。改築なり、補強工事をしてください。それに補助金出しましょうということで、宿毛市も呼びかけをしてやっているわけですから、学校の耐震性が確保されずに、10年間我慢してくださいということ、この本会議の議場で教育長が言われるということは、非常に私は不謹慎やなというふうに感じました。

これは、どういった根拠があって言われたかよくわかりませんので、もう1回、その辺のことの真意のほどを御答弁願うたらありがたいなと思います。

そういう耐震化につきましては、待ったなしという状況でありますから、統廃合計画の新築によって、対応できる部分は、それはそれとしてあったとしても、それが、先ほど、教育長からもありましたように、きのうの質問に対する答弁でもありましたように、今回の計画が、中平議員の言われるように、私もあくまでも案でしかない、まだ、いうふうな認識を持っております。

これで、このままでいくと、これでいきたいとは言いながらも、住民の意見を聞くということの姿勢を、この計画では示しておりますから、まだ時間が多少かかるんだろうなというふうに思っていますので、これは最終、実施計画というふうには、私は受けとめてはおりません。

したがって、こういった計画を具体化していく上において、いろいろな御意見を聞くと思う

んですが、今の耐震の話も含めてですが、住民に対して、こういった説明をされて、方針をこのまま、住民の意見も、先ほど言いましたパブリックコメントもやるつもりもないということですから、このままでどの程度の意見を集約して、いつごろつくろうとしておるのか、いうことについても、あわせてお聞きをしたいと思います。

それから、学校用務員制度の関係でございますが、これも愛南町へお邪魔しましていろいろ聞きました。それから、幡多郡内の各市町村で、どういう形で置いておるのかということも、一定、調査させていただきましたが、具体的に、訪問してお聞きしたお隣の愛南町の実例を、ちょっと紹介させていただきますが。

具体的な学校用務員として位置づけられた方々の用務の内容としましては、文書收受、提出のための学校教育課や事務局に出向いたりとか、資料の印刷製本の補助、校舎内外の清掃、樹木の花壇手入れ、この部分については、業者委託も含めてやっておるというお話でありました。

それから、管理的な消耗品等の購入で店舗へ行ったり、それから、以前、私も取り上げました公金の取り扱いで、私用車を利用していくのはいかがなものかということで、御指摘をさせていただきましたが、その公金の取り扱いも含めて、この金融機関へ出向いていくお仕事もしていただいております。

そのほか、学校行事等々、教員不在のときの応対、それから接客、さまざまな分野で、かなり用務を、聞いてますと多いです。

それから、学校現場の先生方の仕事も、非常に多くなってきておるというふうなこともお聞きしました。

これについては、むしろ高知県のほうが、もっと頑張らんといかんといわれておるわけです

から、もっと大きな負担がかかってくるのではないかなというふうにも考えますけれども、そういった分野で、統廃合計画を進めるということ、住民に訴え、そして子供たちの教育環境をよくしていこうということであれば、より、さらにそれを充実させる方策として、この用務員制度を、他の市町村が、必要で置いておるのに、なぜうちが、宿毛市が置くことができないのか。また、置かないのか、その根拠がどこにあるのかというのが、よくわからんのです。

ですから、先ほど教育長が言われたように、いろいろなシルバー人材センターとか、いろいろな方法を考えて、財政と相談しながらやっていきたいという、そういう検討をしたいということでございましたけれども、ぜひそういう抽象的な内容ではなくて、きちっとした位置づけとして、制度的には、用務員を置くことができるということになっておるわけですから、それは市町村単独になります、実際。

しかし、幡多地域でも、ほとんどがそういった制度を導入して、重要な学校、そしてまたすべての学校に、市町村の中で置いているところもありますので、その辺はよく研究、検討されて、よりよい判断をしていただくほうが、子供たちの将来を考えたときに、教育現場のさらなる向上を考えたときに、いいのではないかなというふうに考えますので、積極的な、前向きな御検討をお願いをしたいと思っております。

それについての、教育長の改めての御意見があれば、またお聞きをしたいと思えます。

2回目の質問を終わります。

○副議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、中川議員の再質問にお答えをいたします。

まず、再編計画の、児童生徒の推移についてのシミュレーションの中で、住民の基本台帳については、課題があるということです。十分承

知をしておりますけれども、現在、我々が活用する資料としては、基本台帳以外に、ほかに特別何か思いつきませんでしたので、ベストではないにしても、基本台帳に頼る以外はないかなということで、取り組みをしていることとございます。

確かに、それについては、今後とも、校区制についても、幡多の地教連で今後また話し合いをします。地教連の中で、幡多の教育委員会の中でも、いろいろ校区制についても課題があるということで、議題にしておりますので、勉強会をしながら、宿毛市の校区制についても、いろいろと見直していかなければならない点もあるかと思っておりますので、またそのころに、校区制についてもお答えできるようになると思っておりますけれども、今現在は、住民基本台帳で、シミュレーションもして、いかせていただいていると、こういうこととございます。

それから、耐震化について、私が昨日、中平議員の中で、危険な校舎であるだとか、それから10年も待たなくてはならないとか、ちょっと言葉足らずなことがあったことについては、訂正をさせていただきたいと、こんなふうに思っています。

十分、すべての学校、すべての学校と言いますか、耐震補強している、昭和57年以降に建てた橋上の中学校以外については、宿毛市は残念ながら、新しい校舎は、耐震補強をクリアしている学校はないのです。

宿毛中学校の別棟と、それから咸陽小学校の別棟の校舎のみが、耐震補強になっておりまして、よその地区と比べて、昭和30年から40年代に建てられた建物がほとんどでございますので、すべてが耐震補強しなければならない、そういう対象の建物となっているということとあります。

すべて耐震補強をしなければならない、基準

値をクリアしてないということで、どの程度が、どれだけの地震に対して、どれだけ耐え得るかということに対しては、専門家に意見も聞きましたところ、どこそこの学校が、数値がそこそこ違ってあっても、ほとんど変わらないものであるというお話も聞いておりますし、地震のタイプによっては、せっかく出してある数値よりも、もうちょっと高いところが残って、低いところが壊れないでおるという場合もあるので、一概には言えないと。

基準はあくまでも基準で、すべて耐震補強をしなくてはならないと、同じように考えてもらいたいと、こういうふうに指導を受けたところでありました。

したがって、すべての学校に耐震補強をしなければならない。さっき、クリアしている学校以外はですね。

それから、4校と指摘ありましたけれども、小学校は今、3校は耐震化をクリアしているようになります。咸陽小学校、それから小筑紫、新築の小筑紫の小学校、それから今回、経済対策で行います大島小学校、この3校以外には、すべて耐震補強が必要ということになっております。

その順番について、我々も、すべて、先ほど申しましたように、一時期にすべての学校へ耐震補強するということに対しては、大変、財政のほうとも協議をした中で、難しい、困難な点が、確かに子供の命を守る教育現場の人間が、ことをわかっている人間が、後ろ向きな発言かもしれないけれども、いろいろ市長部局とも協議をする中で、一度にこれだけはできないので、優先順位をとということでありまして、まず、宿毛の小学校については、耐震基準もクリアしてないし、建物も一番古いのであると。

それから、歩いていても、2階からギーギー音がして、校長室からも変な音が聞こえるし、

子供たちも、ちょっと上を歩いたりすると、大変大きな音が、大変、学習をするにも、環境もよくないだとか、いろいろな要請がありますので、古い建物であるし、耐震基準も満たしてないということで、宿毛の小学校を一番最初に耐震補強したい。

それには、改築でやりたいと。その場合に、あこの場所を動いて、隣の運動場であるだとか、そういうところが今の候補地でありますけれども、そこへ動かすとなると、中学校がどうしても、あの場所ではいけないということになりますし、もちろん、宿毛中学校についても、耐震補強ができてないし、同じように耐震補強の対象になっておりますので、その中学校の移転ということにもなりますので、優先順位2番ではなかろうかと。

そういうこともあって、その耐震補強が小筑紫、宿毛小学校と、それから宿毛中学校の順番になると。

その次にいうことになりますと、大島とか咸陽だとか、小筑紫地区なんか、栄喜小学校は、今もそのままではありますけれども、来年お願いをするということでありまして、栄喜小学校を除けば、南の地区はそれで対応できるかなと。来年、栄喜が統合すれば。

それから、西も対応できていると。宿毛地区はできるということになれば、その次に東地区の、東中学校を建てる時に、山奈と平田を統合して、小中一貫ではどうかということで、その時間が、中川議員の、10年間も子供の、そのままに放置するべきではないということでありまして、でき得れば、我々も市長部局と協議をする中で、消防も建てなくてはいけなとか、いろいろなクリアすべき課題はたくさん財政面であるかと思っておりますけれども、精いっぱい、我々としても、市長部局のほうへ、できるだけ時間がかからないようお願いはしてい

くつもりであります。

そのことを、御理解をお願いしたいと、こんなふうに思います。決してあちらのほうが、そのままということには、10年間そのまま我慢せよという安易な気持ちではおりません。努力はするつもりでございますけれども、優先順位としてということでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

それから、用務員制度のことでありますけれども、確かに議員、いろいろと御指摘ありましたように、先ほども、私も学校現場におったものでありますから、用務の仕事の内容についても、十分、承知をしておりますし、必要なものとも考えております。

宿毛市の中で、何か理由で、その用務員にかわる仕事をしてきた人がなくなったかについては、承知はしておりませんが、今現在、四万十市におきましても、用務員が、西土佐地区の場合ですけれども、特に、退職した場合には、もう補充はしないと。そのかわりに、臨時雇用で対応すると。それで、統合した場合には、その人が、言うたら要らなくなるわけですが、そういうような対応をしている。

それから、大月も、退職したら充当はしないと。臨時雇用で対応するというようになっておりますし、土佐清水の場合については、今、僕が申しあげましたように、シルバー人材センターを活用しているということになります。

軽視しているつもりはありませんし、宿毛市も財政当局が許せば、ぜひフルタイムで、そんなことをお願いしたいと。

特に、議員も御指摘ありましたように、私のこれは考えでもありますけれども、学校が統合して小さくなっていけば、市役所のように、公用車も一つぐらい配置したりとか、それから、用務員も一人あるほうが望ましいことはわかっておりますので、その点も含めて、いろいろな

方法を、可能な限り市長部局のほうへ、財務当局と話をしながら、可能であれば話を進めていく、こういう考えであります。

以上でございます。

○副議長（中平富宏君） 14番中川 貢君。

○14番（中川 貢君） 再質問のまた再質問を行います。

先ほど、申しわけないですが、若干私、説明が間違っておりましたようで。

学校の耐震の実態の数値、先ほど、私が紹介したのは、屋内体育館の分であります。失礼しました。

それから、もう1点、保育園の関係でいうと、山田保育園も非耐震で、二次診断が必要であるという、そのままになってますわね。だから、2園ということですかね。

正式にまた、聞くのも何ですから、今のところ1園ということで、理解をしていいということでございますので、訂正はいたしません。

それでは、続けて指摘させていただきたいわけですが。

2点だけさせていただきます。

用務員制度の関係で、教育長の決意は非常に前向きに受け取らせていただきました。

教職員の勤務についての実態の関係で、平成18年11月24日付の中央教育審議会のワーキンググループの指摘の資料がございますが、この中で、1週間40時間を超えて仕事をしては好ましくないということでの指導が、ずっとされてます。

週休2日制になってから、そういう文科省も含めて指導、現場にしておるようでありますけれども、現場と言いますか、教育委員会になるのか、県教委になるのか、市教委になるのか、ちょっとわかりませんが、そういう指示なり、勤務時間についての通達なり、指導がっております。

そういう現状の中で、指摘されておりますのは、公立小学校、小・中学校の教員の7、8月の勤務実態の集計をされたようでございまして、7月の勤務日、1日当たりの平均残業時間は、小学校で1時間48分、中学校で2時間25分、休憩休息は、1日平均約10分、残業時間については、特に教頭、副校長が、小・中学校ともに最も長く、3時間18分。小・中学校の平均です、これ。

さらに、中学校の部活動の顧問を担当する教員につきましては、顧問ではない教員よりも、1時間以上残業時間が長いという結果が出ておるといふ。これ、中央教育審議会のワーキンググループが、全国の実態調査の中で明らかにした数値であります。

そういった現状を、宿毛市で見ても、労働時間週50時間はほとんど超えているんじゃないかという指摘があります。

こういった現状を踏まえたときに、一方の親御さんからは、それからまた、数値ですね。全国の学力テストであるとか、体力テストとかいう数値が出たときに、非常に高知県は全国で低位にあるというようなことが指摘もされ、学校現場に対しての要求が、ますます強くなってきているということがあるわけでありまして。

そういう環境を考えたときに、やはり、集中して、子供たちとかかわりあえる、例えば家庭支援もできる。不登校の子供たちもおりますから、いろいろ取り組みしなければならぬ先生方、たくさん仕事ありますので、そういったことに専念できる環境を整えていくことが、宿毛市の教育をアップしていく一つの方策の、一助になるのではないかなというふうに、私は考えておりますので、この際、統廃合で負担を、結局、遠距離通学になったりする家庭には、求めていくわけですから、一方でそういう環境を整えていくというメリットの部分も、やはりないと、

住民のコンセンサスはなかなか得られんのではないかというふうに思います。

それから、耐震問題につきまして、1点お願いしておきたいんですが、これから保護者の皆さんにも説明するとあれば、その耐震化につきまして、よその市町村では、ほぼ、もう済んでおるといふところも多いわけですが、宿毛市は非常にまだ低い実態と。20%いってないという状況がもしあるのであれば、その統廃合計画とあわせて、耐震化に向けた事業実施計画ということもあわせて、住民説明していただかなければ、なかなかこれは、はいはいという親御さん、少ないんじゃないかなというふうに思います。

どうやらわからんというような、財政とらみっこしながら、ちょっと検討しますというような、そういう説明では、住民理解は得られんというふうに、私は思います。

そういうことで、もっと具体的な、踏み込んだ、積極的な取り組みをお願いをしたい。

それから、最後に、市長に一つお伺いしておきたいわけですが。

こうした耐震化を含めた、小・中学校だけじゃなくて、公共施設全体のことが、宿毛市の大きな課題になっておりますけれども。

宿毛市が今、現状で、恐らく実質公債費比率が20%ぐらいであったかというふうに思いますが、昨年度末で。

やや改善したとはいえ、まだ18%には至っておりません。したがって、現状では、県の許可、国の許可を受けながら起債をして、施設をつくっていくしかないと思うんですけれども。これ25%超えたら、もう夕張のようになって、いうことは私も承知しております。

こういった現状を考えたときに、宿毛市のこの財政シミュレーションをしていただいた上で、国に対して、政府に対して、一定のそういった

耐震化に向けた財政的な、特別な支援枠をお願いするということがあってもいいのではないかと、いうふうに、常々思っておりますが、市長のそのあたりの御決意を、まずお聞きをしておきたいと思っております。

議会としてできることは、私たち議員一人一人の責任として、またいろいろ取り組みもせんといかんかなというふうにも思いますけれども、ぜひ、市長の現状認識と決意のほどをお聞かせ願いたいと思っております。

○副議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、中川議員の再質問にお答えをいたします。

最後のほうで、公共施設全般についての耐震ということでございます。

当市は、愛南町の引き合いがございました。愛南町のほうのことをうらやましがするわけではございませんが、合併もして、合併特例債が使えたとか、いろいろな財政的な、政府からの支援的なものがあつたようなと。

それから、私どものところは、まだ過疎地域になっておりませんで、過疎債が使えるところは、それが来年度、その交付税で返ってくるのか、いろんな財政的な国の支援というものが、我々にはその部分がございません。

そんなことで、おくれているのは否定をしないわけですが、私自身は、本当にこれを早くしなきゃいけないという思いでいっぱいです。

したがいまして、国に対しましても、ほかの市もでございます。高知県の市長会、それから四国の市長会でも出していただきまして、この間も、国のほうへの要望事項の中でも、このことをうたっていた事項につきましては、例えば、先ほど申し上げました、いわゆる補助単価という、1平米当たり幾らというのが決められています。これがもう、全然、実情に合っておりません。

その関係で、耐震化するにしても、いわゆる改築するにしても、いわゆる2分の1の補助が3分の1ぐらいになっているというふうなのが、実情でございます。

この実情をやっぱり、文科省にわかってもらわなきゃいけない。これを国会議員の先生通じたり、文科省のほうに直接出向いたりして、きちんと説明もさせていただきたいし、一度は行ったことがございますが、まだまだ実現に至ってません。

文科省からは、今年度、いわゆる今年度当たりから考えを改めるというふうなことは、チラリと聞いているんですが、まだこれが実現に至ってない。これ聞いているだけではだめですから、ぜひ実現をしていただきたいことを申し上げなきゃいけない。

それから、先ほどちょっと申しました、耐震だったら3分の2の補助、それが改築だったら、改築ということは、我々は耐震化を図るための改築でございますから、これを、やはり3分の2にさせていただかなきゃいけない。そういったことを、自分自身、強くこれからも申し上げていきたいし、ぜひまた議会のほうもお力をかしていただいて、そういったことを、議長会であるとか、そういったものを、ルートを通じまして、ぜひお力をかしていただければありがたいと、私自身思っております。

教育委員会のつくりました学校の統廃合計画、これもすべてが、耐震ということが前提というものもございまして、人口が少なくなったからばっかりじゃないというふうなことでございます。

そんなことを思いながら、早急にこういう、人の安全でございますから、これについては、非常に大切なことでございます。

それから、小・中学校のことばかりですけれども、これ、今、保育園ではすみれが一番危

険な状態でございます。この部分についても、しっかり、早目に手当てをしていかなきゃいけない、そんなに思っています。

以上でございます。

○副議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、中川議員の再質問にお答えをいたします。

まず、再編計画を説明を地元にする中で、耐震補強工事についても、しっかりと説明をするべきではないかということでございます。当然のことでございます。

我々も、そのことについては、先ほど申しましたように、耐震化工事をするもの、それから改築でそれをクリアするもの、そういうふうに順番を立てて、説明を申し上げますと、こんなふうに考えております。

それから、統合することによって、どういうメリットがあるかということ、やっぱり住民に、それから保護者の中に明らかにしてもらいたい。安全もあるし、安心も与えてもらうような、そんなものは何かということでございますけれども。

それは、今、小筑紫の小学校が統合したわけですけれども、加配の先生が、統合することによって1人ふえております。1人つけられておりますし、それから、統合によって、違う学校へ行くことによって、子供たちが心にいろいろな、友達関係でうまくいかないことが、それから心の疲れをいやすための、対応する支援員。カウンセリングマインドを持った、技術を持った人で、月に何回か来てもらって対応すると、そういうカウンセラーの配置もしております。

そのことなんかも、説明をしていきたいと、こんなふうに思います。

それが利点であります。

それから、用務員制度のことにつきましては、先生の多様化について、どういうふうに考えて

おるか、今の現状については、決して先生の精神的な疲れ、肉体的な疲れをどういうふうにして、教育委員会としても、取り除くことができるか、方法を考えておるかということでございますけれども。

確かに、我々が教師をしていたころ、30年、40年近く前と、随分、さま変わりをいたしまして、地域保護者からの要請もありますし、全国的に、県下的に学力向上についての取り組みがおくれているという指摘もあります。

先生も、それに、多忙化に輪をかけた取り組みをしなければならない。そんなことも、十分承知をしておりますし、教育委員会としても、放課後学習支援員を2時間とか、夏休みに4時間とかいうことで、今、交渉して、県と、許可がおりて取り組むようになっておりますし、できるだけ現場の声を聞いて、先生が子供たちとかかわりあえる時間を確保したいと、こんなふうに考えております。

それから、最後に、先ほど来、昨日来、私の、議員が指摘のことに対して、確認すべきことが抜けておりましたので、そのことについて、発言をしたいと思っております。

今回の再編計画につきましては、19年度のいろいろな課題をクリアするべく、各層の意見を聞いて、我々としては、ベストではないけれども、ベターなものをつくったということでもありますので、ぜひこの考えで、枠組みについては、地元説明する中で、理解をしていただきたい。この基本姿勢をかえずにいきたいと、こういうふうに考えております。

それ、学校建設であるだとか、それから耐震補強が1年ずれるだとかいう、そういう変更はあっても、その枠組みについては、この基本方針で、ぜひ進めさせていただきたい、こんなふうに思っております。

以上です。

○副議長（中平富宏君） 14番中川 貢君。

○14番（中川 貢君） どうも、御答弁ありがとうございます。だんだん理解が深まったというふうに、認識しております。

市長におかれては、非常に大変だと思いますが、国に対して、政権がどこになろうとも、市町村は国の財政支援抜きではたちかない財政状況であることは、だれもがわかっておりますので、議会としても、私も一議員として、その取り組みの一助になりたいというふうには思っておりますが、また同僚議員に呼びかけをして、何らかの方法を考えていきたいというふうにも思います。

それで、教育委員会に、教育長に再度、再度と申しますか、最後の質問になろうかと思いますが、念を押ささせていただきたいと思います。

学校用務員制度でございますが、口頭で、任意にシルバー人材センターとか、臨時であるとかパートであるとか来ていただいて、いろんな方法でやりたい。それは一つの方法論としていいと思いますが、恐らく要綱できちっと定めないといかんと思います。教育委員会の要綱で。

ですから、その専任の形にするのか、それとも臨時パートタイムにするのか、そういうことは、また別問題として、実際に要綱で定めておいておところは、正規職員も置くことがなかなか難しいということで、臨時になったりとかいうことであっても、置き続けようとしているわけです。

そういう重要なお仕事なんです。いう理解のもとで、ぜひ再検討していただきたい。統廃合に向けた、また一つの方法として、方向として、打ち出させていただきたいというふうにも思っております。

あわせて、先ほど、冒頭で質問しましたけれども、篠山小・中学校には、小学校と中学校合わせて1名、両校で1名配置をしております。

宿毛市も、組合立ですから、そこにかかっておるわけですから、篠山小・中学校には、用務員を配置する。宿毛市には配置しないという、何かこう、ちょっと整合性のないような感じもするわけでございまして、ぜひそういったことの解消も含めて、同じような取り扱いを、市内の児童生徒にもしていただきたい。というのは、学校にそういう制度をきちんと位置づけていただきたいというふうに思っておりますので、最後の御答弁をいただきたいと思います。

○副議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、中川議員の再質問にお答えをいたします。

まず、篠山小・中学校との整合性についてでありますけれども、言いわけにはなりませんけれども、篠山の小・中学校の人事の配置につきましては、愛媛県の県教委が行っているということはありません。

市長もさっきありましたけれども、財政面で弱いのでという言いわけにはならないように、できるだけ宿毛市としても、市長部局のほうに働きかけをしたい。

それから、私も、決して最初からシルバーであるとか、パートであるとかいうことではなくして、統合する中で、用務員の必要性も考えながら、大事にしながら、市長部局との話し合いに臨みたいと、こういうふうに考えております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 14番中川 貢君。

○14番（中川 貢君） どうもありがとうございます。

1点だけ、指摘して一般質問を終了したいと思いますが。

教育長は今、御答弁されましたけど、篠山小・中学校、愛媛県の県教委がどうのこうの言われましたが、用務員制度は県の制度ではあり

ません。市町村で置く、市町村の職員として配置するわけですから、県教委関係ないです。

ですから、高知県と愛媛県合同で、宿毛市と愛南町と合同でつくった組合立の小・中学校ですか、そういった話じゃなくて、主体的に、ひとつ責任を持った話として聞いていただいて、取り組んでもらいたいということを指摘して、一般質問を終わります。

**○副議長（中平富宏君）** この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時21分 休憩

-----

午後 1時00分 再開

**○議長（寺田公一君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

5番浅木 敏君。

**○5番（浅木 敏君）** 5番議員の浅木です。ただいまから、一般質問を行います。

質問通告に従い、質問を進めます。

1、市長の政治姿勢について。まず、1番目に質問します。

その1、市民の要望にこたえる行政について。

昨年の総選挙では、これまでの政権が推し進めてきた、庶民に痛みを押しつける構造改革路線に国民的な批判が沸き起こり、政権交代となりました。

しかし、新たに発足した民主党中心の鳩山内閣は、皆さんが大きな期待を寄せていた公約の後期高齢者医療制度の廃止は実行せず、沖縄の普天間にある米軍基地問題でも、国外移転か、少なくとも県外移転の公約に反し、迷走に迷走を重ねた結果、結局はアメリカの求めるままに、名護市の辺野古に巨大基地をつくることにしてしまいました。

新政権への国民の期待は大きく失われ、鳩山政権も崩壊しました。新たに、同じ民主党の菅政権に交代しましたが、普天間基地問題を初め、

鳩山政権の諸政策を引き継ぎ、さらには総選挙では引き上げないと公約していた消費税の大幅な引き上げまで口にするようになり、国民の政治への不信と不満は極限に達しつつあります。

こうして、国民の生活が日々困難になる中で、市民から、宿毛市政についても批判的な声も聞こえてくるようになりました。

市政への批判は、市行政の執行者と、それをチェックする議会や議員への不信や不満もあると思われることから、日本共産党宿毛市委員会は、その実態を把握するため、去る4月から5月にかけて、市民の協力のもとで政治に対するアンケート調査を行いました。

市民全世帯を対象にするのがベストですが、そこまでは困難なため、4分の1程度の世帯にアンケート用紙を届けたところ、約200世帯の方から回答をいただきました。

その内容を紹介しながら、幾つかの質問をさせていただきます。

まず、1番目に、今の暮らしについての設問では、暮らしがよくなったと答えた人は1%、変わらないが21%、悪くなったが70%で、多くの方の暮らしが悪化しています。なお、合計が100%にならないのは、無回答の方がいるためであります。

収入については、多くなったと答えた人が1%、変わらないが21%、少なくなったが74%で、市民の収入が少なくなっているようです。

税金や医療、介護保険料の負担については、重くなったと答えた人は約80%、変わらないが約17%、軽くなったが0.5%で、税金や保険料など、公的な徴収金の重圧感が伝わってきます。

あなたの家庭や家族で、これから先、暮らしの不安がありますかとの設問に、大変不安があると答えた人が63%、少し不安がある、3

2%、不安はないが約2%で、多くの人が不安を感じながら暮らしているようです。

不安に感じることの内容を複数回答で答える設問では、税や国保料の負担が約17%、病気のことが約16%、収入が少ないが約15%、預貯金が少ないが約15%、介護のことが13%、あと、仕事や雇用、借金、子供や教育と続きます。

そして、書き込まれた要望の一部を紹介しますと、年金が少ないのに介護保険料が高過ぎる。高齢者の病院での医療費窓口負担をゼロ円にしてもらいたい。米軍艦の宿毛湾寄港が一番の不安です。税金など、年金からの天引きが年々多くなっているのが不安です。など、8項目ありました。

宿毛市政に望むことはどんなことですかとの複数回答では、介護保険料や国保料の引き下げと答えた人が約33%、農林漁業など第一次産業の発展が16%、地元商店街の活性化が11%、次が、道路や施設の整備、震災対策、環境対策、大型店の出店規制などを求める声が続きます。

記入されていた要望内容は、地場産業の育成など、雇用の場、仕事づくりをして、若者が住める宿毛市にしてほしい。

高齢者の交通手段を確保してほしい。特に、過疎地域に住む者は困っている。

西地域への県道、通称、農免道路の冠水対策を急いでほしいなど、24項目の要望がありました。

今の中西宿毛市政をどう思いますかとの設問に対しては、よいと思うと答えた人が7%、よくないと思うが34%、わからないが55%で、批判的な傾向もありますが、半数以上がよしあしの判断がわからないとの回答でした。

意見の書き込みでは、もっと農林漁業に力を入れてほしい。宿毛新港の84マリンターミナ

ルは、多額の財政を使ってつくる必要があったのか、市民はできてから知った。中学卒まで医療費無料化したのはよかった。よく頑張っていると思う。など、73項目の書き込みがありました。

4番目に、今、困っていることや、市行政への要望などへの問いかけには、市民の意見や要望を反映する市政にしてほしい。

仕事が少なく、収入が激減した。住宅リフォームへの補助等をして、仕事をつくってほしい。

国民年金が少なく、生活が苦しい。生活保護を受けている人のほうが、よい生活ができている。どうしたら生活保護を受けられるのか。

病気で収入がなく、国保料滞納のため、資格証明書になった。医療費が高く、病院に行けない、何とかしてほしい。

一般市民の暮らしに役立つ市政をしてほしい。

税金の取り立てが苦しい。払えなくて日々の生活に必死です。など、90項目の要望が書かれていました。

ほかに、民主党中心の新政権への意見と要望が92項目、共産党への意見や要望が93項目ありました。

また、市議会議員定数の削減や、議員報酬の値下げを求める意見もありました。

たくさんの書き込みの中から一部を抜粋して紹介しましたが、このアンケート結果で示された市民のこうした要望やなげきをどう感じるのか、市長の所見をお聞かせください。

2番目に、今回の日本共産党が実施したアンケートは、冒頭に述べたとおり小規模だったので、宿毛市行政として、全世帯対象のアンケート調査を実施して、市民の要望を把握し、市政に反映させる考えはないか、お聞きします。

通告の2番目、国民健康保険についてであります。

今回は、国民健康保険の資格証明書のことに

絞って、お尋ねします。

この資格証明書は、国保税が払えず滞納となった人が、正規の保険証を取り上げられ、そのかわりに発行されるものであります。

資格証明書にされた人は、病院の窓口で支払う医療費が3割負担ではなく10割、つまり全額負担となります。

後日、7割分は返ることになっていますが、多額の医療費を準備しなくてはならないため、病気になっても病院に行くことをちゅうちょし、手おくれで死亡するという事例が、全国各地で発生しています。

昨年1年の間に、正規の国保証がなくて病院に行くのがおくれ、死亡した人が、全国で37人と報道されています。

滞納の多くは、国保料が高過ぎて、生活困窮者には払いたくても払えないことが問題であります。年間所得300万円の人でも、保険料が40万を超える自治体もあります。こうした高額保険料になったのは、1984年に国保への国庫負担が50%であったのを、2007年には25%に引き下げたことに大きな原因があります。

この国庫負担をもとの50%に戻さなければ、今後とも払えない人が増加することが予想されます。

日本共産党は、この資格証明書の発行をやめるよう、国会や地方議会で求めています。今年の3月4日の参議院の予算委員会では、共産党の小池議員の質問に対して、長妻厚生労働大臣は、払えるのに払わないことが証明された人以外には、慎重に対処するようにする、と答弁しています。

国民健康保険証がないことで、生活困難者が死亡するという痛ましい事件が発生しないよう、宿毛市でも取り組む必要があります。

さきの市民アンケートの中にも、資格証明書

のため、医療費が高くて病院に行けないと訴える人もありました。

そこで、市長に次のことをお尋ねします。

1、宿毛市では、現在、何件の資格証明書が発行されているのか。

2、現在、病気になり、入院や通院をしている人は、資格証明書を発行してはならないことになっていますが、このことがきちんと守られていますか。

3、資格証明書の人が病気になった場合には、市役所へ来て相談すれば、国保証の発行を受けることができることを、国保加入者に十分周知されているか、この3点をお尋ねします。

次に、3番目に、生活保護行政についてであります。

高齢化社会の進行とともに、大企業による派遣切りによる失業など、生活困窮者がふえ続けています。宿毛市においても、生活保護の世帯が増加しています。

全国的には、本年の4月で130万世帯になっていますが、厚生労働省の推計では、生活保護基準以下の世帯が229万世帯と発表されています。このことは、基準以下でも、まだ100万世帯が生活保護を申請していないということであり、手続が進めば、生活保護世帯となっていきます。

この宿毛市でも、まだまだこの制度が市民の中に十分知らされていないのか、生活保護基準以下で生活している市民が多くいるようであります。

さきの我が党のアンケートでも、生活保護制度が理解されていないと思われる記述が幾つかありました。

例えば、生活保護の人より年金が少なく、生活が苦しいと訴えられる方があります。この方は、年金受給者は生活保護を申請できないと思っているのではないのでしょうか。

こうした方は、生活保護基準額から、受給している年金額を差し引いた差額分を、生活保護の申請ができます。

また、働いて収入を得ている自分より、生活保護の人がいい暮らしをしていると記入している人もあります。

この方は、働いている人は生活保護を受けられないと思っているのではないのでしょうか。

この場合も、生活保護基準から労働賃金による収入認定額を差し引いた差額について、生活保護の申請をすればいいわけであります。

宿毛市の生活保護行政も、以前よりは生活保護法の理念に近づきつつあると思われまゝ。今後は、生活困窮者を積極的に法で救済するという立場で取り組んでいただきたい。

その一つとして、高知市では、福祉事務所が積極的にこの法制度を市民に知らせています。法制度を知った該当者が、申請に訪れ、人間らしい生活に立ち戻れているようでありまゝ。宿毛市でも、高知市のような広報活動、市民への周知をする取り組みを求めるものでありまゝ。

4番目、住宅リフォーム助成制度についてであります。

さきのアンケートでも紹介しましたように、宿毛市でも零細経営、個人経営の業者の皆さんは、小さな仕事でも探しています。こうした事態に、少しでもこたえようと、今、各市の行政が、住宅リフォーム助成制度を立ち上げて、仕事をふやし、地元業者に喜ばれています。宿毛市でもそうした取り組みができないか、お尋ねします。

5番目に、福祉タクシーについて。

きのうの質問でも、買い物難民の話がありましたが、今、車の運転ができなくなった高齢者や障害者の皆さんは、通院や買い物に大きな困難に遭遇しています。こうした人々のために、各地の自治体は、バスやタクシーの利用しやす

いシステムを導入しています。

先般の報道によると、土佐清水市では、バスの停留所まで乗るためのタクシー利用に新たな助成措置を設けました。

また、高齢で免許証を返納する方にも、商品券をサービスすることにしたと報道されていまゝ。

高齢者の命と暮らし、さらには地元の輸送業界や、商店街にも恩恵が及ぶ、そうした事業には、市民に喜ばれているようでありまゝ。

そこで市長にお尋ねします。

1番目に、宿毛市でも、高齢者や障害者などを対象にして、福祉タクシーの制度を検討してはどうでしょうか。

高齢者等には喜ばれ、また地元の運送業者や商店街にも歓迎されると思いまゝ。

2番目に、高齢化が進む中で、高齢者による事故もふえています。こうした中で、高齢者自身が免許証の返納を思案しながらも、日常生活が不便になるため、ちゅうちょしているようであります。

高齢者による交通事故の防止の観点からも、行政としても、免許証返納をそつと後押しできる、土佐清水のような免許証返納者への支援の取り組みをしてはどうか、市長の考えをお聞きします。

次に、教育行政について、教育長にお尋ねします。

まず、就学援助制度についてであります。

就学援助制度は、義務教育を受ける子供の教育費用を、国や自治体が支援する制度であります。収入が少なく、子供の教育費用に困る家庭からの申請に基づき、申請して支払うことになっていますが、このことについて、次の2点をお聞きします。

1、文部科学省は、就学援助費の対象品目の中に、新たにクラブ活動費、学級会費、生徒会

費、PTA会費を追加しました。

そして、文部科学省は、準要保護児童生徒の就学援助費についても、拡大した対象品目が一般財源化されているとしています。

こうしたことから、宿毛市においても、対象品目を就学援助に組み込むよう、求めます。

2番目に、また、就学援助における準要保護認定の収入基準を、宿毛市は生活保護基準としていますが、これを生活保護基準の130%に改善するよう、求めるものであります。

高知市は、既に生活保護基準の130%以下の収入であれば、準要保護に認定しています。このため、高知市の小・中学校の児童や生徒のうち、33.3%が就学援助制度を利用できています。宿毛市も、ぜひとも高知市なみにする方向で御検討をいただきたい。

以上で、私の一般質問の1回目を終わります。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、浅木議員の一般質問にお答えをいたします。

共産党さんから、市民アンケートを実施した結果を、るる話していただきました。

それはそれで、一定、市民の方からの声だということで、謙虚に受けとめたいとは思っております。

また、昨日も、松浦議員が鶴来島の窮状につきまして、それぞれの、また提案もいただいております。

そういった形で、市民の皆様の代表としての議員の皆さんが、ここでいろいろなお話をいただいております。

これを、例えば全部取り入れてやるとなると、宿毛市、今、全部できるような財政状況ではございません。しかしながら、できることから、できるだけやっていきたい、このような気持ちではおります。

市議会を始めまして、年1回、区長さんから、

区長さんが集まっていただいて、ほとんどの。市政懇談会もやっておりますし、各区の区長さん方から、役員の方々から、時機に応じて、それぞれ市への要望事項、そういったものも、毎年、いただいているわけでございます。

できるものから、順次、取り組んでいるというふうな状況でございます。

また、市役所の玄関に市民の意見を聞く意見箱、こういう市民の窓を設置もしております。

それから、宿毛市のホームページでも、市役所への御意見等をいただける仕組みもしております。

時々メールで批判もあり、またおほめの言葉もあり、それぞれ、さまざまな御意見ももらっているところでございます。

アンケートの結果、いろいろな御意見というのがあるということはよくわかったし、ふだんから聞いていることもたくさん、今、耳の中にもいたしました。

それぞれ、一つずつ皆さんの意見ですから、要望については、できるだけことはしていきたい。景気の悪い中で、行政頼りというものも非常にありましよう。それもあるんですけど、行政として、できないこともございますし、できることはできるだけのことをしてやっていこう。また、法律の範囲内であるとか、そういったもので、行政としては動かなきゃいけない、そういうことの制約もあるということも、市民の皆様にも知っていただきたいと、こういうふうに思います。

それから、要望把握のためのアンケート調査を実施したらどうかというふうな御提案もあつたと思いますけど、市民のニーズを知る上では、有効とは思いますが、先ほど申し上げましたような形で声をいただいている。また、いただく機会も、ちゃんをつくっているつもりでございます。

また、先ほど、午前中には、中川議員からも、パブリックコメントの制度化についてのお話も承って、この検討もして、制度としてやっていくというふうな検討も、私はしたいというふうに思っております。

アンケート調査というのは、やっぱりアンケート、実施者が何か具体的な目的をもってアンケートを調査、実施しないと、非常に抽象的なものになるんじゃないかというふうになります。

そんなことで、回答されるほうも非常に難しいんじゃないかなというふうなことを思います。

したがいまして、これから市民へのアンケート調査は、定期的ではなくて、これまでどおり、何か事業を計画するとか、実施する場合とか、必要に応じた形でやっていきたい、そのように考えておるところでございます。

それから、国民健康保険でございますが、3点ほどありますけど、何件の資格証明書をやっているかというのは、最初の通告にも、全然こんなはありませんで、調べておりません。これから少し、件数が要るんでありましたら、やはり通告をしていただければ、事前に調べておきますから、そういう形でさせていただきます。

今、御質問が、当初あったときに、ちょっと調べるように指示をしましたんで、後で答えさせていただきます。

それから、2点目、3点目もございました。

資格証明書のことでございます。当市におきます資格証明書、これ無理くりなことはしてないつもりでございますけど、交付につきましては、宿毛市国民健康保険税滞納世帯に係るこの事務処理要領、それから同要領に、要綱と要領に基づきまして、被保険者間の公平性を保ちつつ、適切に運用しているというふうに考えております。

この交付基準ですが、被保険者を取り巻くさまざまな環境の変化に適応すべく、きめ細かい

対応ができるように、毎年度、見直しして、対応をしています。

緊急で病院にかかることとなった場合につきましては、交付基準に則して、短期証を交付しておりますので、市民の方が不利益をこうむるような話については、一切、聞いていない状況でございます。

このようなケースの取り扱いに係る周知方法でございますけど、これは、年度当初に資格証明書を送付する際に、その説明文書を同封して周知をしておりますし、また、収税係が被保険者と折衝する際にも、緊急避難的な措置として、御案内もしているところでございます。

資格証明書だから病院にかかれない。重体化して手おくれになったということは、当市ではないということでございます。

こういったことがあると、裁判ぎたになるんじゃないかなと、そんなようなことも思います。決して資格証明書だけで、緊急に行くときは行きなさいというふうにはやっておりませんで、交付基準に則して、こういった場合には、短期証を交付しておりますので、どうか市役所にもお問い合わせを願いたいと思います。

それから、生活保護行政でございますが、これ、市民には周知をしているつもりです。まず、宿毛市のホームページ上に、制度の概要については掲載をさせております。

それで、この中で、生活保護の対象となる方とか、制度の仕組み、生活扶助とか、医療扶助など、得られる保護の種類についても、詳しく掲載しております。

また、相談窓口とか、担当地区の民生委員さんの連絡先も、同時に掲載をさせていただいております。

また、当市では、生活保護の手引きというのがございまして、これが、「御存じですか。生活保護」ということで、このような冊子にし

ております。きちんとわかる形でのものにしておりまして、生活相談等で来庁された際に、希望される方にはお渡しをしているということで、もちろん窓口でも説明はしておりますが、こういった現状での周知方法をしておるところでございます。

この機会でございますから、市民の皆さんには、最後のセーフティーネットとしての生活保護制度がありますということで、ぜひ困ったときには、市役所の窓口に来ていただきたいということを、この際、申し上げたいというふうに思います。

こういった生活保護制度も、十分に御理解もしていただいて、使ってもいただきたいというふうに思っております。

それから、次に、住宅のリフォーム助成制度でございますが、宿毛市独自で助成制度をというふうには、ちょっと難しいかなというのが結論でございますが、現在、宿毛市で行っております住宅の改修工事についての助成制度を、ここで少し御紹介をさせていただきますと、一つ目としては、平成17年度から国、県の支援を受けまして、木造住宅の耐震改修を行った場合に、上限で60万円を出すということになります。

それから、2つ目でございますが、宿毛市地域生活支援事業の障害者及び障害児が、自立した日常生活、または社会生活を営むための改修を行った場合に、上限で20万円。

3つ目としまして、平成12年度から居宅介護住宅改修事業、介護予防住宅改修事業の介護保険の認定を受けている方の住宅で、改修が必要であると認められた工事が、上限で20万円。

そのほか、平成10年度から、下水道処理区域において、くみ取り便所から水洗便所へ改造される場合についての助成制度も設けております。

この実績を申し上げますと、一つ目の耐震の改修が、平成17年度から平成21年度までで1件だけでございます。

2つ目の、宿毛市地域生活支援事業で、平成18年度から21年度までに6件がございました。

それから、3つ目の介護関係事業で、平成12年度から平成21年度までで、これは821件ございました。

それから、下水道事業では、平成16年度から平成21年度まで63件という申請がございました。

住宅産業は、すそ野の広い産業でございますので、住宅のリフォームを行えば、広く経済効果が及ぶとは考えられますが、こういった、宿毛市では助成制度を設けていますので、現在のところ、リフォームのみにつきましては、個人で行っていただきたいと考えているところがございます。

それから、次に、福祉タクシーの制度を検討せよというふうなことでございます。

それから、高齢者事故が多発しないように、免許を返納した、その後押しをしたらどうかというお問い合わせでございます。

新聞報道で、土佐清水が取り組んでおります公共交通空白地に対する支援というものもございます。

現在、高知県と、公共交通、非常に大切だとは思っております。そんなことで、高知県と幡多の6市町村で、平成21年度に組織されました高知西南地域公共交通協議会におきまして、広域的な視野に立った公共交通のあり方について、協議がなされておきまして、あわせて実証実験にも取り組んでいるところでございます。

御存じの方もいるかもしれませんが、土佐くろしお鉄道、平田駅から幡多けんみん病院までのシャトルバスの運行でありますとか、それか

ら、見やすい時刻表の作成、それから、各公共交通機関との連携、時間的な連携も取り組みましょうと。

21年10月の広報でも、紹介をしておるところでございますが、65歳以上の運転免許返納者を対象としまして、現在、高知西南交通が、区間を問わず、乗り放題の免許返納サポート定期券を発売しまして、さらに土佐くろしお鉄道と高知西南交通共通の運賃が半額となる、いきいきサポートカードを発行しまして、利便性の向上に努めているところでございます。

宿毛市では、単独ではございますけど、橋上地区においても、スクールバスの混乗によります利便性の向上にも取り組んでいるところでございます。

引き続き、住民の足となる公共交通の利便性の向上にも努めていかなきゃいけないというふうに思っております。

また、公共交通も大切ですけど、公共交通を経営するほうのところも大切でございまして、ことしの3月から、高知県の公共交通の経営関係の問題にも、県がいろんな学識経験者を集めて、それから地方自治体、利用者、そういった方々の懇談会を開いてございまして、経営についても、一定、検討していかなきゃいけない、そういうふうな取り組みもしております。

特に、我々、公共交通の課題というのは、非常に強いもの。やはり、高齢者が地域において多くなった場合、そういったところについては、運転していくというのが、非常に交通事故の可能性があるということでございますから、こういうところには、やっぱり公共交通に頼らざるを得ない。そういったところに、どうやって対応していくか、そういったことを、やっぱりこれからきちんと、課題として取り組んでいかなきゃいけないというふうに思っております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、浅木議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、就学援助制度につきましてのお尋ねでありますけれども、1点目の要保護児童生徒に対する通学援助費の対象費目が、平成22年より追加されたことに伴いまして、準要保護の児童生徒に対しても、支給対象にすべきではないかとの御質問であります。

準要保護児童生徒に対する就学援助費の補助につきましては、それぞれの市町村におきまして、認定基準を定めており、児童生徒が学校生活を送る上で、必要な経費、例えば給食費であるとか、学用品費であるとか、修学旅行等の一部を補助するものであります。

御指摘のように、要保護世帯の児童生徒に係る就学援助費につきましては、文部科学省より、県を通じまして依頼を受けました平成22年度の要保護児童生徒援助費補助金に係る事業計画書等の提出書の中におきまして、平成22年度より、新たにクラブ活動費、それから生徒会費、PTA会費が対象費目として追加をされております。

準要保護の対象費目につきましては、基本的には、要保護児童生徒に対して支給される費目に準じてはおりますけれども、平成22年度の宿毛市の就学援助に関する要綱におきまして、追加された費目につきましては、対象とはいたしておりません。今後、他市の状況、それから財政当局とも協議をする中で、検討をしてみたいと考えております。

次に、準要保護世帯の認定基準についてのお尋ねでありますけれども、準要保護世帯につきましては、要保護世帯に比べまして、税や、それから社会保険等を負担していることによって、厳しい生活を強いられている状況があるので、認定基準を生活保護基準額の1.3倍以上にす

べきではないかとのことでありますけれども、準要保護世帯の認定基準につきましては、平成21年の12月議会における同一趣旨の御質問に対して、答弁をいたしましたとおり、本市の厳しい財政状況から、今現在におきましては、基準についての見直しの取り組みの予定はしておらないところでございます。

以上です。

○議長（寺田公一君） 5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 5番、再質問をいたします。

市民の要望にこたえる行政について、市長のほうから、いろんな形での市民の要望は把握しているというお話でありましたが、その中で、私はこういうアンケートをしてみたらどうでしょうかということでこだわったのは、高齢者の人を含めて、市長が話されましたホームページ、これも、今も有効に活用されている人も多いと思いますが、こういうものが使えない人も、非常に多いので、そういう人に対しては、なかなか意見が反映できないと思うので、アンケート方式なら、だれでも書けると。

特に、この間、私たちがやりました分も、比較的、高齢者の方が時間のゆとりがあるのか、じっくり書いてくれているという傾向があったわけですね。

そういった面から見ても、アンケートに、実際に書いてもらったほうが、集約しやすいという面があると思いますので、これも一つの方法として、なお今後、検討していただきたいと思えます。

それから、先ほどの市長の中で、私が市民アンケートを実施したらどうかと提起したんですが、これについては、市長自身の、今、市政を執行していきよるわけですから、そのチェックというのか、点検にもなると思うんですね。

今やりよることは、本当に市民のためになっ

ているのかどうか、その反応が返ってくるという面があると思います。

そういう面からも、ぜひやってみたらと思っています。

私も今度、こういうことをやってみて、政治的に無関心だとか、いろいろ言う人もおりますけど、結構、この内容を見ると、政治に対する関心は高いんだなと思う内容があるわけです。

それと、もう一つ、きのうも議論された84マリンターミナル、それから咸陽島公園問題を初め、芋焼酎の補助金等、市の実行する財政支出について、市民からいろいろと批判の声が聞こえてくるわけです。

今、宿毛市が実行している政策が、市民の要望をくみ上げた内容であるかどうか、市政遂行の手法を、いま一度検討してみるべきじゃないか。市長はこれでいいんだと思ってやっていると思いますけれども、市民の目から見るとどうなんかと。そういう面で、市長は6月号の市長雑感の中で、市長がこうだ、市長がこう言ったと事実無根のこと、これは、事実無根という言葉は使ってないんですが、私がこういう表現をただけで。吹聴する市民がいると書いていました。

この記事を見た一市民から、市長への個人的批判の弁解を、市の広報誌で反論するのはいかなものかという意見が、私のところへ来ました。

これについて、市長が、ありもせんことを言いきがすというのは、これは市長でなくても、ほかの人でも人権侵害になると思うわけですね。だから、これは、私はありもせんことを言いきがすということは、これはいかんと思いますが、その内容については、私もわかってないので、あったことなのかなかったことなのかはわかってないので、何とも言えんわけですが。しかし、これの反論を広報誌でするのは、どうだろうか

と思いますね。

それともう一つ、この文章の後半で、市長は、一層、市民目線で仕事をしていかなければならないと、こう結んでいるわけですが、市長の言う市民目線とはどのようなものか。どういうふうにして確認していくのか、そこの部分をね。

市民目線という言葉は、いろいろ使われますけれども、これについては、非常に難しいものがあると思います。

自分は市民目線でやっていると思うとって、実際にはそうになってないということもあろうかと思しますので、この市民目線という考え方について、お聞きしたいわけです。

それから、国保証の問題については、市長、今お話ありましたように、無理な交付はしてないと。毎年見直しをしているということでございますが、こういうことからして、私が心配しました、病人に対しては、現に病人に対しては発行していないというふうに、この場で確認してよろしいわけですね。

それとともに、今、市長が呼びかけていただきましたが、資格証明書にされちゃうけど、実際、病気になったときは、役所の、市役所の窓口へ来れば、短期証なり発行すると。だから、病気になって、もう金が10割要るけに、いかんずつ我慢して悪化するということがないようにということでは、取り組んでいるということですので、なお、先ほどの封筒と一緒に送っているというような話でしたが、それとともに、できるだけわかるように。

資格証を届けるとき、そのことを知らせているというふうに聞いたと思うんですがね、その内容を。なお徹底していただきたいと思います。

それから、生活保護については、市長からも、困ったときには生活保護にということだったですが、実際に、もっとわかりやすい方法ですね、これについても、一つ工夫をしていただきたい

と思います。

例えば、先ほどの1回目の質問のときにも出しましたが、他の収入があったとしても、生活保護を受けている人と同じぐらいに、生活困難者は生活保護の申請ができるということで、例えば、宿毛市において、41歳、59歳の夫婦で、小学生1人、中学生1人の4人家族が、例えば家賃2万5,000円のアパートで生活する場合、1カ月の基準額は19万9,000円になるわけであります。

もし、月10万の賃金を得たとすると、所得認定額を差し引いた生活保護費は約12万2,000円ぐらいになると思います。

また、60歳から70歳の夫婦が2万5,000円のアパートで生活する場合の生活保護基準額は、月額約11万8,000円となりますが、年金収入が、例えば6万円あれば、それを差し引いた5万6,000円が生活保護の対象になると。

それから、70歳を超えたひとり暮らしの方の基準額は、約5万9,000円に家賃を加えたものから、年金額を差し引いた額が生活保護になると。

こういうふうに、具体的に、皆さんに知らせてあげたら、自分が、果たして生活保護をもらえるのかももらえないのか、こういうことがわかると思うんです。そういうことも含めて、ひとつ情報提供をしていただきたいと思います。

それから、住宅リフォームにつきましては、障害者、それから介護を受ける人等についての、市長からの、現在実行していることについての御説明をいただきました。

これはこれで、非常にいいことですので、今後、必要な人は利用していくということになるかと思えます。

それと、あわせて、住宅リフォームについての仕事を確保するという面では、私が提起

した分については、これは秋田県なんかがやっているのを一例取り上げてみましたが、この助成制度は、1件の工事費が50万円以上で、対象工事の10%以内、限度額20万円を助成するというものであります。

来年の3月までということ、7,000戸を準備しているということです。

全国商工会連合会の調査では、2010年3月31日現在で30都道府県、154の自治体で実施されているということでもあります。

市単独で難しいということであれば、こういう制度を、県でも実行してくれんかと。県で実行したのを、制度を利用して、市でも仕事をふっていくということも含めて、県へも働きかけ、こういう仕事がふえるように取り組んでいただきたいと思います。

それから、福祉タクシーについての話ですが、これは、高齢者の皆さんから、ちょっと子ども手当ができ、そしてまた子供への医療制度も充実してきたと、無料にするということ。

けど、高齢者に対して、支援がないねというお話をよく聞くわけでございます。そういった面で、土佐清水市がやっているような、こういう制度、ぜひやっていただきたいという意見もあるわけです。

そしてまた、先ほど、市長がお話ありました橋上方面はスクールバスを利用してもらっているということですが、これはこれでいいわけですが、この地域の方も、子供が休みのときには、学校が休みのときには、スクールバスは運行できないので、そういうときには出ていけないということで、こういった面での交通不便などの方々は、非常に困っているということですので、市長は、総合的対策を考えるということですが、実際に、清水ではそういうふうな、福祉タクシーと名前がつくかどうかは別として、こういう制度をやりますので、市としても、

何とかならんか、再度考えていただきたいと思います。

それから、教育長のほうから、就学援助について説明がありましたが、要保護については、この新しい基準でやっているという答弁でございましたね。

予算に入って。例えば、クラブ活動、例えば中学生やったら、年間2万6,500円ですか。生徒会費4,940円、PTA会費3,960円というように、なお、小学校はこれよりも額が少なくなります、そういうものがなされていると。

この中で、文部科学省のほうでは、準要保護についてもこの要保護と同じように、実施するための予算措置をしているということですので、一括交付金の中で、それも織り込んだものをしていくということですので、予算を組んで、準要保護の人に対しても、不公平にならないように、ひとつこういうものが、要保護の人と同じような状況で支払える、こういうふうにしていただきたい。これを今後、検討していただきたいと思います。

なお、130%の問題ですね。これについては、先ほど紹介しましたように、高知市では既にやっているわけですね。だから、これ、適用している人が33.3%と、比較的高いと。宿毛の場合は、これほど高くないと思いますが、現在、何ぼになっているか、数的なものを教えていただきたいと思います。

なお、この130%という数字は、いろんなものに、生活保護の場合は、病院の医療費も負担することない。それから、国保料等も負担することないと、こういった面から、生活保護基準並みやったら、よっぽど生活保護基準より悪い人でないと、生活状態の悪い人でないと適用されないと。

生活保護の人よりは、それよりかなり低い人

でない、適用されないという問題があるわけ  
です。

そういう生活保護世帯には、負担すること、  
せんでいいものを負担しているわけですので、  
生活保護世帯になってないところは。

そういう面から、130%という線が出てい  
るわけです。

この130%というのは、例えば、国保の窓口  
負担の適用する場合でも、130%を適用して  
いる自治体があるし、それから、去年、開設さ  
れました無料低額診療所ですね。高知県で初め  
てできたという、高知でできたという、国保で  
お金が払えん人は減免してもらおう。場合によ  
ったら、全額、自己負担分を免除してもらおうと。

こういう人の対象にするのも、審査するとき  
に、130%が一つの基準になってます。130  
%以下の人は、全額免除すると。130から  
150%の間の方は、医療費の窓口負担を半額  
もらおうと、こういうふうにしてやっているわけ  
です。

そういった面から、この130%という数字  
は、生活保護を受けている人と、それと生活保  
護を受けてない人とのバランスの関係でできて  
いるので、今後、他の市町村ですね。これも調  
べて、もう宿毛は100%で、これからずっと  
変わらんよということではなしに、ほかの自  
治体でやっているわけですので、そこらを参考  
にしながら、宿毛市民にもそういう恩恵はこう  
むるように、ひとつ取り組んでいただきたい、  
このように求めて、再質問を終わります。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、浅木議員の再質  
問にお答えをいたします。

まず、最初に、アンケート方式として、いろ  
んな意見を聞けということでございます。

それも、先ほど申し上げましたように、やは  
り議会の中での御意見、議員の皆さんの意見を

十分聞いているつもりでございますし、また、  
いろんな方の意見、市政と言いますか、土曜、  
日曜、いろんな行事がございます。そんなと  
ころへ行って、いろんな市民の方の意見も聞いて  
おまして、そんな話の中で、私はものを言っ  
てますから、私自身が、ひとりよがりではな  
いということ、ほとんどないわけです。

一つの事業をするにしても、やはり皆さん  
の中にお諮りして、それで説明をさせていただ  
いて、いろんな事業をやっているというところ  
でございますから、私自身が市民目線がどうい  
うものかとなると、やっぱり市民の皆さんと話し  
た結果の目線で話しております。

いろんな方と話します。だから、その思いを  
雑感に書いているわけですから、どれがだめで、  
どれがいいというのは、さっぱり私にも判断が  
つきませんので。

私の思いは、あの雑感に書いているわけでご  
ざいますから、ああいう形で市民と話したこと、  
そして自分の思いというもの、あんなところ  
で、雑感の中で少し話させていただいていると  
いうことでございますから、ある程度、公平に  
しなきゃいけない、平等な態度でしなきゃい  
けないというふうな思いは持って、やっているつ  
もりでございます。

それから、広報につきまして、同じ説明にな  
ります。さっきの問いで、再質問でございます  
と。

これは、もう一度申し上げます。緊急で病院  
にかかることとなった場合につきましては、交  
付基準に即しまして、短期証を交付してありま  
すので、市民の方が不利益をこうむったよう  
な話については、聞いていないわけございま  
すから、これは緊急で病院にかかることにな  
った場合には、短期証を交付しておりますから、  
ぜひ利用してください、ということ。

それから、年度当初に資格証明書を送付する

際には、その説明文書を、資格証明書の中に同封をして、周知をしております、ということでございますから、これでもよろしゅうございましょうか。

それから、もう一つは、収税係が被保険者と折衝する際にも、緊急避難的な措置としての御案内もしているわけでございます。そういうことを、ぜひ活用していただきたいと思えます。

それから、先ほど、一番最初に質問ありました資格証明書交付件数でございました。

調べましたら、22年6月現在、直近の数字でございますが、539名の方に、資格証明書を交付しております。

それから、生活保護の関係は、もっとわかりやすくせよ。もらえるものかどうかということも含めてだろうと思えますが、ぜひ、窓口で対応して、これプライバシーの問題等もございませうから、ぜひ、生活保護を受けたいとか、私は生活保護の基準に当てはまる、なのかとか、そういったものがございましたら、ぜひ、市役所のほうへ問い合わせていただきたいし、電話でも構いませんから、こういったこととかいうふうに聞いていただければ、ありがたいというふうに思います。

それから、住宅リフォームの関係、建築関係の大工さんの仕事、経済的効果ということもございませう。

これは、仕事を確保するためということもございませうが、私どもが今、取り組みましたのは、例えば、この間の小学校、小筑紫小学校は完成したわけでございますけど、こういった、ごらんになった方はわかると思えますが、机といすは全部、木づくりでございます。これは、メーカーの机、いすを買うのはたやすいことでございます。今、スチールのものでございませうけど、こういったものを地元の大工さん方にやっていただきたいということで、こういうようなもの

を発注をしたりしております。

これから小学校、中学校改築とかいうふうなことがありますけれども、できるだけ、やっぱり地元の木を使ったり、大工さんの仕事とか、そういった分散ができるようなことを、今、考えてやって、実行しているわけでございます。

できるだけことは、平均的に見た形でやらなきゃいけないわけでございますけど、大工さんの仕事、それから建築業界、土木業界、それぞれ含めて、今、非常に苦しいときでございますけど、できるだけ地元の皆さんに、仕事、公共的な仕事をやっていただく、そういったものに気をつけて、発注をしているわけでございます。

それから、福祉タクシー制度の件でございますけれども、これ、土佐清水がどういった形でやっているのか、ちょっと私も不勉強なのかもしれないませんが、これがわからないところがあります。

財政的なものがあるのか、どういった形で運行できているのか、そこら辺は、ちょっと聞いてみたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、浅木議員の再質問にお答えをいたします。

市長の答弁にもあったように、重複するところもございませうので、御容赦をお願いしたいと思います。

まず、要保護につきましては、福祉のほうで、今、対応をしているところでございませう。今現在、やっております。

それから、準要保護について、クラブ活動費、生徒会費、PTAの会費が対象費目に追加をされた、そのことについては、やらなければならないというのではなくて、これは交付税の中に含まれているということでございませうので、市

のほうで、いろいろなことを検討しながら、基準を決めていくと、そういうことでございます。

それで、先ほど申しましたように、他市の状況であるとか、財政当局とも協議をする中で、検討をしてみたいと、こんなふうにお答えをさせていただきます。

それから、1.3倍、認定基準を生活保護基準額の1.3倍に、その1.3倍というものが、基準はどういうものか、僕もよくわからないではありませんけれども、準要保護、それから要保護につきましては、特に準要保護につきましては、所得でそれを決めておりますので、単純に言いますと、簡単に言いますと。

例えば、外車に乗って、買い物等も賭け事もしたりだとか、そういう潤沢な、割とお金を十分使えるようなことも、余り調べてないということもあります。

それから、要保護であれば、もう資産などもしっかり調べて、そういうことも出してやりますので、厳しく認定らもされるわけですが、準要保護につきましては、なかなか基準が、割とあいまいな、ざっと決めていることではありませんけれども、そういう要保護と準要保護には、そういうところがありますので、1.3倍がどうなのかということについては、ちょっと、私のほうも即答はできませんけれども。

今現在、教育委員会で決めた基準では、1倍でやっている、そういうことでございます。

今後につきましては、今は見直しは予定はされておられませんけれども、いろいろ、よその、他市との情報を共有する中で、考えなければならぬことも出るかと思っております。

それから、細かい、今、準要保護、要保護についての細かい数字につきましては、担当の課長のほうにお答えをさせます。

以上です。

○議長（寺田公一君） 教育次長兼学校教育課

長。

○教育次長兼学校教育課長（出口君男君） 教育次長兼学校教育課長、5番議員の一般質問にお答えを申し上げます。

宿毛市の小・中学校における要保護、準要保護児童生徒数について、率についての御質問でございます。

本年6月1日現在で、要保護児童生徒数は、小学校が1名、中学校が1名の合計2名でございます。

それから、準要保護児童生徒数につきましては、小学校が175名、中学校で135名の合計310名となっております。

要保護、準要保護児童生徒の全児童数に占める割合は、17.2%となっております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 5番、再質問をします。

市長、先ほど、資格証明書の、どういう人に対して発行するかについて、基準を決めているということですが、私が先ほど、1回目の質問で提示しましたように、厚生労働大臣が、この資格証明書にするかしないかの一つの基準について、国会で答弁しているわけです。

それは、払えるのに払わないことが証明された人以外には、慎重に実施するという、払える能力があるのに、意図的に払わないということがはっきりしてると。ざまな財産があるのに払わないということとかを含めて、こういう証明がちゃんとできるものについては、資格証明書を出すけれど、そうでないものについては、資格証明書は控えるというようなことになっているわけですね。

そういった面から見ると、先ほど、宿毛市の状況について、500名を超すような資格証明書保持者がおるといふに聞いたわけですが、それほど、払えるのに払わない人が、宿毛市に

はおるんだろうかという疑問がわくわけですね。

そういう面で、さらにこの宿毛市の資格証明書を発行する基準というものを、この国会答弁に基づいて、再度、点検していただきたい、こういうことを求めるものです。

これに対して、市長の考え方をお聞きます。

○議長（寺田公一君） 5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 5番の浅木ですが、先ほど、質問した内容はわかりにくかったということでございますので、再度、質問します。

3月4日の参議院の予算委員会で、長妻厚生大臣は、「払えるのに払わないことが証明された人以外には、慎重に対処する」という答弁をしたと。

こういうことは、払えるのに払わない人だけ、資格証明書を発行すると。そうでない人については、資格証明書を発行しないというふうにもなるわけですね。

そういう答弁が出ているので、今後、この答弁をもとにして、宿毛市としても、資格証明書の発行基準というものを、見直しをしていただきたい、ということを求めるわけであります。

わかりましたでしょうか。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長。

資格証明書の話で、国会答弁が出たわけですが、国会答弁を、私、実は読んでおりませんでした、失礼ながら。

この資格証明書の発行について、これ、一番最初の答えで申し上げましたように、事務処理要綱及び同要領をつくって、宿毛市としては対応しているわけでございまして、保険者は宿毛市でございます。宿毛市が決めなきゃいけないことでございまして、大臣がそういう発言をされたということは、今、聞きましたけど、これによって、厚生省がどういう通達を出すか。そういう通達は、どういうふうな形で来るのか。

一応、厚生省の指導のもとには、一応、我々、つくっておりますから、まだこういう通達が来ておりません。

だから、ある一定、全国一律の形のものを、幾ら市が保険者である、市が決める話だといったとしても、全国一律に、ある程度、やっているというふうに、私は理解しておりますから、これから厚生省がどういう指導通達を出すか、それに基づいた形の対応をしてまいりたい、このように思います。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 私の質問に対して、市長から、まだ厚生労働省から通達がきてないということですので、その通達が来次第、再度、検討してもらえるものと思ひ、この分は保留にしておきます。

それから、教育長のほうへお尋ねしますが、先ほど、就学援助について、宿毛の場合、全体で17.2%ということですが、高知市と大きな差があるわけですね。倍、半分。高知は33.3%ということですのでね。

そこらあたりが、今言うた130%問題と絡んでくるんじゃないかと思うわけですね。

高知市のほうは、緩やかにいうか、もうちょっと、生活保護基準の130%、生活保護基準の額よりも、ちょっと高い人を準要保護にしているということがあって、こうなっているんだと。

高知市に住む人と、宿毛に住む人と、適用されるのは、これほど違うということは、いよいよ宿毛に住む人は残念な結果になると思うわけですね。

そういった面から、やはり高知市なり、またほかでもやっていると思ひますが、そういうふうに検討していただきたいということをお尋ねいたします。

それから、さっきの、もう一つの分の、新しい品目の分ですね。これは、要保護については、もうやりゆう、準要保護については、自治体の判断だということです。確かに自治体の判断ということにはなっていますが、これも厚生労働省のほうで聞いたところ、拡大した対象品目を含めて、一般財源の中に入れておくと、そういう通達がきてないでしょうか。連絡がきてないでしょうか。それを確認したいと思います。

なお、そういうふうに、一般財源の中に、この新しい3つの項目、これが含まれているということですので、これを準要保護にも適応する方向で、今後検討していただきたいんですが、そここのところについて、答弁を求めます。

**○議長（寺田公一君）** 教育次長兼学校教育課長。

**○教育次長兼学校教育課長（出口君男君）** 教育次長兼学校教育課長、5番議員の再質問にお答えを申し上げます。

準要保護の率の関係で、高知市に比べて非常に低くなっていると。それが、いわゆる認定基準の1.0倍が1.3になってないからではないかというような御質問でございます。

実は、参考までに、お隣の四万十市は、高知市と同じように1.3倍にはなっております、確かに。ですけれども、就学援助の率については、全体で16.53%、これは21年度実績でございますけれども、そういう状況でございます。

ですから、単純に、その率だけをもって、その認定基準がどうかということではないと思います。

それから、全国的な調査について、文部科学省のほうで行っております。それについて、約1,000ぐらいの自治体の中で、200市町村、200の市町村については、以上の市町村については、1.1倍以下というような状況に

なっておりますので、我々として、市町村の、これは判断に基づいてやることでございます。

それと、もう1点、いわゆる対象品目について、交付税にカウントされているという、文部科学省はそうございましょうけれども、議員御承知のように、地方交付税というものは、算定基準、そういうさまざまな項目を積み上げて、交付税というのは決められておりますので、したがって、文部科学省がそれを交付税の中に入れておられるからというって、必ずそれを準要保護に充てなければならないということではございませんので、我々としては、今の段階では、宿毛市の状況を勘案したときに、1.0が、なかなかふやすことができないのではないかという考えのもとに答弁をさせていただいておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

**○議長（寺田公一君）** 5番浅木 敏君。

**○5番（浅木 敏君）** いろいろ議論してきましたが、この準要保護の問題について、宿毛市では、残念ながら前向きの答弁が出てこんど。他の市町村と比べて、宿毛市の市民は低い状態に、いつまでも置かれるのかなと心配するわけです。

こういうことが、いろいろ市政とか、教育に対する不安、不信になってくるんじゃないかと思うわけです。

今回、私に取り上げたのも、こういう生活にかかわる問題がほとんどですが、皆さんの生活が困窮してくるほど、こういうふうな問題、相談事がふえてくるわけです。

こういった面から、ぜひとも宿毛市としても、一皮脱皮して、他の市町村並に、宿毛市民の生活が安定してくるよう、やりやすくなるように、今後やっていただきたいということをお願いいたしまして、私の質問は終わります。

**○議長（寺田公一君）** これにて、一般質問を

終結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2時21分 散会

平成22年  
第2回宿毛市議会定例会会議録第4号

1 議事日程

第8日（平成22年6月23日 水曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第25号まで

----- . . . ----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第25号まで

----- . . . ----- . . . -----

3 出席議員（15名）

1番 今城誠司君	2番 岡崎利久君
3番 野々下昌文君	4番 松浦英夫君
5番 浅木敏君	6番 中平富宏君
7番 有田都子君	8番 浦尻和伸君
9番 寺田公一君	10番 宮本有二君
11番 濱田陸紀君	12番 西郷典生君
14番 中川貢君	15番 西村六男君
16番 岡崎求君	

----- . . . ----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . ----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長	岩本昌彦君
次長兼調査係長	朝比奈淳司君
議事係長	岩村研治君

----- . . . ----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長	中西清二君
副市長	岡本公文君
企画課長	岡崎匡介君
総務課長	弘瀬徳宏君
市民課長	滝本節君
税務課長	山下哲郎君

會計管理者兼 會計課長	小島秀夫君
保健介護課長	三本義男君
環境課長	岩本克記君
人権推進課長	乾均君
産業振興課長	頼田達彦君
商工観光課長	津野元三君
建設課長	安澤伸一君
福祉事務所長	沢田清隆君
水道課長	豊島裕一君
教育委員長	松田典夫君
教育長	岡松泰君
教育次長兼 学校教育課長	出口君男君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	金増信幸君
学校給食 センター所長	岡村好知君
千寿園長	村中純君
農業委員会 事務局長	小野正二君
選挙管理委員 会事務局長	島内千尋君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時36分 開議

○議長（寺田公一君） これより本日の会議を開きます。

この際、議長から報告いたします。

本日まで、陳情1件を受理いたしました。よって、お手元に配付してあります陳情文書表のとおり、所管の委員会に付託をいたします。

日程第1「議案第1号から議案第25号まで」の25議案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

1番今城誠司君。

○1番（今城誠司君） 1番、質疑を行います。

初めに、議案第8号別冊、平成22年度宿毛市一般会計補正予算についてであります。

8ページ、第14款県支出金、第3項委託金、6目教育費委託金、1節教育総務費委託金の、問題を抱える子ども等の自立支援事業委託金の140万円の減額についてであります。

この県の委託金の減額に対応して、宿毛市教育委員会として、この問題を抱える子供たちの自立について、どのような工夫をして、この問題に取り組んでいくか、歳出の補正額も含めてお聞かせ願いたい。

次に、9ページ、第19款諸収入、第5項雑入、5目雑入、1節雑入の平成17年度中心市街地活性化事業補助金返還金75万2,000円についてであります。

私が議員になる前の補助金ということで、詳しくわかりませんので、少し説明を願いたいと思います。

補助金の相手先、補助事業の目的及び内容、交付を受けた補助金額、今回、返還に至った経緯、その返還金額の算出基礎について、わかりやすく説明を願いたい。

次に、13ページ、第6款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金の宿毛市戸別所得補償モデル対策推進費補助金73万8,000円についてであります。

どこにこの補助金を交付して、どのような活動を行うのかをお聞かせ願いたい。

次に、きのうの新聞報道によりますと、全国で180万戸の対象農家のうち、5月末時点で54万6,000戸と、約3割にこの戸別補償が、申請者がとどまっております。

生産調整がきかずに、米価の下落につながる可能性があるの記事にはございましたが、宿毛市における対象農家戸数と、最新の申請戸数と加入率をお聞かせ願いたい。

次に、15ページ、第7款商工費、第1項商工費、第2目商工業振興費、第19節負担金補助及び交付金の宿毛市地場産品等パッケージデザイン支援事業費補助金の100万円についてであります。

この補助金の交付先とその内容について、お聞かせ願いたい。

この金額100万円の算出根拠についても、お聞かせ願いたい。

次に、同じく15ページ、第7款商工費、第1項商工費、5目観光費、15節工事請負費の太公望気まま自然体験事業工事費の80万円についてであります。

先日の中平議員の一般質問でも議論がございましたが、その答弁の中で、自分がわからなかった点をお聞きしたいと思います。

この船着き場をどこに設置するのか。釣りいかだはどこに設置するのか、この施設の管理は、だれがするのかをお聞かせ願いたい。

最後に、18ページ、第10款教育費、第4項社会教育費、1目社会教育総務費の11節から14節のミュージカル「ヘルパーズ」に関する

る、総額524万3,000円についてであります。

例年、厳しい予算で、担当課も大変苦勞して社会教育に取り組んでおりますが、今回、多額の一般財源を投入して公演を計画されております。

社会教育に有効と思われるいろいろなミュージカル、いろんなエンターテインメントもあるんですけど、今回、この「ヘルパーズ」に選定した経過、また期待される効果について、お聞かせ願いたい。

また、公演についての予算金額の算出根拠をお聞かせ願いたい。

入場料については、高校生は無料と、市長の提案理由の中で説明がございましたが、その無料の範囲について、詳しくお聞かせ願いたい。

以上、1回目の質疑を終わります。

**○議長（寺田公一君）** 教育次長兼学校教育課長。

**○教育次長兼学校教育課長（出口公男君）** 教育次長兼学校教育課長、1番議員の質疑にお答えを申し上げます。

議案第8号別冊、8ページでございます。

第14款県支出金、第3項委託金、第6目教育費委託金、第1節の教育総務費委託金の中の、問題を抱える子ども等の自立支援事業委託金140万円の減額に伴いまして、それに伴って、どのような工夫をして、いわゆる課題を抱える子供たちの支援に当たったかということ、歳出も含めてということでございますので、予算同別冊の17ページ、第10款教育費、第1項教育総務費、3目教育研究所費の、いわゆる補正額につきましては、69万5,000円の減額でございますけれども、問題を抱える子ども等自立支援事業につきましては、全体事業費が140万1,000円、県委託料が、委託費として140万円ということになっており、これ

を当初予算に計上いたしておったわけでございますけれども、国の事業の見直しに伴いまして、事業費が大幅に削減をされております。したがって、私どもは、21年度引き続いて、この事業を県に要望いたしておりましたけれども、県として、事業費が大幅に圧縮されたということに伴いまして、全額を削減されたということでございまして、今回、減額補正をお願いするものでございます。

しかしながら、この事業によりまして、21年度につきましては、相談員、いわゆるいろいろな課題を抱える子供たちの相談員でありますとか、あるいはスクールカウンセラーの報償費等を計上させていただいておりました。

教育委員会といたしましては、この事業がなくなることによって、そういった課題、問題を抱える子供たちの支援がおろそかになっては困るということで、財政、市長のほうにも相談をいたしまして、この今回の補正の中の財源構成の中で、一般財源は33万5,000円でございますけれども、これはそのカウンセラー、スクールカウンセラーの報償費を6月から来年の3月まで、月2回分、30万円。それと、必要な旅費を計上させていただいております。

それとあわせて、県のほうから、同じく課題を抱える子供たちの支援としての事業として、スクールソーシャルワーカーの事業がございません。それと、もう一つ、不登校、いじめ等対策小中連携事業という事業がございます。これらにつきましては、今回、その相談員の先生方の報償費を増額、県のほうからさせていただいております。これを、不登校、いじめ等小中連携事業の相談員報償費として56万円を増額させていただいておりますし、スクールソーシャルワーカー等報償費として12万5,000円を、この予算書のとおり増額補正をさせていただいております。

いわゆる問題を抱える子ども等の自立支援事業の相談員と、これらスクールソーシャルワーカー、あるいは不登校・いじめ等の相談員が協力をして、支援をしてまいった経過がございますので、いわゆるその問題を抱える子ども等の自立支援事業の減額分については、それらの相談員でカバーをしていくと。

あわせて、市の一般財源で充当しておりますスクールカウンセラー、それらが有機的に協議をしながら、支援をしてまいりたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（津野元三君） 商工観光課長、1番、今城議員の議案質疑にお答えします。

議案第8号別冊、平成22年度宿毛市一般会計補正予算（第1号）、9ページ、19款諸収入、5項雑入、5目雑入、1節雑入の平成17年度中心市街地活性化事業補助金返還金75万2,000円を計上しておりますが、その内容について、御説明いたします。

全国的に中心市街地の疲弊と空洞化が極めて深刻な問題となっており、当市におきましても、共通した問題であることから、平成17年に中心市街地の活性化を図るための組織としまして、宿毛商工会議所宿毛TMO委員会を設立いたしました。

宿毛TMO委員会では、空き店舗を利活用した共同店舗や、観光案内所、資料館等から構成される総合施設の開発計画を策定し、平成17年度に東洋城酒造跡を利活用して、共同店舗エリアを開設いたしました。

共同店舗エリアに面する本町通りには市民が自由に使用できる公衆トイレがないため、中心市街地活性化事業補助金100万円を商工会議所に交付し、公衆用トイレを建築いたしました。

宿毛TMO委員会では、共同店舗エリアの管

理運営をしながら、まちづくりの推進を図っておりましたが、近年の不況による影響は、運営を維持することもままならぬ現状であることから、解散となりました。

以上のことから、補助金の交付目的が履行できないため、宿毛商工会議所会頭に対し、宿毛市補助金交付規則第14条第1項第2号の規定に基づき、補助金返還を求めるものであり、今回、75万2,000円を計上いたしました。

補助金の返還につきましては、市の条例において、補助事業により取得した財産の処分、制限期間の規定がないため、国の補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定に準じて、補助事業により取得し、または効用の増加した財産の処分制限期間、この施設は公衆用トイレであるため、建物附属設備、衛生設備の15年を適用したものであります。

次に、15ページ、7款商工費、1項商工費、2目商工業振興費、19節負担金補助及び交付金の宿毛市地場産品等パッケージデザイン支援事業費補助金100万円を計上しておりますが、その内容について御説明いたします。

本事業の補助金につきましては、地場産品等を市内で生産、または製造する中小企業者、個人事業主、公益法人及び公益性の認められる任意団体や市民団体等を対象として、パッケージデザイン、デザイン企画費、イラスト制作費、及び包装資材費、印刷に要する経費に対して、補助額50万円を上限として事業費の2分の1を補助する事業であります。申請内容については、厳正に審査した上で、採択となります。

本事業は、地場産品の商品PR力、及び認知度が向上することで、販売促進が図れるとともに、地場産業の育成、雇用の創出、所得等が向上することを目的としており、この制度を活用することで生産者の生産意欲も向上するものと

考えております。

まだ、新しくつくった補助金ですので、交付先は決まっております。

続きまして、15ページ、7款商工費、1項商工費、5目観光費、15節工事請負費の太公望気まま自然体験事業工事費80万を計上しておりますが、この80万計上しております浮棧橋につきまして、設置箇所と管理ということですが、管理につきましては、社団法人宿毛市観光協会のほうに管理運営を委託します。

観光協会のほうも、なかなか専門的でないですので、船の管理については、なかなかやっていかない部分がありますので、どこか地元の漁師さんあたりに再委託するような形になると思います。

それと、設置箇所については、現在、釣りいかだを新港の第1防波堤の内側に設置しております。できれば、その周辺近くに、浮棧橋もお願いしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（頼田達彦君） 産業振興課長、1番、今城議員の質疑にお答えいたします。

議案第8号別冊、平成22年度宿毛市一般会計補正予算（第1号）、ページ13ページ、第6款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金の中の宿毛市戸別所得補償モデル対策推進費補助金73万8,000円について、御説明をさせていただきます。

まず、どこに補助金を交付して、どのような活動をしているかということでございますけれども、補助金先については、高知はた地域水田農業推進協議会であります。

活動内容につきましては、高知はた地域水田農業推進協議会の下部組織と言いますか、各市町村の地域委員会がありまして、そこが実質、

活動を行っております。

内容については、生産数量目標の通知、それから実施計画の作成、事業実施の確認、これは現地確認も含んでおりますけれども、等の戸別所得補償モデル対策に係る事務を行い、最終的に高知はた地域水田農業推進協議会で決定を行っております。

このはた地域水田農業推進協議会は、高知はた農業協同組合の中にあります。

それから、対象農家と最新の申請戸数と加入率でございますけれども、JAの高知はた宿毛支所に確認いたしました。対象農家数は1,405戸であります。

それから、申請戸数については、本年6月20日現在で、米の戸別所得補償モデル事業、これは生産数量目標を達成した農家に対して、主食用米の作付面積に応じて10アール当たり1万5,000円、定額交付されるものでありますけれども、これに加入申請している農家は121戸であります。

また、水田利活用自給力向上事業、これは米の生産数量目標の達成にかかわらず、助成対象となりまして、水田での麦、大豆とか、新規需要米、これは米粉とか飼料米なんですけれども、これらの作付面積に応じて、全国統一単価で交付される。

この加入に加入申請されている農家は66戸であります。合わせて187戸でありまして、加入率といたしましては、13.3%となっております。

なお、受付期間については、6月30日まで加入申請の受け付けを行っております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（金増信幸君） 生涯学習課長、1番、今城議員の質疑にお答えいたします。

議案第8号別冊、宿毛市一般会計補正予算、ページ18ページ。

10款4項1目社会教育総務費、524万3,000円についてでございます。

今回、ミュージカル「ヘルパーズ」を実施するために経費を計上させていただいております。

このミュージカル「ヘルパーズ」の実施につきましては、当初予算編成の過程で実施に向け、検討してまいりましたが、日程等、十分、当初予算編成時期に間に合わず、今回の予算計上となりました。

このミュージカルの内容につきましては、大物女優がヘルパーの仕事を学ぶ中で、介護の現場や、あるいは介護者の頑張り、介護を抱える課題、それをユーモアを交えて問題提起するといった内容についてでございます。

私も観賞した方の感想を読ませていただきましたが、涙あり笑いあり、生きることの意味や死、介護について共感を持って考えさせられる内容となっております。

このミュージカルは、宿毛大使である中尾ミエさんがプロデュース、主演するものですが、その御縁でこのミュージカルと出会い、宿毛市にとっても、今後、避けては通れない介護の問題を扱ったものでございます。

実施について、他のミュージカルと比較したものではありませんが、ぜひ多くの市民の皆様、この介護について考えていただきたい、そういったことでこのミュージカルの実施を選んでおります。

次に、費用についてでございます。

ページ18ページにございますように、524万3,000円。まず、12節の役務費で、公演企画手数料470万2,000円を計上させていただいております。この内訳につきましては、上演料262万5,000円、交通宿泊費176万1,510円、運搬費31万5,0

00円、合計470万2,000円になっております。

そのほかの経費といたしまして、現地の、同じく12節役務費でございます、音響照明等手数料、7名の方をお手伝いいただくということで、その手数料として20万5,000円を計上させていただいております。

そして、11節需用費についてですが、ポスター、チラシ等の印刷製本費として20万。そして、弁当、あるいは飲料水といったケータリング等の食料費として7万円を計上させていただいております。

14節使用料及び賃借料でございますが、福祉センターで実施する予定にしております、会場の借上料6万6,000円を計上させていただいております。

さて、一方、歳入につきましては、入場料収入235万円を見込んでおります。今回、入場料といたしまして、指定席3,500円、自由席3,000円、高校生は無料としております。

この高校生についてでございますが、宿毛高校、宿毛工業高校、そして市内に住所を有し、市外の学校に通われておる高校生を考えております。

この高校生には、事前に整理券等をお配りし、対応したいというふうに考えております。

私も、特に高校生としているのは、社会人に一番近い市の子供を優先したいといった考えに基づいてございます。

このミュージカルの経費、入場料収入だけで賄おうといたしますと、やはり7,000円といった入場料の設定が必要になってまいります。7,000円の入場料、非常に高額で、見たいけれども、やはりこれだけの負担ができないと断念する方も相当数おられると、そういったふうに考えております。

私ども市としても、大変厳しい財政事情では

ございますが、地方においても、本物の舞台芸術、本物の文化、そういったものを提供する、そういったことは必要であろうというふうに考えております。

そして、今回、一般財源を多額に負担しておりますのは、まさにこのミュージカルのテーマでございます介護についてでございます。このミュージカルは、今後、宿毛市におきましても、ますます必要となります介護。その介護について、考えていただく、そういった契機にしたいといった思いで、今回、一般財源を入れて、入場料を安くして、できるだけたくさんの皆さんに見ていただきたい。そして、介護について考えていただきたい。

それは、今後の宿毛市にとっても必要なことでございますし、大変大切なことであろうというふうに考えております。

特に今回、ますます介護について、今後、必要になってくるといわれております社会、そういった社会を担って立っていただく学生の方に、特にこの介護について、身近なものとして、今現在、考えておられる学生の方は少ないかもしれません。こういったチャンスも、ぜひ生かしていただいて、将来の私たちの介護に向けての取り組みをしていく、そういった中心になっていただく、そういう方になっていただきたいといったことで、今回、高校生については無料とさせていただきます。

この介護の問題ですけれども、ともすると、非常に暗く、マイナスイメージでとらえがちでございますけれども、このミュージカル、ユーモアも交えまして、前向きにとらえる内容となっております。ぜひ多くの皆さんにごらんいただく中で、介護について考えていただきたい、そういった取り組みを、私ども精いっぱいやっていきたいというふうに思っておりますので、御理解、御協力よろしくお願いいたします。

○議長（寺田公一君） 1番今城誠司君。

○1番（今城誠司君） 少し再質問をさせていただきます。

中心市街地活性化補助金についてでありますけど、その返還金額の算出基礎で、何とか法の15年ということがありましたけれども、なぜ、どういう計算式で75万2,000円になるのか、少し聞かせていただきたい。

それで、この補助金は、平成16年度に100万円、17年度に100万円、18年度に95万円あるんですけど、その17年度だけ返還義務があるのか、18年度はいいのか。

それからまた、説明の中で、トイレ、公衆用トイレ分というような答弁もございましたけど、そのトイレは、今、所有されているのはだれになるのか。解散したら、それはもう壊してのけないかんのか、その辺の責任についても、市は関与しなくていいのか、補助金の引き揚げだけでいいのか、答弁を願いたいと思います。

農家の戸別補償については、全国平均より著しく低いので、これも新政権による影響かなと思っておりますけど、準備の期間が少なかったということ。

せつかくの事業ですから、皆さんが申請できて、所得を確保できるような方向でやってもらいたいと思います。答弁は結構です。

太公望気まま自然体験事業ですけど、釣りいかだは新港に設置してあるということで、その港湾区域へそういうものを置くことはいいんでしょうか。その申請なんか、もう終わっているんでしょうか。そのあたりをお聞かせ願いたい。

それから、ミュージカル「ヘルパーズ」についてですけど、答弁の中で、見た方の感想を見てみますとということがありましたけど、社会教育委員さんがそれを見たとか、市役所の中でだれかが見て、これはいいという推薦があったのか。

ミュージカルに限らず、社会教育、介護に関して、効果があるようなものはたくさんあると思いますけど、宿毛大使が関係したミュージカルというものが強く、強過ぎるんじゃないかと思いますが、そのあたり、答弁をいただけたらと思います。

それから、高校生は無料ということですけど、中学生はどうなるのか。中学生が見ても、「ヘルパーズ」はわからないようなミュージカルなのか、そのあたりをお聞かせ願いたいと思います。

以上、2回目を終わります。

○議長（寺田公一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（津野元三君） 商工観光課長、今城議員の再質疑にお答えします。

この返還額の算出根拠ということでしたので、これは、一応、15年の処分制限期間のうち、17年に設置しましたので、5年間分は引かれるということ、一応、計算方法としましては、減価償却率表の耐用年数、15年の定額法の償却率なんかを出して、そんな計算の仕方ですべて算出しております。

それと、補助金の関係ながですが、17年度のみでないということですが、一応、16年度には空き店舗の利活用及び中心市街地の集客と活性に関する調査費として、100万円出しております。

それから、17年度は、さっき言いましたように、この便所の設置のために、トイレの設置で、工事のために出しております。

それから、18年度は、梓公園に看板等を設置していますが、そういったものの設置費なんかは、看板の製作費と設置費なんかは95万円を出しております。

そして、今回、対象になったのは、この17年度の、今まで商工会議所TMOのほうに管理していただけてましたけれども、どうしても運

営ができないということで、その運営できんようであれば、補助金を出した手前、返還していただくということで、宿毛市としましては、とにかく、あくまでも公共の施設じゃないですの、うちの。それで、うちは管理はしておりません。宿毛市としては。

所有者は、最後は宿毛商工会議所になります。

次に、いかだの関係ながですけど、港湾区域のほうには、県の土木のほうに占用許可をもらっております。

よろしいでしょうか。

○議長（寺田公一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（金増信幸君） 生涯学習課長、1番、今城議員の再質疑にお答えいたします。

まず、1点といたしまして、「ヘルパーズ」の感想、どういうふうな形で入手したのかということとあわせて、宿毛大使 中尾ミエさんの感が非常に強過ぎるのではないかといったことについてでございます。

先ほど、答弁で申し上げましたように、このミュージカル「ヘルパーズ」との出会いというのは、宿毛大使 中尾ミエさんがプロデュース、企画、主演する、そういったことで、私ども知り得たということでございます。

そして、インターネット、あるいはそのプロダクション等からさまざまな資料も入手いたしまして、その内容を検討いたしました。

その中で、先ほど申し上げた感想でございますけれども、こういった資料がございまして、また後ほど、皆さんにもぜひ見ていただきたいというふうに考えておりますが、「ヘルパーズ あなたがいる風景」、先ほど御紹介いたしました内容についても、こちらのほうに書かれておりますので、またごらんいただきたいというふうに思っております。

私ども、中尾ミエさんだからやるといったこ

とばかりではございませんで、中尾ミエさんの縁を通じて、このすばらしいミュージカルに出会えたというところで実施したいというふうに考えております。

と申しますのも、イベント非常にたくさんございます。今年度の当初予算の編成時期につきましても、さまざまなイベントを、ぜひ宿毛でやりたいと。あるいは、皆様方から、こういったものをしていただきたいといったことで、さまざまな検討をしております。

物すごくたくさん、いろんなイベントがございます。それをどういうふうにやるのか。私どもといたしましては、まず宿毛市出身の方であるとか、宿毛市に関係する方、そういった方を優先して、実施してまいりたいといった思いもございます。

また、私ども、政策的に、ぜひこういった内容のものを提供したい、そういった思いで実施するものもございます。

まさにこの「ヘルパーズ」、先ほど申しましたけれども、介護について、さまざま問題提起している問題となっております。

一昨日、野々下議員の一般質問でもございました家族介護の問題についても、やはり今の介護保険制度の中で、十分生かしきれているかといった思いも、さまざま討論されたところでございます。

そういった現実の介護にかかわるさまざまな問題、そしてこれから、まだまだ2025年までは高齢者もどんどんふえてくるといった推計が出されております。

特に後期高齢者、75歳以上の高齢者がふえてまいります。後期高齢者介護の発生率3倍以上ともいわれております。宿毛市においても、やはり介護が必要となる方、そして今現在、介護、将来の介護に不安を抱えておる、そういった方も随分おられるだろうと思っております。

そういった方以外にも、やはり若い方に見ていただいて、今後の宿毛市の介護についても考えていただきたい、そういう契機として、ぜひこのミュージカルを、私どもはやっていきたいといったところで考えております。

それから、2点目でございます。中学生、小学生には難しいのかといったことでございます。

御案内のとおり、先ほど申しましたように、このミュージカル実施を総合社会福祉センターで計画しております。あそこのホールのキャパが848、PA等を入れると、若干減るのかなという感じでは思っておりますが、今回、見込みとしてA席3,500円と先ほど申しましたが、500席を考えております。そして自由席、ごめんなさい、失礼しました。A席ではございませんで、指定席です。指定席500席。そして、自由席、一般の方200席、そして150人程度の高校生を、ぜひ参加していただきたいといったことで、先ほどの収入235万円を見込んでおります。

決して中学生、小学生を無視するわけでもございませんで、逆に高校生にぜひ見ていただきたい。一定のキャパもございませんで、私ども、高校に強く働きかけてまいりたいと、そういったことでの高校生の無料化ということについておまして、中学校、小学校についても、無料でございませんで、あわせて説明させていただきます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城誠司君。

○1番（今城誠司君） 再質問をさせていただきます。

その「ヘルパーズ」についてですけど、先、先ほどの無料化からいきます。

その無料で小・中学生がふえた場合は、今、思われている歳入も減ってきて、持ち出してもふえてくるということながですね。

その辺は、大体、見込み、歳入見込みについて。

それと、いろんなミュージカルで、これが介護がいいということで、予算執行でありますので、その予算が適正か。比べることは難しいですけど、宿毛大使の方がプロデュースされるということで、少しまけていただけるとか、予算的な面で、市民に説明できる形で比較されたというものはいいのか、答弁を願いたいと思います。

○議長（寺田公一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（金増信幸君） 生涯学習課長、1番、今城議員の再々質疑にお答えいたします。

まず、無料で中学生がふえた場合、どうするかといったことですが、先ほど、1回目の答弁で申し上げましたように、整理券を準備して、一定の管理はしていくつもりでございます。

ですから、歳入の分まで食い込んでということは、今のところ考えておりません。一定、定数があるものでございますから、先ほどお話いたしましたように、やはり高校生を中心に、私ども見ていただきたい、そういった気持ちでありますので、整理券等を通じて、できるだけそういった形での対応をしていきたいというふうに思っておるところでございます。

それから、宿毛大使の関係で、まけてもらったのかといったことですが、まさに比較は、私どもできないわけですが、そういった一定の、中尾ミエさんの関係を通じて、一定、安くなっておるといふふうにも思っておりますし、さらに今回、議案を上程した後も、できるだけ費用については軽減していきたいということで、プロダクションとも交渉しておりますが、まだ金額的には、幾ら下がるといったことではございませんが、一定、下げていただける、そんな感触も得ておりますので、できるだけ軽

減した形では実行していきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城誠司君。

○1番（今城誠司君） いろいろと詳しい答弁をありがとうございました。

以上で、質疑を終わります。

○議長（寺田公一君） 4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） おはようございます。4番松浦でございます。

それでは、2点ほど質疑をさせていただきたいと思います。

今回、私が質疑をいたしますのは、議案第8号別冊の平成22年度宿毛市一般会計補正予算（第1号）についてであります。

まず、ページ7ページの13款国庫支出金、第3項委託金、1目総務費委託金、3節の総務管理費委託金の中で、緑の分権改革調査事業委託金として400万円が歳入をされております。

それを受けまして、歳出の項で10ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、7目企画費の説明欄を見ますと、8節の報償費として14万1,000円、13節の委託料として345万1,000円が、緑の分権改革調査事業ということで説明をされておまして、その2つを足しますと、359万2,000円となっております。

そういう面で、400万円の歳入と、この支出との関係について、残りの40万8,000円ですか、そこらあたりの御説明をいただきたいと思います。

次は、15ページです。

第7款商工費、第1項商工費、5目観光費、12節役務費についてでございます。

伝馬船船検手数料7万5,000円、伝馬船遊魚船登録手数料2万8,000円、合計10

万3,000円についてであります。この予算については、今回、補正をされておりますけれども、私としては、本来なら当初予算の中に計上すべきではなかったかなという、する金額ではないかなというふうに思いますが、今回、補正として出された理由等について、御説明をお願いをいたします。

1回目を終わります。

**○議長（寺田公一君）** 企画課長。

**○企画課長（岡崎匡介君）** 企画課長、松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第8号別冊、平成22年度宿毛市一般会計補正予算第1号についてでございます。

関連がございますので、一括してお答えしたいと思っております。

まず、ページ7ページ、第13款国庫支出金、第3項委託金、第1目総務費委託金、3節総務管理費委託金の400万円と、ページ10ページ、歳出のほうでございますが、第2款総務費、第1項総務管理費、第7目企画費の中で、節の中で緑の分権改革調査事業検討業務委託料として計上された8節と13節に掲げた部分の金額の不整合についてでございます。

説明欄において、言葉の説明が足りなかったところがございます。まことに申しわけございませんでした。

実は、ここに計上させていただいております8節、9節、11節、13節、14節がすべて緑の分権改革調査事業検討業務委託料の中に含まれておることとございまして、合計で400万7,000円の計上となっておりますので、御理解いただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

**○議長（寺田公一君）** 商工観光課長。

**○商工観光課長（津野元三君）** 商工観光課長、4番、松浦議員の議案質疑にお答えいたします。

議案第8号別冊、平成22年度宿毛市一般会

計補正予算（第1号）、15ページ、7款商工費、1項商工費、5目観光費、12節役務費の伝馬船検査手数料7万5,000円、及び伝馬船遊魚登録手数料2万8,000円を計上しておりますが、なぜこの当初予算で計上しなくて、今になったかという話でございます。

この伝馬船は、宿毛市観光協会に管理と運営を委託していきます。さまざまな用途に利用することになりますが、いずれにしても利用していただけるお客様の安全には、事故などないよう、十分、気をつけなければなりません。

そのためには、万が一の不測の事態を考え、事故などに対応できる保険制度に加入しなくてはなりません。

その保険制度に加入するためには、伝馬船の検査を受け、遊魚船の登録を行う必要があります。

そのため、手数料として、今回、予算計上しました。本来であれば、当初予算で計上すべきものであると思っておりますけど、ちょっと認識の甘さで、今回になりました。

以上です。

**○議長（寺田公一君）** 4番松浦英夫君。

**○4番（松浦英夫君）** 伝馬船の関係、手落ち言いますか、分はということとありますので、今後においては、十分、対応を、今後の取り扱いについては、十分、しっかりとした対応をお願いをいたしたいというふうに思います。

それでは、企画課長のほうに、緑の分権改革調査事業委員の関係について、何点かお伺いをいたします。

この中で、今、歳入と歳出の関係については理解をいたしました。それで、ページ10ページのこの歳出の部分で、第2款総務費、第1項総務管理費、7目企画費。この8節の報償費についてでありますけれども、14万1,000円。この委員の数は、何人ぐらいを予定をさ

れておるのか。

それと、委員の日当いいですか、それについては、幾らぐらいを計算されておるのか、お伺いします。

それと、13目の委託料345万1,000円。これについては、どういうところに委託をし、どのような事業を行おうとしているのか。

そしてまた、この事業を行うことによって、宿毛市にどういう効果が得られると考えておるのか、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 企画課長。

○企画課長（岡崎匡介君） 企画課長、松浦議員の質疑にお答えいたします。

まず、議案第8号別冊、平成22年度宿毛市一般会計補正予算（第1号）、ページ10ページ。第2款総務費、第1項総務管理費、第7目企画費、第8節の報償費についてでございます。

現在、試算でございますので、その点をお断りさせていただきますが、人数については、地元の関係者の方を含めて5名程度、想定しておりまして、日当につきましては、現在の試算で7,000円を4回程度行うということで、現在、14万1,000円の計上をさせていただいております。

委託につきましては、今後、その委託先等、国の審査が通りましたら、委託先等を決定していきたいと思いますが、こういったコンサルティングのできるような機関に委託することになると思いますが、まだ現在では未定でございます。

効果につきましては、まず、緑の分権改革という事業そのものを御理解いただくために、長い文書ではございますが、つくっておりますので、説明をさせていただきたいと思っております。

まず、この調査事業につきましては、現在、国に申請している段階でございまして、審査中であることから、正式な採択通知後に実施され

るものであることを、あらかじめ御報告させていただきます。

内容につきましては、総務省が所管する事業でございまして、緑の分権改革という名を打って、この事業推進のために実施するものでございます。

この事業の内容といたしましては、各地域が持つ豊かな自然環境や、安全で豊富な食料などを活用する仕組みを市民と協働でつくり上げることに よりまして、地域から人材や資金が流出する中央集権型の社会構造を分散、自立型に転換し、地域の持久力と経済力を高める地域主権型社会の実現を目指そうとするものでございまして、その目的達成のために必要な制度整備などを検討するために、地方公共団体等が実施している先行的な取り組みに対しまして、国から自治体が委託を受ける形で調査を行うものでございまして、国費100%の事業でございます。

現在、宿毛市では、官民連携でナオシチポン酢や、魚の加工品製造などに取り組んでおりまして、これらを通じて、一次産業活性化が徐々に形となってあらわれてきております。

また、今後、循環型社会の構築を目指しまして、バイオマス堆肥化工場の建設も、現在、計画されているところでございます。

今回の宿毛市が行おうとしております調査内容につきましては、バイオマス堆肥化工場の建設によりまして、個々の事業者が負担していた廃棄物処理費の軽減や、処分許容量の拡大が図られることを通じまして、一次産業の活性化が期待できることから、地域産業のこれからの取り組みについて、またバイオマスタウン構想に掲げてあります木質バイオマスのエネルギー活用を通じた林業の活性化への取り組みについて、地域の実態把握、地域や制度の課題抽出、解決等についての提案を受けるものでございまして、その結果を国に報告し、国の制度整備の参考と

なることを予定しております。

事業内容については以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） 今、企画課長から答弁をいただきました。

まだ国のほうに申請中ということで、具体的な、仕事というか、業務の内容等に、目的等については理解いたしましたけれども、委託先とかについては、申請中ということですので、これ以上、質疑をいたしません。

ぜひ、今、聞かれた部分であれば、有効に活用できるかなという思いがいたしますので、ぜひ採択になるよう、心から御祈念をしておきたいというふうに思います。

それで、最後、伝馬船の関係でありますけれども、この3隻、私もさくら丸の名づけ親の一人でございますので、そういった面で、宝の持ちぐされにならないように、宝船になりますように、ぜひ有効に活用していただくよう申し上げて、質疑を終わります。

○議長（寺田公一君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち「議案第1号から議案第9号まで」の9議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 御異議なしと認めます。

よって「議案第1号から議案第9号まで」の9議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいま議題となっております議案のうち、「議案第10号から議案第25号まで」の16議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会へ付託いたします。

お諮りいたします。

議案等審査のため、6月24日及び6月25日は休会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 御異議なしと認めます。

よって、6月24日及び6月25日は休会することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

6月24日から6月27日までの4日間は休会し、6月28日午前10時より再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時39分 散会

## 議案付託表

平成22年第2回定例会

付託委員会	議案番号	件名
総務文教 常任委員会 (8件)	議案第10号 議案第11号 議案第12号 議案第13号 議案第14号 議案第15号 議案第16号 議案第18号	宿毛市職員定数条例の一部を改正する条例について 宿毛市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び宿毛市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例について 宿毛市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について 宿毛市税条例の一部を改正する条例について 宿毛市立運動場条例の一部を改正する条例について 宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例について 宿毛市定期船事業条例の一部を改正する条例について
産業厚生 常任委員会 (8件)	議案第17号 議案第19号 議案第20号 議案第21号 議案第22号 議案第23号 議案第24号 議案第25号	宿毛市生活改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について 宿毛湾港港湾区域内の公有水面埋立てについて 栄喜漁港区域内の公有水面埋立てについて 市道路線の認定について 市道路線の認定について 市道路線の認定について 市道路線の認定について

陳 情 文 書 表

平成 2 2 年 第 2 回 定 例 会

受理番号	受理年月日	件 名	提 出 者	付託委員会
第 3 5 号	平成 22. 6. 18	子宮頸がんのワクチン予防接種の公費助成の廃止を求める意見書の提出について	日本の子供の未来を・ 守る会 高知県支部 支部長 植野充紗子	産 業 厚 生

上記のとおり付託いたします。

平成 2 2 年 6 月 2 3 日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一

平成22年  
第2回宿毛市議会定例会会議録第5号

1 議事日程

第13日（平成22年6月28日 月曜日）

午前10時 開議

- 第1 議案第1号から議案第25号まで  
（議案第1号から議案第9号まで、討論、表決）  
（議案第10号から議案第25号まで、委員長報告、質疑、討論、表決）
- 第2 陳情第30号外5件
- 第3 委員会調査について
- 第4 意見書案第1号から意見書案第5号まで  
意見書案第1号 選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出について  
意見書案第2号 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出について  
意見書案第3号 子ども手当の廃止を求める意見書の提出について  
意見書案第4号 小中学校の耐震化の推進を求める意見書の提出について  
意見書案第5号 子宮頸がんに関する意見書の提出について
- 第5 高知県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号から議案第25号まで  
日程追加 決議案第1号  
日程第2 陳情第30号外5件  
日程第3 委員会調査について  
日程第4 意見書案第1号から意見書案第5号まで  
日程第5 高知県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 今城誠司君  | 2番 岡崎利久君  |
| 3番 野々下昌文君 | 4番 松浦英夫君  |
| 5番 浅木敏君   | 6番 中平富宏君  |
| 7番 有田都子君  | 8番 浦尻和伸君  |
| 9番 寺田公一君  | 10番 宮本有二君 |
| 11番 濱田陸紀君 | 14番 中川貢君  |
| 15番 西村六男君 | 16番 岡崎求君  |

----- . . . -----

4 欠席議員（ 1名）

1 2 番 西 郷 典 生 君

----- . . ----- . . -----

5 事務局職員出席者

事 務 局 長 岩 本 昌 彦 君  
次長兼調査係長 朝比奈 淳 司 君  
議 事 係 長 岩 村 研 治 君

----- . . ----- . . -----

6 出席要求による出席者

市 長 中 西 清 二 君  
副 市 長 岡 本 公 文 君  
企 画 課 長 岡 崎 匡 介 君  
総 務 課 長 弘 瀬 徳 宏 君  
市 民 課 長 滝 本 節 君  
税 務 課 長 山 下 哲 郎 君  
会 計 管 理 者 兼  
会 計 課 長 小 島 秀 夫 君  
保 健 介 護 課 長 三 本 義 男 君  
環 境 課 長 岩 本 克 記 君  
人 権 推 進 課 長 乾 均 君  
産 業 振 興 課 長 頼 田 達 彦 君  
商 工 観 光 課 長 津 野 元 三 君  
建 設 課 長 補 佐 川 島 義 之 君  
福 祉 事 務 所 長 沢 田 清 隆 君  
水 道 課 長 豊 島 裕 一 君  
教 育 長 岡 松 泰 君  
教 育 次 長 兼  
学 校 教 育 課 長 出 口 君 男 君  
生 涯 学 習 課 長  
兼 宿 毛 文 教  
セ ン タ ー 所 長 金 増 信 幸 君  
学 校 給 食  
セ ン タ ー 所 長 岡 村 好 知 君  
千 寿 園 長 村 中 純 君  
農 業 委 員 会  
事 務 局 長 小 野 正 二 君  
選 挙 管 理 委 員  
会 事 務 局 長 島 内 千 尋 君

----- . . . ----- . . . -----

午後 2時45分 開議

○議長（寺田公一君） これより本日の会議を開きます。

この際、議長から報告いたします。

西郷典生君から、会議規則第2条の規定により、欠席の届け出がありました。

日程第1「議案第1号から議案第25号まで」の25議案を一括議題といたします。

これより「議案第1号から議案第3号まで」の3議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第1号から議案第3号まで」の3議案は、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号から議案第3号まで」の3議案は、これを承認することに決しました。

これより「議案第4号」について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第4号」は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第4号」は、これに同意することに決しました。

これより「議案第5号」について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第5号」は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第5号」は、これに同意することに決しました。

これより「議案第6号」について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第6号」は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第6号」は、これに同意することに決しました。

これより「議案第7号」について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第7号」は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第7号」は、これに同意することに決しました。

これより「議案第8号及び議案第9号」の2議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第8号及び議案第9号」の2議案を一括採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(寺田公一君) 全員起立であります。

よって「議案第8号及び議案第9号」は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま、岡崎利久君外3名から、決議案第1号、議案第8号に対する附帯決議案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) 御異議なしと認めます。

よって、「決議案第1号」を日程に追加し、議題とすることに決しました。

「決議案第1号」を議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

2番岡崎利久君。

○2番(岡崎利久君) 2番、議案第8号、平成22年度宿毛市一般会計補正予算に対する付帯決議について、提案理由の説明を行います。

本市の重要な観光資源の一つである咸陽島公園の魅力を回復することは、大変重要な施策であります。咸陽島公園付帯工事費440万3,000円については、一般質問でも議論がされたように、その整備の有効性について、疑問視する意見があることは事実であります。現在、その咸陽島魅力回復事業として、全体整備計画

のコンセプト並びに実施計画図が示されておらず、この事業を推進するために、早期に全体事業計画を策定し、総事業費並びに運営コストなどの詳細な計画の早急な提示を求めるものであります。

次に、昨年の臨時交付金650万円を使い、伝馬船、釣りいかだなどの整備をいたしました。

今回、太公望気まま自然体験事業工事費80万円については、伝馬船の係留、乗船のいかだを整備しようとするものであります。その係留場所の確定がされておらず、また、地元との同意がとれていない状況であります。

また、維持管理についても、委託先との協議が整っておらず、この事業の早期の実行が疑問視されております。

事業の実施計画を策定し、今後の運営コストなど、当該事業に関する詳細な計画を早急に提示することを求めるものであります。

議案第8号は、先ほど可決されましたが、事業の執行に当たりましては、慎重に実施されますよう、強く求めるものであります。

同僚議員の賛同を求め、提案理由の説明を終わります。

○議長(寺田公一君) これにて提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) 御異議なしと認めます。

よって、「決議案第1号」は、委員会の付託

を省略することに決しました。

これより、「決議案第1号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「決議案第1号」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) 御異議なしと認めます。

よって「決議案第1号」は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま決議案が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

これより、「議案第10号から議案第25号まで」の16議案について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(宮本有二君) 総務文教常任委員長。総務文教常任委員会に付託をされました議案の審査結果の御報告をいたします。

本委員会に付託されました議案は、議案第10号から18号まで、17号を除く8議案でございます。

議案第10号は、宿毛市職員定数条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、これまで選挙管理委員会事務局及び

監査委員事務局の職員には、市長部局の職員でなければ兼任発令ができず、円滑な事務の遂行に支障を生じる場合がありますので、これを解消するため、部局を問わず、職員全体の中から兼任発令ができるようにすること、及び選挙事務体制の充実に向け、選挙管理委員会事務局の兼任職員の定数を22から27人に、5人増員することに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第11号は、宿毛市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び宿毛市職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が、平成21年11月30日に公布され、同法附則の中で、平成22年6月30日からの施行により、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が行われることに伴い、急速な少子化への対応策として、夫婦がともに育児休業を取得することが可能となること、及び出産後8週間以内に育児休業を取得した男性職員については、期間を置いて、再度、育児休業の取得が可能となることなどの措置がとられるため、関係条例の改正を行う必要がありますので、2条例を一括で一部改正しようとするものであります。

議案第12号は、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が、平成21年11月30日に公布され、同法の中で、平成22年4月1日からの施行により、一般職の職員の給与に関する法律、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律及び地方公務員法の一部改正が行われたことに伴い、現在、職員が給与を受けながら、職員団体のための業務等を行うことがで

きる日は、休日や年次有給休暇等に限定されておりますが、新たに超過勤務手当の支給にかえて取得できる代替休として整備された超勤代休時間を加えるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第13号は、宿毛市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、雇用保険法等の一部を改正する法律が、平成22年3月31日に公布、同年4月1日から施行され、同法附則の中で、国家公務員退職手当法の一部改正が行われたことに伴い、1年未満の短期の雇用につくことを常態とするものが、雇用保険法に規定する特例一時金の支給対象から除外されたこと、及び同法に日雇い労働被保険者に関する条文が追加され、本条例で引用している就業促進手当に関する条文が1条繰り下がったことにより、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第14号は、宿毛市税条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が、平成22年3月31日に公布されたことに伴い、平成22年10月1日からの施行により、市町村たばこ税の税率が引き上げられ、1,000本につき3,298円から4,618円に、旧3級品の6品目については、1,000本につき1,564円から2,190円になること、及び23年1月1日からの施行により、所得税及び個人住民税にかかわる年少扶養控除が廃止され、扶養親族の情報把握が困難になることから、扶養親族の情報に関する仕組みを維持するために、扶養親族申告書の提出が義務づけられることにより、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第15号は、宿毛市運動場条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、土地開発公社から購入した高砂地区の高砂グラウンドを、体育の普及振興を図ることを目的に、社会体育施設として位置づけることに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第16号は、宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律が、平成22年5月19日付で公布、施行され、同法の中で国民健康保険法の一部が改正されたことに伴い、国民健康保険法に規定されていた一般会計から特別会計への繰入基準に関する条文のうちのひとつが削られ、本条例で引用している特定健康診査等の費用負担に関する条文が1条繰り上がったことにより、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第18号は、宿毛市定期船事業条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、障害福祉サービスの向上を図るため、平成22年7月1日から、定期船の旅客運賃割引の対象に、新たに精神障害者及び介護者を加え、割引率を身体障害者及び知的障害者と同様の5割引とすることに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、8議案につきまして、担当課からの詳しい説明を受ける中で、慎重に審査をいたしました結果、いずれも原案を適当であると認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案8件についての報告を終わります。

○議長（寺田公一君） 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（浦尻和伸君） 産業厚生常任委員長。産業厚生常任委員会に付託されました議案の審査結果を御報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、議案第17号外7議案の8議案であります。

議案第17号は、宿毛市生活改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案については、平成22年7月1日付で、橋上生活改善センターを、橋上地区自治会に無償譲渡するため、条文から本施設に関する記述を削ることに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第19号は、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案については、雇用保険法の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布、同年4月1日から施行され、同法附則の中で、国家公務員退職手当法の一部改正が行われたことにより、1年未満の短期雇用に就くことを常態とするものが、雇用保険法に規定する特例一時金の支給対象から除外されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第20号及び議案第21号の2議案は、公有水面埋立てについてでございます。

まず、議案第20号は、宿毛湾港港湾区域内の宿毛市小筑紫町小筑紫字内蔵山503番16、及び503番8地先の745.57平方メートルを。また、議案第21号は、栄喜漁港区域内の宿毛市小筑紫町小筑紫字内蔵山503番4地先の72.95平方メートルを、それぞれ県道用地として、公有水面を埋め立てることについて、高知県知事から意見を求められておりますので、異議のない旨を答申することについて、公有水面埋立法第3条第4項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第22号から議案第25号までの4議案は、市道路線の認定についてでございます。

内容につきましては、宿毛駅東地区土地区画整理事業の基盤整備工事が完了したことに伴い、区域内の新設道路を駅東17号線、駅東18号

線、駅東19号線及び駅東20号線として、新たに市道認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上8議案につきまして、現地調査を必要とするものは現地調査を行い、執行部の出席を求め、慎重に審査をした結果、いずれも全会一致で、原案を適当と認め、可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案についての報告を終わります。

○議長（寺田公一君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「議案第10号から議案第25号まで」の16議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第10号から議案第25号まで」の16議案を一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（寺田公一君） 全員起立であります。

よって「議案第10号から議案第25号まで」の16議案は、原案のとおり可決されました。

日程第2「陳情第30号外5件」の6件を一括議題といたします。

これより「陳情第30号外5件」の6件について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（宮本有二君） 総務文教常任委員長。

総務文教常任委員会に付託をされました陳情3件の審査結果を御報告いたします。

陳情第30号は、選択的夫婦別姓制度の法制化に反対をする意見書の提出についてであります。

日本の子供の未来を・守る会高知県支部から提出されたものです。

家族は国の基本であります。家族が同じ姓を名乗る日本の一体感ある家庭が、健全な心を持つ子供たちを育てていきます。夫婦別姓導入は、選択的とはいえ、明治以来の夫婦一体となった家族制度、よき伝統を壊してしまう働きをしてしまうことなどから、国に対し、選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出を求めるものであります。

陳情第31号は、永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出についてであります。

こちら、日本の子供の未来を・守る会高知県支部から提出されたものであります。

中央、地方を問わず、参政権は国民固有の権利であります。外国籍を持つ者に、日本の参政権を安易に付与すべきものではありません。いざとなれば帰るべき母国を持つ人々に対し、国家国民の命運を決定する参政権を与えることは、自国民に対して大変無責任な行為であることなどから、国に対し、永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出を求めるものであります。

以上2議案について、陳情の趣旨も踏まえて、慎重に審査した結果、賛成多数をもって採択すべきものと決しました。

陳情第34号は、核持込密約を破棄し、非核三原則の遵守を求める意見書の提出についてであります。

こちらは、平和行進高知県実行委員会から提出されたものであります。

日米両政府は、1960年の安保改定に伴い、日本への核兵器持込を可能にするための密約を結びました。

その密約を検討する有識者委員会は、当時の藤山愛一郎外務大臣とマッカーサー駐日米大使が交わした討論記録、事前協議にかけるのは核兵器の持ち込みだけで、核を積んだ軍用機や軍艦の立ち寄り、通過は事前協議は要らない。従来どおり、アメリカの自由勝手とするという文書の存在を認めながら、日米双方に解釈の相違があるとして、密約として認めていないことなどから、国に対し、核持ち込み密約を破棄し、非拡散原則の遵守を求める意見書の提出を求めるものであります。

陳情の趣旨も踏まえて慎重に審査した結果、非核三原則の堅持を求める意見書は既に提出しており、現状、有識者委員会においても密約があったことは確認されておらず、全容解明には追加調査が不可欠であるとの意見発表なども踏まえ、さらに密約を認めて意見書を提出することに対しては、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました陳情3件についての報告を終わります。

○議長（寺田公一君） 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（浦尻和伸君） 産業厚生常任委員長。

産業厚生常任委員会に付託されました陳情の審査結果を御報告いたします。

本委員会に付託されました陳情第32号、第33号、第35号は、いずれも日本の子供の未来を・守る会高知県支部から提出されたもので

ございます。

陳情第32号は、子ども手当の廃止を求める意見書の提出についてでございます。

平成22年3月26日に、国会で成立した子ども手当は、満額であれば防衛費を超える巨額の支給で、今の赤字財政の状況では、支給のためにすべて国債に依存することになり、子や孫の世代にお金を借りて、今の親を支援することにはほかならず、このまま恒久的政策としていけば、国の財政が破綻すること、また、受給対象を日本国籍を有する者に限定していないことなどから、国に対し、子ども手当の廃止を求める意見書の提出を求めるものであります。

審査の結果、現行制度を廃止すべき、現行制度の見直しならよいが、廃止は反対等の意見が出され、賛成多数をもって採択すべきものと決しました。

陳情第33号は、人権侵害救済法の成立に反対する意見書の提出についてであります。

本案は、包括的な人権擁護を目的とした、いわゆる人権擁護法が成立すると、正当な市民の言動まで差別的言動として介入され、規制されるかもしれず、憲法第21条で保障された国民の表現の自由が侵されるおそれがあることなどから、国に対し、人権侵害救済法の成立に反対する意見書の提出を求めるものであります。

審査の結果、法案が提出されていない段階で意見書を提出することには反対である。本議会も、「人権侵害の救済に関する法律」早期制定を求める意見書を提出した経過もあり、相反する意見書を提出すべきでない等の意見が出され、全会一致で不採択とすべきものと決しました。

陳情第35号は、子宮頸がんワクチンの予防接種の公費助成の廃止を求める意見書の提出についてであります。

本案は、医学的には子宮頸がんワクチンの効果ははっきりしておらず、副作用の報告もされ

ており、数年前から接種が始まっている欧米では、死亡例も報告されていること。子宮頸がんのワクチン接種することにより、だれとでも性交渉をしてもいいということを暗黙に植えつけることになり、性の乱れを助長するおそれがあることなどから、国に対し、子宮頸がんワクチンの、ワクチン予防接種の公費助成の廃止を求める意見書の提出を求めるものであります。

担当課の説明を受け、審査の結果、予防接種をすることにより、性の乱れを助長するという事はない。予防接種を実施し、子宮頸がんを予防すべきである等の意見が出され、全会一致をもって不採択とすべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました陳情3件についての審査結果の御報告を終わります。

○議長（寺田公一君） 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「陳情第33号及び陳情第35号」の2議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「陳情第33号及び陳情第35号」の2件については、お手元に配付いたしました「審査報告書」のとおりであります。

本件は「審査報告書」のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 御異議なしと認めます。

よって、本件については「審査報告書」のとおりに決しました。

これより「陳情第30号」について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

5番、浅木 敏君。

**○5番（浅木 敏君）** 5番の浅木です。ただいまから、陳情第30号についての討論を行います。

この陳情は、日本の子供の未来を・守る会高知県支部が、選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出を、宿毛市議会に求めてきたものであります。

先ほど、総務文教常任委員長は、これを採択するとの報告がありましたが、私は、委員長報告に反対する立場から討論をします。

その内容は、現在の民法では、婚姻届をするときに、夫婦の今後の姓は、男女どちらかの名字にしなくてはならないことになっています。これを同じ姓でも、これまで使ってきたそれぞれの名字のままでも、婚姻の届け出ができるように、民法の改正をすることが選択的夫婦別姓制度の法制化であります。

陳情者は、こうした法改正に反対する意見書の提出を求めているものであります。

陳情者は、夫婦同姓を強制している現在の民法を全面的に肯定し、夫婦同姓制度こそが、よりきずなの深い、一体感ある夫婦関係、家族関係を築くことのできる制度だと説いています。

これは、夫婦同姓の強制に悩む人々の心に全く無理解であります。

民法で男女どちらかの姓を名乗るとなっている、今日では、結婚に際して夫の姓にする女性が約97%となっており、夫婦同姓の強制は、主に女性に多くの不利益となっています。

以前の日本社会は男尊女卑の考え方から、多くの男女差別がありました。現在の日本国憲

法が施行されてからは、少しずつ差別が解消されつつあります。

近年では、男女共同参画基本法や、男女雇用機会均等法などによって、女性の社会進出が促進され、能力ある人は、女性も重要なポストに配置されるようになってきました。

今議会の一般質問でも、宿毛市役所が女性を幹部に抜てきしたことをたたえる発言がありましたが、私も同感であります。

結婚前に名声を高めたそれぞれの男女のどちらかが、自分の氏を捨てなければ婚姻届を受理してもらえない現在の法制度は、結婚は両性の合意のみに基づいて成立すると定めている憲法24条から見ても、問題があります。

男女双方が氏を捨てたくない場合は、結婚生活を営んでいても、法律上の結婚ができないという人権侵害になり、夫婦にとっても生まれてくる子供にとっても、不幸な事態となります。

希望すれば夫婦が法律上の違う名字を名乗れる選択的夫婦別姓は、世界の流れであり、2001年の政府報告でも、主要な先進国において、夫婦同姓を強制する国は見当たらないと認めています。

また、国連の女性差別撤廃条約でも、姓の選択について、夫と妻に同一の個人的権利を保障すべきだとしており、女性差別撤廃委員会も、日本政府に対して、早急な対策を求めています。

また、国内でも1996年には、法務省法制審議会が夫婦別姓の導入を答申しており、昨年10月のマスコミの世論調査でも、選択的夫婦別姓に民法を改正することについて、賛成が48%で、反対が41%となっており、名字の自由を求める声が多くなっています。

選択的夫婦別姓制度が法制化されたとしても、夫婦同姓が今後の家庭生活上、よい結果になると考える人は、これまでどおり夫婦同姓にすればよいわけで、選択の自由は結婚の自由を保障

する要因でもあります。

夫婦同姓の強制で暮らしに困難をもたらしている人々の人権を尊重するためにも、選択的夫婦別姓への民法改正は急ぐ必要があり、よってこの陳情は不採択にするべきであります。

皆さんの御賛同を求め、討論を終わります。

○議長（寺田公一君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「陳情第30号」を採決いたします。本件については「審査報告書」のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（寺田公一君） 起立多数であります。

よって、本件については「審査報告書」のとおり決しました。

これより「陳情第31号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「陳情第31号」を採決いたします。本件については「審査報告書」のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（寺田公一君） 起立多数であります。

よって、本件については「審査報告書」のとおり決しました。

これより「陳情第32号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 討論がありませんので、

これにて討論を終結いたします。

これより「陳情第32号」を採決いたします。

本件については「審査報告書」のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（寺田公一君） 起立多数であります。

よって、本件については「審査報告書」のとおり決しました。

これより「陳情第34号」について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 5番の浅木でございます。

ただいまから、陳情第34号についての討論を行います。

この陳情は、平和行進高知県実行委員会が、核持ち込み密約を破棄し、非核三原則の遵守を求める意見書の提出を、宿毛市議会に求めてきたものであります。

私は、不採択にしたとの総務文教常任委員長報告に反対する立場から討論します。

内容は、1960年の日米安保条約改定時に、日本への核兵器持ち込みを可能にするために、討論記録という文書で日米両政府が密約を結んでいた。

その密約は、核兵器を搭載した米軍の艦船や戦闘機が、日本の領土や領海を通過する、港や空港に立ち寄ることは、事前協議の対象外としていた。

ところが、日本政府は、米軍艦船等の入港に際し、事前協議の申し入れがないから核兵器は搭載していないと答弁し、米軍艦船を入港させてきた。

このため、米軍艦船は核兵器を積んだまま入港した可能性が大きくなった。

このため、陳情者は、核兵器持ち込みの密約

を破棄し、「持たず・つくらず・持ち込ませず」の非核三原則を遵守することを、日本政府に求める意見書の提出を、宿毛市議会に要請してきたものであります。

1960年改定の安保条約の公表部分では、核兵器の持ち込みなど、装備における重要な変更は日本政府との事前協議の議題とするとなっており、これを根拠に、日本政府は事前協議の申し出がないから、核兵器は搭載していないとして、民間の湾港へ入港させてきました。

ところが、事前協議にかけるのは、核兵器の陸への持ち込みだけであって、核兵器を積んだ軍用機や、軍艦の立ち寄りと通過は、事前協議は要らないとした討論記録の密約が明らかになりました。

この密約をもとに、日本政府は、核兵器を搭載している可能性が大きい米軍艦船でも、事前協議の申し入れがないから核兵器は搭載していないとしてきました。

この密約が明らかになってみると、宿毛湾へ入港した米軍艦船も、私たちが指摘したとおり、核兵器を搭載していた可能性が大きくなりました。

今後も、米軍艦船を宿毛湾へ入港させる可能性があり、宿毛新港へ核兵器が持ち込まれるおそれが多分にあります。

そうしたことから、宿毛市としても、核兵器搭載艦船の寄港を野放しにする核持込み密約の破棄と、非核三原則を政府に遵守させることは、市民の平和な暮らしを守る上で、大変重要なことでもあります。

このことから、宿毛市議会としても、この陳情を採択し、核持込み密約を破棄し、非核三原則の遵守を求める意見書を提出するべきであります。

皆さんに御賛同を訴え、討論を終わります。

**○議長（寺田公一君）** 以上で、通告による討

論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

**○議長（寺田公一君）** ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「陳情第34号」を採決いたします。  
本件については「審査報告書」のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（寺田公一君）** 起立多数であります。

よって、本件については「審査報告書」のとおり決しました。

日程第3「委員会調査について」を議題いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件については、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

**○議長（寺田公一君）** 御異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

本日の会議の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

日程第4「意見書案第1号 選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出について」、「意見書案第2号 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出について」、「意見書案第3号 子ども手当の廃止を求める意見書の提出について」、「意見書案第4号 小中学校の耐震化の推進を求める意見書の提出について」、「意見書案第5号 子宮頸がんに関する意見書の提出について」、以

上5件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしましたと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより、「意見書案第4号及び意見書案第5号」の2件について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「意見書案第4号及び意見書案第5号」の2件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) 御異議なしと認めます。

よって「意見書案第4号及び意見書案第5号」の2件は、原案のとおり可決されました。

これより、「意見書案第1号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「意見書案第1号」を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(寺田公一君) 起立多数であります。

よって、「意見書案第1号」は、原案のとおり可決されました。

これより、「意見書案第2号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「意見書案第2号」を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(寺田公一君) 起立多数であります。

よって、「意見書案第2号」は、原案のとおり可決されました。

これより、「意見書案第3号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「意見書案第3号」を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の

諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(寺田公一君) 起立多数であります。

よって、「意見書案第3号」は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま、意見書案が議決されましたが、その条項、字句、数字その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決しました。

日程第5「高知県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(寺田公一君) ただいまの出席議員数は14人です。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長(寺田公一君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(寺田公一君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じて順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

事務局長。

○事務局長(岩本昌彦君) 点呼をいたします。

今城誠司君、岡崎利久君、野々下昌文君、松浦英夫君、浅木敏君、中平富宏君、有田都子君、浦尻和伸君、寺田公一君、宮本有二君、濱田陸紀君、中川 貢君、西村六男君、岡崎 求君。

○議長(寺田公一君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(寺田公一君) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により立会人に今城誠司君及び岡崎利久君を指名いたします。

よって、両君の立ち会いを願います。

(開 票)

○議長(寺田公一君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票。

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

このうち

有効投票 14票

無効投票 なし

有効投票中

三本富士夫君 13票

下本 文雄君 1票

以上のとおりであります。

この選挙の結果につきましては、高知県後期高齢者医療広域連合議会議長に報告することいたします。

これにて、「高知県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」は終わりました。

以上で、今期定例会の日程はすべて議了いた

しました。

閉会にあたり、市長からあいさつがありますので、発言を許します。

市長。

**○市長（中西清二君）** 市長。閉会のごあいさつを申し上げます。

去る6月16日に開会をいたしました今期定例会は、本日までの13日間、議員の皆様方におかれましては、連日御熱心に御審議をいただき、提案申し上げました25議案につきましては、それぞれ原案のとおり御決定をいただき、まことにありがとうございます。

なお、議案第8号の平成22年度宿毛市一般会計補正予算につきましては、先ほど、付帯決議がありました。この件につきましては、緊急経済対策のためもあったわけですが、皆様方へ詳細な説明が少し不足であったというふうに、私どもは認識しまして、付帯決議の中身をきちんと踏まえまして、皆様方に、後日改めて詳細を報告をさせていただきたいと、このように思っております。

予算執行に当たりましても、これから効率的、効果的な予算執行に努めてまいりたいと、このように思っております。

どうか今議会を通じまして、お寄せをいただいた数々の貴重な御意見や御提言に対しましては、今後、さらに検討を加えながら、また市政の執行に反映させてまいりたいと、このように考えております。

議員の皆様方におかれましては、より一層の御指導、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。閉会のごあいさつといたします。

どうもありがとうございます。

**○議長（寺田公一君）** 以上で、市長のあいさつは終わりました。

これにて、平成22年第2回宿毛市議会定例会を閉会いたします。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 寺田公一

宿毛市議会副議長 中平富宏

議員 有田都子

議員 浦尻和伸

平成22年6月23日

宿毛市議会議長 寺田公一 殿

総務文教常任委員長 宮本有二

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第10号	宿毛市職員定数条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第11号	宿毛市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び宿毛市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第12号	職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第13号	宿毛市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第14号	宿毛市税条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第15号	宿毛市立運動場条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第16号	宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第18号	宿毛市定期船事業条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当

平成22年6月24日

宿毛市議会議長 寺田公一 殿

産業厚生常任委員長 浦尻和伸

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第17号	宿毛市生活改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第19号	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第20号	宿毛湾港港湾区域内の公有水面埋立てについて	原案可決	適当
議案第21号	栄喜漁港区域内の公有水面埋立てについて	原案可決	適当
議案第22号	市道路線の認定について	原案可決	適当
議案第23号	市道路線の認定について	原案可決	適当
議案第24号	市道路線の認定について	原案可決	適当
議案第25号	市道路線の認定について	原案可決	適当

平成22年6月23日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一 殿

総務文教常任委員長 宮 本 有 二

陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件 名	審査結果	意 見
第30号	選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出について	採 択	妥 当
第31号	永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出について	採 択	妥 当
第34号	核持込み密約を破棄し非核三原則の遵守を求める意見書の提出について	不採択	不 適 当

平成22年6月24日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一 殿

産業厚生常任委員長 浦 尻 和 伸

陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件 名	審査結果	意 見
第32号	子ども手当の廃止を求める意見書の提出について	採 択	妥 当
第33号	人権侵害救済法の成立に反対する意見書の提出について	不採択	不 適 当
第35号	子宮頸がんのワクチン予防接種の公費助成の廃止を求める意見書の提出について	不採択	不 適 当

平成22年6月23日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一 殿

総務文教常任委員長 宮 本 有 二

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 総合計画の策定状況について
  - (2) 行政機構の状況について
  - (3) 財政の運営状況について
  - (4) 公有財産の管理状況について
  - (5) 市税等の徴収体制について
  - (6) 地域防災計画について
  - (7) 教育問題について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成22年6月24日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一 殿

産業厚生常任委員長 浦 尻 和 伸

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 農林水産業の振興対策状況について
  - (2) 商工業の活性化対策状況について
  - (3) 観光産業の振興対策状況について
  - (4) 市道の管理状況について
  - (5) 環境、保健衛生の整備状況について
  - (6) 下水道事業の運営管理状況について
  - (7) 保育施設の管理状況について
  - (8) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成22年6月28日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一 殿

議会運営委員長 岡 崎 求

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
  - (1) 議会の運営に関する事項
  - (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
  - (3) 議長の諮問に関する事項
  - (4) 議会報に関する事項
- 2 理 由 議会運営を効率的かつ円滑に行うため

意見書案第1号

選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出について  
地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成22年6月28日

提出者 宿毛市議会議員 宮本有二  
賛成者 宿毛市議会議員 岡崎利久  
〃 〃 西村六男

宿毛市議会議長 寺田公一 殿

説明 口頭

選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書

民主党政権は、選択的夫婦別姓制度を導入することを柱とする民法改正案を国会に提出する用意があることを明言しており、大変懸念するところであります。

日本の夫婦同姓制度は、夫婦でありながら妻が夫の氏を名乗れない中国や韓国の封建的な別姓制度よりも、より絆の深い一体感ある夫婦関係、家族関係を築くことのできる進化した制度です。

そして、日本では、この夫婦別姓は、日常極めて普通のこととして、一般人にとって何も疑問を覚えるようなことは無く、何の不都合も感じない家族制度です。

婚姻に際し氏を変える者で職業上不都合が生じる人にとって、通称名で旧姓を使用することが一般化していますし、婚姻に際し氏を変更するも、関係者知人に告知することにより何の問題も生じません。また、氏を変えることにより自己喪失感を覚えるというような意見もありますが、それよりも結婚に際し同じ姓となり、これから新たな家庭を築くという喜びを持つ夫婦のほうが、圧倒的多数であり、極めて一般的な普通感覚です。

現在の日本の社会において、選択的夫婦別姓制度を導入しなければいけない合理的理由は何もありません。

選択的だから、別姓にしたい人はしたらよい、そのような少数者の意思を尊重するために選択的夫婦別姓制度を導入してもいいのではないかという意見がありますが、この制度を導入すること自体が、一般大衆が持つ氏や婚姻に関する習慣、社会制度を危うくすることになりかねないことです。

すなわち、別姓を望むものは、家族や親族という共同体を尊重することよりも個人の嗜好や都合を優先する思想を持っているのであり、この制度を導入することにより、このような個人主義的な偏った思想を持つものを社会や政府が公認し推進したようなことになるからです。

現在、家族や地域社会などの共同体の機能が損なわれ、けじめのないいい加減な結婚離婚が増え、離婚率が上昇し、それを原因として、悲しい思いをする子供たちが増えています。

選択的夫婦別姓制度の導入により、共同体意識よりも個人的な都合を尊重する流れを社会に生み出し、ごく普通の一般大衆にとって、結果としてこのような社会の悲しい風潮を助長する

働きをすることに危惧を持ちます。

家庭の機能として、次代を担う子供たちを立派に育て上げるというものがあります。しかし、選択的夫婦別姓制度導入論者は、夫婦の都合は声高に述べますが、子供の都合については、何も考慮に入れておりません。

夫婦別姓とは、親子別姓を意味するものです。

一体感を持つ強い絆のある家庭に、健全な心を持つ子供が育つものです。

家族がバラバラの姓であることは、家族の一体感を失う作用をします。

すなわち、子供の心の健全な成長のことを考えた時、夫婦・家族が一体感を持つ同一の姓であることがいいということは言うまでもないことです。

夫婦同姓の結婚制度は、より進化した結婚制度です。何の為に日本の婚姻制度を変え、家族制度を崩壊させようとする動きを推進するのか、普通に生活している一般人の感覚では、理解に苦しみます。

よって、国におかれましては、選択的夫婦別姓制度を導入することを柱とする民法改正案を国会に提出されることのないよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成22年6月28日

高知県宿毛市議会議長 寺田 公一

衆議院議長殿  
参議院議長殿  
内閣総理大臣殿  
法務大臣殿

----- . . . -----

意見書案第2号

永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出について  
地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成22年6月28日

提出者 宿毛市議会議員 宮本有二  
賛成者 宿毛市議会議員 岡崎利久  
// // 西村六男

宿毛市議会議長 寺田 公一 殿

説明 口頭

永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書  
民主党は、在日韓国人ら永住外国人への地方参政権付与の法案成立を目指していることを表

明しており、懸念するところであります。

政治は、世界中どの国においても、その国の国民が参加して決定すべきものであるということと言うまでもありません。外国人に参政権を与えますと、内政干渉が起こったり、国が乗っ取られたりする危険があるからです。そこまで至らなくとも、いざとなれば帰るべき母国を持つ人々に対し、国家、国民の命運を決定する参政権を与えることは、自国民に対して大変無責任な行為と言えます。

先進8カ国（G8）を見ましても、ロシアを除いて永住外国人に参政権を付与している国はありません。統合を目指すEU加盟諸国が、域内の他の国の国民に参政権を与えるという特殊な例があるだけです。

韓国では、2005年7月に在韓永住外国人に地方参政権を与えましたが、そもそも韓国の永住権を得る為には、高収入があることなど厳しい条件があり、実際に韓国で参政権を与えられている外国人は一握りです。日本人で韓国の地方参政権を得ている人は極めて僅かの人にか過ぎません。

一方、日本で永住外国人に地方参政権が得られることとなった場合、対象となる在日韓国人でも、数十万人います。決して、相互主義が成立する条件にありません。

戦後、GHQは在日韓国人・朝鮮人の帰国を手厚く支援し、日本政府はすべての希望者に帰国のための無料の船便を提供しました。戦前の移送計画によって渡日した人は戦後帰国を優先されています。現在日本にいらっしゃる在日の方々には、このとき、自らの意思で外国人として日本に残ることを望み、帰国を拒否した方たちとその子孫が殆どです。したがって、「日本政府により日本に強制連行されて日本在住を強制されたから特別に参政権を付与すべき」などという主張は通用しません。

税金とは、警察、医療、などの各種公共サービスを受けることに対して徴収されるものであり、参政権とは全く関係ありません。また、納税額や性別の区別なく全ての国民に平等に選挙権が与えられるという普通選挙制度において、納税によって参政権が与えられるという発想は合致しません。

ですから、納税をしているから永住外国人に参政権を付与すべきという考えは筋違いです。国籍法は、第4条において、「外国人は、帰化によって、日本の国籍を取得することができる」と規定しており、永住外国人が憲法に基づく参政権を取得するためには、この国籍法に定める帰化によるべきものです。

その国の政治に関与したいならば、その国の国籍を取得してその国の人になるというのが、国際的な常識です。

日本国憲法は、第15条において、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と規定し、また、第93条第2項において、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が直接これを選挙する」と規定しており、さらに、同項中の「住民」の解釈として、平成7年2月28日の最高裁判所判例は、「住民とは・・・日本国民を意味する者・・・」としていることから、日本国民ではない永住外国人に対し、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等を付与することは明確な憲

法違反であります。

よって、国におかれましては、永住外国人への地方参政権付与の法制化されることのないよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月28日

高知県宿毛市議会議長 寺田 公一

衆議院議長殿  
参議院議長殿  
内閣総理大臣殿  
法務大臣殿  
総務大臣殿

----- . . . -----

#### 意見書案第3号

子ども手当の廃止を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成22年6月28日

提出者	宿毛市議会議員	浦尻和伸
賛成者	宿毛市議会議員	今城誠司
〃	〃	中平富宏
〃	〃	濱田陸紀
〃	〃	岡崎 求

宿毛市議会議長 寺田 公一 殿

説明 口頭

#### 子ども手当の廃止を求める意見書

平成22年3月26日に国会で成立した子ども手当は、満額であれば防衛費を超える巨額の支給を要します。今の赤字財政の状況では支給の為にすべて国債に依存することになります。いわば子や孫の世代にお金を借りて今の親を支援するという他に他ならず、このまま恒久的財源の目途が全くついていない状況におきまして、恒久的政策として続けていけば、国の財政は完全に破綻してしまいます。

しかも、子ども手当の政策目的が全く不明確です。例えば、少子化対策を考えるなら第2子、第3子への支援を強化すべきですし、子育てに対する経済的支援なら、所得の低い家庭により

手厚い支援をすべきであり、子どもの給食費や医療費の無料化、保育サービスや幼児教育の充実などの政策をとるべきです。

また、本当に子どもの将来のことを考えるなら、未来に希望や夢を持てる政策を取るべきです。例えば、芸術や研究分野などに大きな予算配分をすべきです。しかし、民主党政権は事業仕分けで、芸術や研究分野の予算を削っています。日本の夢や希望を削るようなものです。一方で、お金をばらまくだけの子ども手当を推進するとは、一体本当に真剣に子どもたちの未来のことを考えているのでしょうか。

このような効果が不明瞭なバラマキ政策を取る余裕は、今の日本の財政状況ではありません。

以上、厳しい財政事情の下、このような効果と目的があいまいな手当の支給をするということは、決して日本国の為にならないことでもあります。財政破綻を回避する為に、子ども手当は廃止されるべきです。

また、子ども手当の受給資格は、国籍を問わずにただ「日本国内に住所を有する」とあるだけです。ということは、日本国内に滞在する外国籍を有する人々に本国に子どもが居ようとも子ども手当が支給させる一方、海外赴任中の日本人は、例え日本国内に子どもが住んで居ようが、子ども手当を受給することができません。普通の日本人として納得できることではありません。

海外には子どもが10人以上の家庭など数多くあります。日本と貨幣価値の差が大きい国に住む人ほど日本に出稼ぎに来る誘惑を持ちますでしょうし、新たな犯罪を誘発しますでしょう。いずれにしても、子ども手当目的の外国人の来日の例が増えますでしょう。国民が汗水垂らして働いて納めた貴重な税金が、不正な心を持つ外国人の為に海外に流出する危険性が大いにあるのです。

受給対象者を日本国籍を有する者と限定できなければ、日本国を守る為に制度自体を無くすべきです。

以上、子ども手当は、日本の子どもたちや孫たちの利益を考えて、永久的な制度として存続されるべきものではなく、即刻廃止されることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成22年6月28日

高知県宿毛市議会議員 寺田 公一

衆議院議長殿  
参議院議長殿  
内閣総理大臣殿  
厚生労働大臣殿  
財務大臣殿  
文部科学大臣殿

----- . . ----- . . -----

意見書案第4号

小中学校の耐震化の推進を求める意見書の提出について  
地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成22年6月28日

提出者	宿毛市議会議員	宮本有二
賛成者	宿毛市議会議員	野々下昌文
〃	〃	岡崎利久
〃	〃	松浦英夫
〃	〃	浅木 敏
〃	〃	西村六男

宿毛市議会議長 寺 田 公 一 殿

説明 口頭

小中学校の耐震化の推進を求める意見書

小中学校の耐震化は、子どもの生命と安全を確保することに加え、災害時の地域住民の避難場所、生涯学習や文化振興の場の永続的な確保にも繋がることから、本市にとって、喫緊の課題となっております。

本年4月には市内2小学校を統合した新たな小学校の改築が完了したところでありますが、今後も「宿毛市立小中学校再編計画」に基づき、順次、小中学校の再編と耐震化を進めて参りたいと考えています。

ご承知のとおり、本市の財政は依然として厳しい状況ですが、引き続き、整備コストと財政支出のバランスをとりながら、耐震化を推進して参りたいと考えております。

については、以下のことについて強く要望します。

記

- 1 国の第3次地震防災緊急事業5カ年計画が平成22年度で終了することから、平成23年度から27年度までを計画期間とする第4次計画を策定し、学校施設及び公共施設の更なる耐震化を推進すること。
- 2 地震防災対策特別措置法による学校施設の耐震補強に係る「平成22年度までの時限措置」を耐震化が終了するまで延長すること。
- 3 耐震性の低い学校を統合して改築する場合においても、国庫補助率「2分の1」から耐震補強工事と同じ「3分の2」に引き上げること。
- 4 耐震補強、改築工事の補助額算定の根拠となる国の定める単価を、実勢価格を反映した工事単価とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月28日

高知県宿毛市議会議員 寺田 公一

衆議院議長殿  
参議院議長殿  
内閣総理大臣殿  
財務大臣殿  
文部科学大臣殿  
総務大臣殿

----- . . ----- . . -----

### 意見書案第5号

子宮頸がんに関する意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成22年6月28日

提出者	宿毛市議会議員	浦尻和伸
賛成者	宿毛市議会議員	今城誠司
〃	〃	中平富宏
〃	〃	有田都子
〃	〃	濱田陸紀
〃	〃	中川 貢
〃	〃	岡崎 求

宿毛市議会議員 寺田 公一 殿

説明 口頭

### 子宮頸がんに関する意見書

女性特有のがんである子宮頸がんは、毎年約8,000の方が子宮頸がんと診断され、約2,500人が亡くなっている。

子宮頸がんには、他のがんにはない特徴がある。一つは、発症年齢が低いということである。子宮頸がんの発症年齢層のピークは年々低年齢化しており、1978年ごろは50歳以降だったのに対し、1998年には30代になり、20代、30代の若い女性の子宮頸がんが急増している。

もう一つは、子宮頸がんの原因のほとんどが、ヒトパピローマウイルス（HPV）の感染によるものということである。一生のうちに8割近くの女性がHPVに感染するものの、感染した女性がすべて発症するわけではなく、持続感染により子宮頸がんが発症するといわれている。このHPV感染を予防するワクチンが日本では2009年10月に承認され、同年12月から

ワクチン接種が始まった。このワクチンは、子宮頸がん全体の約7割を予防できるとされており、子宮頸がんは「予防可能ながん」ということである。

しかし、予防のためには3回の接種が必要で、接種費用が合計4～5万円と高価なことが普及の妨げとなっている。

よって、国におかれては、子宮頸がんの予防・早期発見のための取り組みを推進するため、次の事項について早急を実現するよう強く要望する。

#### 記

- 1 定期の予防接種を行えるよう、子宮頸がんを予防接種法による対象疾病に定めること。
- 2 若い女性に急増する子宮頸がんの早期発見のために、定期的な検診など、検診受診率の向上を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成22年6月28日

高知県宿毛市議会議員 寺 田 公 一

内 閣 総 理 大 臣 殿

厚 生 労 働 大 臣 殿

----- . . . -----

#### 決議案第1号

議案第8号に対する付帯決議について

議案第8号に対し、別紙のとおり決議する。

平成22年6月28日

提出者	宿毛市議会議員	岡崎利久
賛成者	宿毛市議会議員	野々下昌文
〃	〃	今城誠司
〃	〃	中平富宏

宿毛市議会議員 寺 田 公 一 殿

説明 口頭

議案第8号に対する付帯決議

- 1 本議案中、第7款商工費、第1項商工費、5目観光費、15節工事請負費の「咸陽島公園付帯工事費」並びに、「太公望気まま自然体験事業工事費」については、事業の全体の整備計画、総事業費並びに今後の運営コスト等、当該事業に関する詳細な計画を早急に提示すること。

以上、決議する。

平成22年6月28日

宿毛市議会

----- . . ----- . . -----

一 般 質 問 通 告 表

平成22年第2回定例会

質問 順位	質問議員	質 問 の 要 旨
1	4番 松浦英夫君	1 鵜来島の離島振興計画について（市長、教育長） （1）限界集落に対する基本的な考えについて （2）鵜来島地区の現状認識と取り組みについて （3）離島のし尿処理対策について （4）金融機関対策について （5）鵜来島の観光施設化について （6）鵜来島離島センターの利活用について （7）無医地区対策について （8）買い物難民対策について
2	3番 野々下昌文君	1 公共下水道事業について（市長） （1）公共下水、農漁業集落排水の財政状況と今後の運用について （2）供用地以外への取り組みについて 2 介護保険事業について（市長） （1）老老介護と包括支援センターの強化について （2）家族介護者の生活支援、その認識と本市の対応について
3	2番 岡崎利久君	1 災害時要援護者対策について（市長） 2 宿毛市次世代育成支援行動計画について（市長）
4	6番 中平富宏君	1 咸陽島公園魅力回復事業について（市長） 2 太公望気まま自然体験事業について（市長） 3 すくも84マリナーミナルについて（市長） 4 小中学校再編計画について（教育長）
5	14番 中川 貢君	1 保育園と小中学校の統合計画について（市長、教育長） 2 小中学校用務員制度の導入について（教育長）
6	5番 浅木 敏君	1 市長の政治姿勢について（市長） （1）市民の要望に応える行政について （2）国民健康保険について （3）生活保護行政について （4）住宅リフォーム助成制度について （5）福祉タクシーについて 2 教育行政について（教育長） （1）就学援助制度について

平成22年第2回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	専決処分した事件の承認について	6月28日	承 認
第 2 号	専決処分した事件の承認について	6月28日	承 認
第 3 号	専決処分した事件の承認について	6月28日	承 認
第 4 号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	6月28日	同 意
第 5 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	6月28日	同 意
第 6 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	6月28日	同 意
第 7 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	6月28日	同 意
第 8 号	平成22年度宿毛市一般会計補正予算について	6月28日	原案可決
第 9 号	平成22年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	6月28日	原案可決
第10号	宿毛市職員定数条例の一部を改正する条例について	6月28日	原案可決
第11号	宿毛市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び宿毛市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	6月28日	原案可決
第12号	職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例について	6月28日	原案可決
第13号	宿毛市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について	6月28日	原案可決
第14号	宿毛市税条例の一部を改正する条例について	6月28日	原案可決
第15号	宿毛市立運動場条例の一部を改正する条例について	6月28日	原案可決
第16号	宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	6月28日	原案可決
第17号	宿毛市生活改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	6月28日	原案可決

第18号	宿毛市定期船事業条例の一部を改正する条例について	6月28日	原案可決
第19号	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について	6月28日	原案可決
第20号	宿毛湾港港湾区域内の公有水面埋立てについて	6月28日	原案可決
第21号	栄喜漁港区域内の公有水面埋立てについて	6月28日	原案可決
第22号	市道路線の認定について	6月28日	原案可決
第23号	市道路線の認定について	6月28日	原案可決
第24号	市道路線の認定について	6月28日	原案可決
第25号	市道路線の認定について	6月28日	原案可決

陳 情

受理番号	件 名	議決月日	結 果
第30号	選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出について	6月28日	採 択
第31号	永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出について	6月28日	採 択
第32号	子ども手当の廃止を求める意見書の提出について	6月28日	採 択
第33号	人権侵害救済法の成立に反対する意見書の提出について	6月28日	不採択
第34号	核持込み密約を破棄し非核三原則の遵守を求める意見書の提出について	6月28日	不採択
第35号	子宮頸がんのワクチン予防接種の公費助成の廃止を求める意見書の提出について	6月28日	不採択